

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和4年度の接続料の改定等)について

(諮問第3148号)

<目次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	67
3	申請概要	68
4	審査結果	144

別添(大部のため省略)

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

令和4年3月18日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 三友仁志 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和4年1月14日付け諮問第3148号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和4年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。

NTT東日本・西日本に対し、現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和5年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること。（考え方2）

以上

別添

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方
－令和4年度の接続料の改定等－

意見募集期間: 令和4年1月15日(土)～同年2月14日(月)(案件番号: 145209864)
再意見募集期間: 令和4年2月17日(木)～同年3月2日(水)(案件番号: 145209885)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 6件(法人等: 4件、個人: 2件)

再意見提出者 12件(法人等: 9件、個人: 3件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	個人C
2	個人B	個人A
3	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	個人B
4	ソフトバンク株式会社	KDDI株式会社
5	楽天モバイル株式会社	東日本電信電話株式会社
6	KDDI株式会社	西日本電信電話株式会社
7		ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
8		株式会社オプテージ

9		一般社団法人IPOE協議会
10		EditNet株式会社
11		楽天モバイル株式会社
12		ソフトバンク株式会社

1 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料改定等

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <p>● NTT東西のシェアアクセス1芯あたり契約数の実績及び接続料の算定期間における見込値について、接続への参入判断や、卸料金の妥当性やNTT東日本・西日本の投資判断の適正性の確認において有用な情報であり、継続して開示すべき。</p>	<p>再意見1</p> <p>■ 接続事業者や当社における1契約あたりのサービス原価やサービススペックが類推可能となる重要な経営情報であり、接続事業者や当社の営業活動や経営に対する甚大な影響があるため、開示すべきではない。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、あわせて「NTT東西殿」といいます。)のシェアアクセス1芯当たり契約数の実績及び算定期間における見込値については開示*が行われていましたが、令和2年度の加入光ファイバの将来原価方式による複数年度算定に係る認可申請、及び令和3年度、令和4年度の加入光ファイバの乖離額調整に係る認可申請においては、当該情報が開示されていません。</p> <p>○ 令和3年3月 27 日付けで公告された接続約款の変更案等に関する意見募集(以下、「令和3年度の接続料改定等に関する意見募集」といいます。)において総務省殿は次のような考えを示されているところですが、当該情報は、NTT東西殿の加入光</p>	<p>○ 1芯あたり契約数は、以下のとおり、接続事業者様や当社における1契約あたりのサービス原価やサービススペックが類推可能となる重要な経営情報であり、接続事業者様や当社の営業活動や経営に対する甚大な影響があるため、開示すべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当社の芯線を使用していない電力系事業者様等が、加入光ファイバの1契約あたりのサービス原価を把握可能であり、当社芯線を利用する接続事業者様及び当社利用部門が、競争上、大きな不利益を被ること。 ✓ 当社の芯線を使用している接続事業者様、自らの契約数・利用芯線数を基に当社利用部門の1芯あたり契約数を類推することで、当社の加入光ファイバの1契約あたり 	<p>○ シェアアクセス1芯当たりの契約数の開示について、総務省において、NTT東日本・西日本と調整・検討を行った結果、過去に開示したことはあったものの、当該契約数は両社及び接続事業者の重要な経営情報に当たするため、開示が困難である旨の回答があったものと承知しており、当該契約者数は開示にならない情報と考えられます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ファイバ(シェアドアクセス方式)を用いてFTTHサービスを展開する事業者や光サービス卸を用いたサービスを展開する事業者にとっては、接続への参入判断や卸料金の妥当性の確認等において有用な情報であり、NTT東西殿による投資判断の適正性を確認するためにも有効であるため、今後も継続して実績、及び見込値を開示すべきと考えます。</p> <p>【令和3年度の接続料改定等に関する意見募集における総務省殿考え方】</p> <p>○ 当該情報については設備の利用状況や卸料金の妥当性の確認等において有用な情報であり、また、シェアドアクセスの接続を利用する事業者からも開示の要望がある点等を踏まえると、今後、どのような情報を開示すべきかについて、総務省においてNTT東日本・西日本と調整を行った上で検討し、必要に応じて見直しを行うことが適当と考えます</p> <p>*平成28年5月18日申請概要資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/00042127</p>	<p>のサービス原価を把握可能であり、当社が競争上、大きな不利益を被ること。</p> <p>✓ 当社の芯線を使用していない電力系事業者様等が、加入光ファイバの1契約あたりの実効帯域を類推し、サービススペックを把握することが可能となり、当社芯線を利用する接続事業者様及び当社利用部門が、競争上、大きな不利益を被ること。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 一方で、接続料の適正性の確保を図る観点から、当該契約数を向上させるための取組として、NTT東日本・西日本においては、光配線区画の見直しを従前から行っているものと承知しており、総務省においては引き続き、当該取組の実施状況を注視することが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
0.pdf (ソフトバンク株式会社)			
意見2 ● 加入光ファイバ接続料の算定期間が終了する都度、直近では令和4年度に、耐用年数の見直し状況について総務省が検証し、その結果を一般公表した上で、接続料の算定時に適用されている耐用年数と検証結果に乖離がある場合は、速やかに接続料を見直すべき。	再意見2 ■ 光ファイバの耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的とするのではなく、適正な決算を行うという財務会計上の観点から行うもの。 ■ 今後、現行の接続料の算定期間が終了しようとする時期に改めて検証し、次期接続料の認可申請までに検証結果を総務省に報告する。 ■ 詳細なデータ等は基本的に一般公表できないものの、可能な限り公表する。 ● 賛同意見(1者)	考え方2	
○ 令和3年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためには、接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)第三次報告書において「今後とも、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況について総務省からNTT東日本・西日本に見解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一	○ 光ファイバの耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものです。 ○ 今後については、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書を踏まえて、現行の算定期間が終了しようとする時期において、財務会計の観点から改めて光ファイバの耐用年数を検証し、次期接続料の認可申請までに検証結果を総務省に報告する考えです。 ○ なお、詳細なデータ等は当社の経営情報にあた	○ 光ファイバの経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直していく必要があると考えます。 ○ 総務省においては、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>一般公表することが適当」との記載があるように、少なくとも複数年度の算定期間が終了する都度、直近では令和4年度に検証を行い、その結果を確実に一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>ることから、基本的に一般公表できるものではないと考えますが、総務省に報告した内容のうち、一般公表可能な内容については、可能な限り公表する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ボトルネック設備であるNTT東・西の加入光ファイバについては、今後も5GやIoT等の大量トラフィックを支える通信インフラとしての重要性がより高まると認識しており、更なる接続料の低廉化が求められます。2021年5月28日の郵政行政審議会答申書においても、総務省より「加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況についてNTT東日本・西日本に見解を求め、関連データ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当」との考え方が示されております。そのため、左記の意見のとおり、NTT東・西の加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了する2022年度におい</p>	<p>点から、耐用年数の見直しに関する状況についてNTT東日本・西日本に見解を求め、関連データ等の提供も受けて検証することが適当と考えます。</p> <p>○ 現在の加入光ファイバ接続料の算定期間が令和4年度に終了することから、令和5年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、これらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請することが適当と考えます。(要請)</p> <p>○ なお、総務省においては、その報告を踏まえた検証結果をできる限り一般公表することが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>て、光ファイバの耐用年数に最新のデータ、検証結果が反映されているかを総務省において検証し、その結果について認可申請時に一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合は接続料金を速やかに見直すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は依然として大きく、自己資本比率も高い水準で推移していることから、景気の良化により自己資本利益率が増加した場合、報酬額・接続料が大きく上昇することが懸念されるため、様々な視点から報酬の在り方について包括的に議論すべき。 ● 「光ケーブルの未利用芯線」について、今年度の調査では調査対象が追加されておらず、現在の取組が実態把握の強化として十分とする理由の説明もされていない。 ● 当該調査で得られる情報は、議論の基礎となる情報であり、その調査対象範囲や取得方法などの妥当性は極めて重要であることから、実態把握の強化に向けた取組の妥当性の説明及び実態把握の強化に向けた追加の取り組みがなされるべき。 	<p>再意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 報酬は、電気通信設備の構築・維持・運営や、役務や機能の安定的な提供のための資本コストであり、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込むべきもの。 ■ 報酬の構成比の上昇の要因は、設備管理運営費が大幅に減少したことであり、それ自体に問題はない。また、自己資本比率の水準は、電気通信役務の安定的な提供の確保のため、負債の返済を進めてきた結果であり、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではない。 ■ ケーブルの芯線使用率に係る実態把握の強化については、時系列での蓄積は引き続き進めていく考えだが、サンプルビルの拡大については、今後の状況に鑑みて総合的に判断する必要がある。 ● 仮に未利用芯線をレートベースから除外すると、NTT東日本・西日本以外の自己 	<p>考え方3</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>設置事業者における投資インセンティブが減退し、自己設置事業者と接続事業者との間の競争に歪みが生じる可能性があることから、光ファイバケーブルの未利用芯線の取扱に関する議論については、多角的かつ慎重に検討することが必要。</p>		
<p>○ 令和2年度(FY20)実績においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年度の加入光ファイバ将来原価方式による複数年度算定に係る認可申請の予測値と比べて報酬の実績値は減少したものの、〈参考1〉にあるように依然として加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きく、また、NTT東西殿の自己資本比率も高い水準で推移しており、景気の良化などで自己資本利益率が上昇すれば、報酬額・接続料が大きく上昇することも懸念される状況です。</p> <p>○ こうした状況に鑑みれば、令和3年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、例えば以下のような論点も含め様々な視点から、改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。</p> <p>①「光ケーブルの未利用芯線」の扱いの議論が</p>	<p>○ 接続料原価に見込んでいる報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するための資本コストであり、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込むべきものと考えます。</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料原価において、資本コスト(報酬)の構成比が高まっている主な要因は以下のとおり設備管理運営費が大幅に減少してきたこと等であり、それ自体に問題のあるものではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 果断の効率化努力により費用削減を進めてきたこと ✓ 償却方法の定額法への移行や耐用年数の見直しといった会計制度変更により、各年度の減価償却費が大きく減少したこと ✓ 会計制度変更により減価償却費が減少したこととのトレードオフで、レートベースの 	<p>○ 報酬額の動向が加入光ファイバの接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、今後の報酬額の推移について注視するとともに、報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 加入光ファイバの未利用芯線について、総務省においては、NTT東日本・西日本から加入光ケーブル資産に関するデータ及び評価分析結果の提供を今後も定期的に受け、それを基に検証する</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>研究会でなされ未利用芯線の情報が蓄積されつつあること。</p> <p>②「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等-」において、KDDI殿が「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」である旨意見し、それに対して、平成28年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31日)において、「総務省において参考とすることが適当」とされていること。</p> <p>③公共料金算定における自己資本比率として、電力業界では30%(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項)、ガス業界では35%(一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表)と固定されているところ、今回適用のNTT東日本殿における自己資本比率は78.5%、NTT西日本殿における自己資本</p>	<p>基となる正味固定資産価額が減少しづらくなったこと</p> <p>○ 資本コストの算定方法に関し、①～③の各項目についての考えは、以下のとおりです。</p> <p>①加入光ファイバに係る投資の適正性については、現在、接続料の算定等に関する研究会において、光ケーブルの芯線使用率に関する時系列のデータを蓄積することにより、その合理性に関する検証を継続しているところです。</p> <p>②資本構成比の算定方法については、平成28年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31日)において「総務省において参考とすることが適当」とされた後、接続料の算定等に関する研究会における議論を経たうえで、第一次報告書の中で</p> <p>『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮</p>	<p>ことが適当と考えます。また、関連データ等については、できる限り一般公表されることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、更なるサンプル数の増加を検討するなどの実体把握の強化に向けた取り組みについては、引き続きNTT東日本・西日本において検討することが適当と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>比率は54.3%と他業界に比し著しく高い状況にあることから、例えば固定値や上限を設ける事に対する是非について。</p> <p>○ なお、「光ケーブルの未利用芯線」の取り扱い議論については、研究会第四次報告書(令和2年9月25日)において「NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実体把握の強化に向けた取り組みを継続することが適当」とされています。しかし、実体把握の強化に向けた取り組みが実施されたのは、第43回研究会(令和3年4月13日)において、架空光ケーブルの調査対象として八戸三沢ビル・金沢松任ビルが追加されたことにとどまり、今年度のNTT東西殿による光ケーブルの未利用芯線の調査結果では調査対象の追加がありませんでした。第29回研究会(令和2年1月30日)で弊社が主張した95%の信頼係数を担保するためのサンプル数である約400局とも大きく乖離しており、現在の取り組み状況が実体把握の強化として十分とする理由</p>	<p>することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要がある</p> <p>との整理が図られたため、既に接続料算定に織り込んで算定しているものです。</p> <p>③接続料算定に用いる諸比率については、設備運営の実態を踏まえたコスト回収を行うため、レートベースの基となる固定資産価額と同様に実績を用いています。</p> <p>○ なお、当社の自己資本比率の水準については、電気通信役務の安定的な提供の確保のため、負債の返済を進めてきた結果であり、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではありません。</p> <p>○ また、光ケーブルの芯線使用率の実態把握に係るサンプルビルの拡大については、調査には現場を含め稼働やコストがかかる一方、調査対象ビルの追加によって統計的な信頼性が担保されるものではないことから、現時点で直ちにサンプルビルの拡大を行う予定はありませんが、今後、追加の範囲や必要性等について具体的な議論が行われた</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の説明もなされていません。</p> <p>○ 当該調査によって得られる情報は、「光ケーブルの未利用芯線」の取り扱い議論の基礎となる情報であり、その調査対象範囲や取得方法などの妥当性は極めて重要であることから、実態把握の強化に向けた取り組みの妥当性の説明及び実態把握の強化に向けた追加の取り組みがなされるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>場合は、その内容等を踏まえ、総合的に判断していく考えです。</p> <p>○ 当社としては、時系列データを蓄積し、投資の合理性に関する検証を継続していただくことが重要と考えており、今後も適切に対応していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの未利用芯線の取り扱い議論について、以下のような点を踏まえて多角的かつ慎重に検討することが必要と考えます。</p> <p>○ 未利用芯線は新規ユーザーへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、自己設置事業者が迅速・かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。</p> <p>○ また光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空き芯不足により追い張り工事が発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>築・運用コスト全体の抑制を目指して設備構築することになります</p> <p>○ また未利用芯線をレートベースから除外することは、自己設置事業者は未利用芯線つまり先行投資を含めたコストを実際に負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストで設備を使うことになり、接続事業者を有利とするものと考えます。仮にそうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT東西殿から借りる」方が有利となり、NTT東西殿以外の多数の自己設置事業者における投資インセンティブが減退するとともに、自己設置事業者と接続事業者との間の競争に歪みが生じる可能性があると考えます。</p> <p>(株式会社オプテージ)</p>		
<p>意見4</p> <p>● 加入光ファイバの接続料について、予見性確保の観点から、将来原価方式による算定が引き続き有効。ただし、予測と実績の乖離を調整することを前提に運用されることが望ましい。</p>	<p>再意見4</p> <p>■ 令和5年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の算定方法については、今後検討。</p> <p>■ 将来原価方式による算定を行う場合は、乖離額調整を前提とすべき。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 加入光ファイバの需要は今後も伸びることが予想されるため、その接続料については、予見性を確保する観点から、実際に構築される設備に係るコ</p>	<p>○ 令和5年度以降に適用する加入光ファイバ接続料の算定方法については今後検討していきますが、将来原価方式による算定を行う場合は、接続</p>	<p>○ 令和5年度以降に適用される加入光ファイバの接続料の算定方法については、今後</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ストに基づいた将来原価方式による算定が引き続き有効であると考えます。ただし、予測と実績の差を調整することを前提に運用されることが望ましいと考えます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>料は設備を利用する事業者様が実際にかかったコストを応分に負担することが原則であること等から、乖離額調整を前提とすべきと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>NTT東日本・西日本において検討を進めるとともに、総務省においては、接続約款の認可プロセス等を通じて、その適正性を確認することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号に基づく将来原価方式により算定を行う場合には、原則として、同規則第12条の2第1号に基づき、調整額は0とされており、乖離額調整が必要と認められる場合には、本申請と同様、NTT東日本・西日本において、同規則第3条に基づく許可申請を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見5</p> <p>● 加入光ファイバは今後も需要の増加が想定され、</p>	<p>再意見5</p> <p>■ これまでも、コスト・投資の効率化を進め、接続</p>	<p>考え方5</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>その接続料の低廉化の必要性は更に増しており、NTT東日本・西日本においては、今後も継続したコスト削減・効率化の対応を実施するよう要望。</p> <p>● コスト削減・効率化の確実かつ継続した実施を促すため、2023年度以降も、費用や投資の効率化の実施内容やその効果等に関するNTT東日本・西日本から総務省への報告を継続し、総務省において状況の注視や検証を実施する必要がある。</p>	<p>料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところ。引き続き、企業としての当然の経営努力として、効率化及び費用削減に努める。</p> <p>■ 加入光ファイバに係る効率化及び費用削減に関する取り組みとその効果については、今後も継続して総務省へ報告する。</p> <p>● ソフトバンクの意見に賛同(2者)</p> <p>● KDDIの意見に賛同(1者)</p>		
<p>○ 光ファイバの費用削減等に係る取り組みの報告について</p> <p>○ 2022年1月21日実施の接続約款変更の認可申請に関する説明会において、NTT東・西より「光ファイバの効率化施策は出し尽くしたため、今後の大幅なコスト削減の見込みがない」という旨の説明がございました。</p> <p>○ 光ファイバについては、今後の5G通信ネットワークの構築や光ブロードバンドサービス展開における通信インフラとしての重要性がますます高まっており、ボトルネック設備であるNTT東・西の加入光ファイバ接続料の低廉化の必要性は更に増している状況であることから、今後も継続したコスト削減・効率化の対応を実施いただくよう要望いたします。</p>	<p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところです。</p> <p>○ 加入光ファイバの費用は、当社が7割以上を負担するものでもあり、株主やステークホルダーの負託に応える企業としての当然の経営努力として、引き続き効率化及び費用削減に努める考えです。</p> <p>○ また、加入光ファイバに係る効率化及び費用削減に関する取り組みとその効果については、今後も継続して総務省へ報告する考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>○ 令和3年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可における本審議会の答申^{*1}を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対して行われた要請^{*2}を受けて、現在の加入光ファイバ接続料の算定期間である、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果について、それぞれの年度の会計実績が取りまとまる年度において総務省に報</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ また、総務省要請に基づき、NTT東・西においては2020年度から2022年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告を実施することとなっておりますが、NTT東・西に対しコスト削減・効率化の確実かつ継続した実施を促すため、2023年度以降も同様の報告を継続し、適切な効率化・費用削減が実施されているかを検証する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバの令和3年度、令和4年度の適用接続料に関しては、新型コロナウイルス蔓延の影響による自己資本利益率の減少が主要因と認識しています。</p> <p>○ 一方でNTT東西殿が開示している算定根拠資料上の端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)の指定設備管理運営費に着目すると、令和元年度の指定設備管理運営費の実績と比べ、令和2年度の実績はNTT東西殿双方で上昇傾向です。加入光ファイバは今後も需要の増加が想定され、それに伴いコストが増加することも想定されますが、</p>	<p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところ です。</p> <p>○ 加入光ファイバの費用は、当社が8割以上を負担するものでもあり、株主やステークホルダーの負託に応える企業としての当然の経営努力として、引き続き効率化及び費用削減に努める考えです。</p> <p>○ また、加入光ファイバに係る効率化及び費用削減に関する取り組みとその効果については、今後も継続して総務省へ報告する考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、NTT 東・西に加入光ファイバの費用削減・効率化等の確実かつ継続した対応をいただくため、総務省においては、報告対象期間が終了した2023年度以降も、NTT東・西に対して各年度の費用や投資の効率化の実施内容、効果等についての報告の要請を行い、取り組み状況を注視されることを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>告されることとなっているものと承知しております。</p> <p>○ NTT東日本・西日本の加入光ファイバは、接続事業者にとって不可欠性を有することから、NTT東日本・西日本においては、引き続き効率化及び費用削減に努めるとともに、総務省においては、当該報告を通じてNTT東日本・西日本の取組を注視し、必要に応じて、制度的な対応を含めて検討することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、費用のうち、労務費単金や管理費といった人件費は、今後上昇していくことが予想されることから、来年度以降の当該報告においては、電気通信事業会計規則に定める施設保全費、共通</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>NTT東西殿においては指定設備管理運営費の低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、現在の加入光ファイバ接続料の算定期間まで実施された以下取り組みは、一定程度NTT東西殿のコスト削減インセンティブに寄与したものと考えられるため、総務省殿においてはNTT東西殿に対し、令和4年度以降も当該取り組みを実施するよう要請いただき、状況を注視いただきたいと考えます。</p> <p>【現在の加入光ファイバ接続料の算定期間まで実施された取り組み】</p> <p>○ 各年度の費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告すること (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 今後とも NTT 東西殿に対して、更なる接続料の低減に向けた効率化及びコスト削減等の対応努力を要望する点について賛同いたします。 (楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿(以下、「KDDI 殿」といいます。)の意見に賛同します。</p> <p>○ KDDI 殿の意見にもあるとおり、今後の 5G、beyond 5G 構築や光ブロードバンドサービスの拡大に鑑みると、光ファイバの重要性はますます高まり、ボトルネック設備である東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、あわせて「NTT 東西殿」といいます。)の加入光ファイバ接続料の低廉化の必要性は更に増します。</p> <p>○ NTT 東西殿においては、今後も継続したコスト削減・効率化の対応を実施いただくとともに、総務省殿においては、2023 年度以降も、NTT 東西殿に対して、費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告するよう要請のうえ、状況を注視いただきたいと考えます。</p>	<p>費、管理費、減価償却費、固定資産除却費といった業務区分毎の費目を用いて、費用の内訳を分類する等した上で、各項目の削減・効率化の程度が可視化されるような形で、報告することが適当と考えます。</p> <p>※1 令和3年5月28日付け情郵審第24号</p> <p>※2 令和3年5月28日総基料第124号</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	(ソフトバンク株式会社)		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光信号引込線等設備に係る維持負担額は、利用者の解約後に残置する引込線に対して発生するものの、接続事業者は、解約後の利用者から回収することができない。 ● 残置回線の増加により、接続事業者の負担総額は年々増加しているため、加入光ファイバ接続料の更なる低廉化が必要。 ● このため、引込線転用スキームの早期実現が重要であるが、さらに、引込等設備に関する接続料の在り方についても今後検討する必要がある。 ▲ NTT東日本・西日本と、それら以外の事業者間での、契約変更における引込線の転用を迅速に実現すべき。 	<p>再意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 光信号引込線等設備の利用中止にあたり、引込線を撤去するか維持するかについては、接続事業者が利用者と調整の上、選択しているもの。 ■ 引込線を維持する場合には、維持負担額として、必要なコストを適正な方法で接続事業者が負担している。 ● KDDIの意見に賛同(1者) 	<p>考え方6</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 光信号分岐端末回線の加算料、および光信号引込等設備の維持等に係る負担額について ○ 引込等設備に係る維持負担額は、お客様解約後に残置する引込線に対して発生する維持費用であるものの、接続事業者は解約後の利用者から回収できない接続料となります。 ○ これまでの経緯として、お客様による弊社サービス解約時においては、再利用のケースを想定し、引込線を撤去せず残置しておりましたが、フレッツ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光信号引込線等設備の利用中止の申し出に際し、引込線を撤去するか、維持するかは利用者調整の上、接続事業者様に選択いただいているところです。 ○ その上で引込線維持を選択された場合には、引込線等設備に係る維持負担額として、必要なコストを適正な方法で負担していただいているものと認識しています。 <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いわゆる残置回線の増加に伴い、接続事業者が負担する、当該回線に係る「光信号引込等設備の維持等に係る負担額」の総額も増加している旨の御意見につきましては、現在、その実現に向けて事業者間協議が実施されている、接続事業者と光コラボ 	<p>無</p>

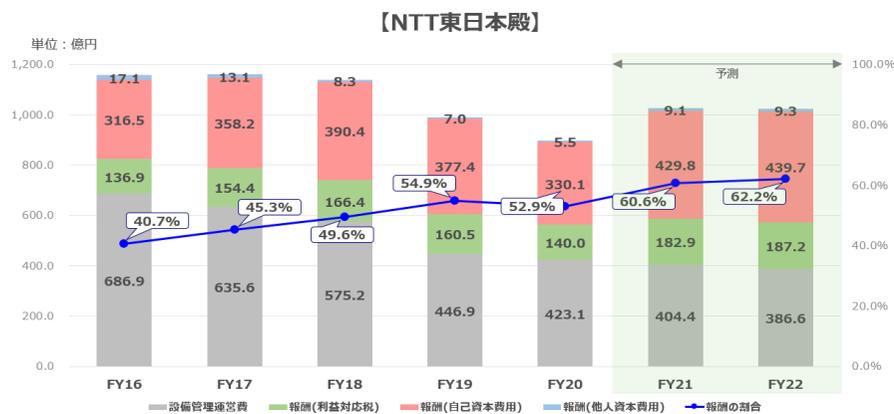
意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>光卸であるコラボ光サービスが開始されたこと等により、接続事業者の残置回線を流用・転用できないサービス変更ケースが増加したことから、残置回線は増え続けている状況です。</p> <p>○ また、「競争ルールの検証に関するWG」の議論の結果、スイッチングコスト低減によりFTTH市場の流動性が高まることが予想され、それに伴い引込等設備である残置回線数が今後もさらに増えてしまうことにより、シェアドアクセスにおける接続事業者への影響が大きくなると考えております。</p> <p>○ 引込等設備の維持負担額はNTT東日本においては▲7円、NTT西日本においては▲3円と下がっているものの、弊社においては現に接続料の改定率を超える残置回線の増加により、負担総額も年々増加しているため、接続料の更なる低廉化が必要な状況です。</p> <p>○ 現在事業者間で協議を実施している引込線転用スキームについては、早期実現が重要であると考えておりますが、上記課題を踏まえ、引込等設備に関する接続料の在り方についても今後検討する必要があると考えております。</p>	<p>○ KDDI 株式会社殿の意見に賛同致します。</p> <p>○ 光信号分岐端末回線の加算料、および光信号引込等設備の維持等に係る負担額について、どのような在り方が望ましいものであるかについて検討が必要と考えます。また、「競争ルールの検証に関する WG」の議論に関連して、現在行われている事業者協議には弊社も参加しており、開通納期の短縮にもつながる可能性がある引込線転用についての早期実現が重要と考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>事業者間の引込線転用による工事削減のスキームが、当該総額の緩和にも資するものと考えられることから、当該スキームが早期に実現されることが重要と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、その状況も注視しつつ、必要に応じて、引込線設備等の維持負担に関する接続料のあり方を検討することが適切と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>(KDDI株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光回線のNTT東西→NTT以外、NTT以外→NTT東西における契約変更において引込線転用を迅速にかつなるべく前倒しで提供できるようにすべきではないでしょうか？ ○ 光回線サービスに不満があり、解約後に別のサービスに乗り換えるのが手軽になれば劣悪なサービスを提供する不良事業者の淘汰になりかえって通信サービスの質向上になる。 ○ また、引込線転用が進めば利用されず維持管理費用がかさむ問題が解消され、光信号分岐端末回線及び光屋内配線の利用率向上及び原価償却が進み1芯線あたり2ユーザという低収容率の場合のシェアドアクセス方式に係る接続料の低減化に寄与する。 <p>残置後の設備再利用が進まず？「auひかりホーム」設備撤去義務化&値上げ 背景に迫る https://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/1803/15/news101.html FTTH工事における事業者間連携による工事削減</p>			

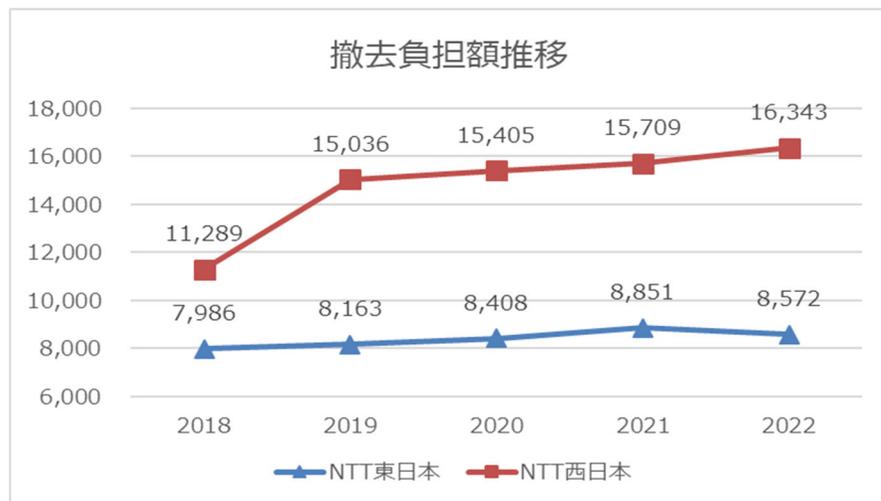
意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の検討状況</p> <p>http://www.soumu.go.jp/main_content/000754095.pdf</p> <p>(個人A)</p>			
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光信号引込線等設備の撤去に係る負担額は直近5年間で増加傾向にある。 ● 利用者に請求できる撤去工事費に関する、消費者保護のための新たなルールが制定されたことで、撤去に要した費用を全額請求できないケースが増加する見込みであり、今後も撤去負担額の増加傾向が継続する場合、接続事業者に大きな影響がある。 ● NTT東西において継続したコスト削減・効率化施策等の対応を実施するとともに、その効果の注視と正当性の検証を総務省に要望する。 	<p>再意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 光信号引込線等設備の利用中止にあたり、引込線を撤去するか維持するかについては、接続事業者が利用者と調整の上、選択しているもの。 ■ 引込線を撤去する場合には、撤去に係る負担額として、必要なコストを適正な方法で接続事業者が負担している。 ■ 接続料は、設備の貸し出しに際して実際に発生した費用を接続事業者が負担するものであり、その方法と利用者料金への織り込み方法は関係がない。 ■ 引き続き効率化及び費用削減に努める。 ● KDDIの意見のうち、効率化及び費用削減を求める点について賛同(1者) 	<p>考え方7</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 光信号引込等設備の撤去に係る負担額について ○ 光信号引込等設備の撤去に係る負担額(以下、「撤去負担額」という。)は、直近5年間において概ね増加傾向(図1参照)にあり、2018年度単金と比 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光信号引込線等設備の利用中止の申し出に際し、引込線を撤去するか、維持するかは利用者と調整の上、接続事業者様に選択いただいているところ。 ○ その上で引込線撤去を選択された場合には、光 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「光信号引込等設備の撤去に係る負担額」については、NTT東日本・西日本において、引き続き効率化及び費用削減の取組を進めるとも 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>較すると、NTT東日本においては+586円、NTT西日本においては+5,054円となっております。</p> <p>○ 「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」において、事業者が利用者へ請求できる撤去工事費に関する新たなルールが制定され、実際に撤去に要した費用を全額請求することができないケースが増加する見込みであることから、今後も撤去負担額が増加していく場合、接続事業者にとって大きな影響がございます。</p> <p>○ NTT東・西においては、継続したコスト削減・効率化施策等の対応を実施し、総務省においてはその効果の注視と正当性を検証いただくことを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>信号引込等設備の撤去に係る負担額として、必要なコストを適正な方法で負担していただいているものと認識しています。</p> <p>○ また、接続料は設備の貸し出しに際し、実際に発生した費用を接続事業者様にご負担いただくものであり、接続料の負担方法と利用者料金への織り込み方法は関係がないものと考えます。</p> <p>○ なお、費用の大宗を負担するのは当社であり、当社としても引き続き効率化及び費用削減に努める考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 今後ともNTT東西殿に対して、更なる接続料の低減に向けた効率化及びコスト削減等の対応努力を要望する点について賛同いたします。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>に、総務省においては、その取組を注視し、必要に応じて、制度的な対応を含めて検討することが適切と考えます。</p> <p>○ なお、「消費者保護ルールのあり方に関する検討会」での議論を踏まえて令和4年2月22日に改正・公布された電気通信事業法施行規則では、消費者保護の充実という趣旨でスイッチングコスト低減を図っているものと承知しています。</p> <p>○ また、同規定は解約時に一括して工事費を請求することを原則禁止しているに過ぎず、必ずしも所要費用全額を回収することを禁じているわけではないと承知しています。</p>	

意見3 <参考1> (ソフトバンク株式会社)
 加入光ファイバ接続料原価に占める報酬の割合*



意見5 <図1> (KDDI株式会社)



2 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料改定等

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続事業者の予見性を高める観点から、NTT東日本・西日本において、接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や、変動要因を把握した場合には、早期に情報開示することを要望。 ● 例年10月末に行われる速報値開示の際に、接続料変動の原因や報酬に関する情報を開示することを要望。 	<p>再意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 接続事業者の予見性確保の観点から、資本コストの算出に係る各種比率について、再計算報告に用いた値を可能な限り毎年度10月末に開示する。 	<p>考え方8</p>	<p>修正の有無</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続事業者の予見性を高める観点から、NTT 東西殿において接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や接続料に大きく影響する要因(需要の大幅減少・災害等による指定設備管理運営費の上昇等)を把握した場合などには、可及的速やかに接続事業者に対して情報提供を行うなどできる限り早期の情報開示を行っていただきたいと考えます。 ○ 例えば、例年 10 月末開示の速報値開示の際に、例年認可申請時に実施される接続料変動の原因の開示や報酬に関する情報も開示いただくことが考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己資本利益率等、資本コストの算出に係る各種比率について、いただいたご意見も踏まえ、再計算報告に用いた数値を、可能な限り毎年度10月末に、当社の自主的な取り組みとして、接続事業者様における予見性確保の観点から開示する考えです。 <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本・西日本において、再計算報告に用いた数値を、可能な限り毎年度10月末に開示する考えが示されており、総務省においては、この取組を注視することが適当と考えます。 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
(ソフトバンク株式会社)			
<p>意見9</p> <p>● ドライカップ回線の需要の減少が見込まれることから、利用見込みのない資産について、NTT東日本・西日本において毎年度検討の上、継続的に減損処理を実施すべき。</p>	<p>再意見9</p> <p>■ 引き続き費用削減及び効率化に努める。</p> <p>■ ドライカップの設備管理運営費は、必ずしも需要の減少に連動して減少するものではない。</p> <p>■ メタルケーブルの減損処理については、財務会計の適正化の観点から、必要に応じて対応を進めていく。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>○ 平成 30 年以降、NTT 東西殿によるドライカップの減損処理は実施されておりましたが、令和 3 年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、ドライカップ回線の需要は引続き減少していくことが見込まれることから、利用見込みが無くなった資産については NTT 東西殿において毎年度検討の上、継続的に減損処理を実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ ドライカップの費用は、当社が9割以上を負担するものでもあり、当社としても引き続き費用削減及び効率化に努める考えです。</p> <p>○ ドライカップの設備管理運営費について、需要の減少傾向は継続すると想定されますが、ケーブル単位で保守を実施するため、必ずしも需要の減少に連動して設備管理運営費が減少するものではありません。</p> <p>○ なお、今後のメタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、財務会計の適正化の観点から、当社として必要に応じて対応を進めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本において、引き続き、費用削減・効率化に努めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見10</p> <p>● NTT東西において、作業単金の低廉化につながる</p>	<p>再意見10</p> <p>■ 引き続き費用削減及び効率化に努める。</p>	<p>考え方10</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
よう、作業効率化等を検討するよう要望。			
○ NTT 東西殿の作業単金は長らく大きな料金の変動がありません。作業単金は労務費が占める割合も大きいですが、NTT 東西殿においては、作業効率化等により作業単金の低廉化につながるようご検討いただきたいと思います。 (ソフトバンク株式会社)	○ 費用の大宗を負担するのは当社であり、当社としても引き続き費用削減及び効率化に努める考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ NTT東日本・西日本において、引き続き効率化及び費用削減の取組を進めるとともに、総務省においては、その取組を注視することが適当と考えます。	無

3 その他

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見11 ● 今回更改するIPoEのゲートウェイルータについては、更改を機に、当面の措置としての網改造料に準ずる扱いを終了し、他県に現在設置されているゲートウェイルータも速やかに本則通り計算すべき。 ● 既存のIPoE事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続けることは、公正競争や制度面において大きな問題。 ● 利用中止費がポートで按分されるとすると、装置の利用期間と関係なく負担することになるため、途中で参入した事業者は、利用期間に比して高い利用中止費を支払うことになる。	再意見11 ■ 関門系ルータ交換機能の接続料算定方法については、関係団体と協議を行ったものの、事業者及び団体によって見解の相違があることに加え、利用中止費の現行の算定方法は、費用の発生の様態に応じた負担となる点で接続料の原則に照らしても適切であることから、算定方法の見直しを行う状況にはないと考えており、今回の認可申請においても、附則第6項に基づく許可申請を行った。 ■ 直近3年間においても複数の接続事業者が新たにIPoE接続を開始していることも踏まえれば、現行の接続料の算定方法が新規参入の障壁となるとの指	考え方11	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● 基本的な接続機能として使用料化されたゲートウェイルータは、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平。現行の経過措置は新規参入の障壁になるだけでなく、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはならない。</p>	<p>摘は当たらない。</p> <p>■ 今後も継続して協議を実施し、要望内容の把握を行うとともに、事業者間の合意が整えば、必要な対応を行っていく。</p> <p>● 利用中止費の算定方法は、必ずしもポート数に応じた利用中止費の発生が確定しているわけではなく、全接続事業者の合意の上、NTT東西との協議をもって決定されていることに留意すべき。</p> <p>● 接続事業者が経済合理性に基づいた判断で合意ができる状況であり、新規参入事業者にとってもその状況に変わりはない。</p> <p>● 賛同意見(1者)</p>		
<p>○ IPoEのゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められています(接続料規則平成30年2月26日附則6項)、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。今回更改するIPoEのゲートウェイルータについては更改を機に当面の措置の適用を終了し、また他県に現在設置されているゲートウェイルータも速やかに本則通り計算すべきです。</p> <p>○ なお、既存のIPoE事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続</p>	<p>○ 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)(以下、GWRといいます)は省令改正(平成30年総務省令第6号)を踏まえて、網改造料から網使用料に変更したものです。当該機能の利用が開始されたときからの前提である、利用を停止したことに伴う費用を当該事業者様に個別負担いただくという方法を変更すると、接続事業者様への影響が大きいことから、従前どおりの負担方法とする必要があるため、毎年度附則第6項の規定に基づく附則許可をいただいていたところ です。</p> <p>○ 2021年度に適用する接続料の認可にあたり、</p>	<p>○ 本件接続料は、その性質に照らせば、各方面の関係事業者の意見も聴きつつ、利用見合いで負担されるように移行していく必要があるものです。</p> <p>○ 令和3年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可における本審議会の答申^{※1}を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対して行わ</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもの制度の趣旨を骨抜きにするものであることから、公正競争や制度面において大きな問題です。</p> <p>○ このような機会に経過措置を打ち切らなければ、研究会などの場でプロセスを踏んで決めた使用料化の政策を、一部の当事者の意向で無視できることになり、研究会の議論をないがしろにすることになります。法令でも原則は純粋な使用料とされているのですから、経過措置をやめて本則に戻したとしても、既存当事者に不当な不利益が生じることは考えられません。</p> <p>○ 今回、大阪POI等のゲートウェイルータの更改にあたって、接続事業者は1ポートあたり5～7百万円に上る利用中止費を負担するとされています(総務省説明資料p17)。また、2021年4月に行われた東京POIのゲートウェイルータの更改では、接続事業者全体で概ね1億1400万円(1ポートあたり250万円程度)を負担したとみられます(2021年度接続料改定の際の総務省説明資料p19)。この利用中止</p>	<p>GWRの接続料算定方法についてご意見をいただいたことを踏まえ、パブリックコメントの提出がなされた団体様と複数回に渡り、協議を実施してきました。</p> <p>○ 現在、既にIPoE接続を行い接続料を負担されている事業者様からは、GWRの接続料算定方法について現行の方法を継続するのご要望をいただいている一方で、他の団体様からは、GWRの利用中止費については、本則とおり、すなわち、利用中止を要望した事業者様が個別に負担するのではなく、当該利用中止費は接続料原価に算入し、GWRを利用する事業者全体で負担すべきのご意見をいただいたものの、現行の利用中止費の算定方法により生じている問題や見直しの必要性については協議において明らかになっていない状況です。</p> <p>○ 当社としては、前述のとおり、現行の算定方法により生じる問題や見直しの必要性について明らかとなっていないことや、算定方法の見直し要否について事業者様・団体様によって見解の相違があることに加え、利用中止に係る費用の支払いを当</p>	<p>れた要請^{*2}を受けて、NTT東日本・西日本において、算定方法の見直しについて、新たにIPoE接続を要望する事業者等も含めた接続事業者との協議を踏まえて検討し、総務省にその検討結果を昨年10月末に報告したものと承知しています。</p> <p>○ また、その報告内容は「接続料の算定等に関する研究会」に対して総務省から報告されたものと承知しており、今後、当該研究会において、本件に関する議論を進めることが必要と考えます。</p> <p>○ 総務省及びNTT東日本・西日本においては、その議論の結果を踏まえ、必要な対応をとることが適切と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>費はポートで按分されるならば、装置の利用期間と関係なく負担することになるため、途中で参入した事業者は利用期間に対して高い利用中止費を支払うこととなります。また、このような「同意」を参入の時点で条件とすることは甚だ不適切なため、更改の時期に全事業者の同意が成立するとは限りません。</p> <p>○ 基本的な接続機能として使用料化されたゲートウェイルータは、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。また、IPoE方式の利用ポート数は今後も増えることが見込まれることと、そもそも複数の事業者で共用することを最初から前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても転用は容易です。現行の経過措置は新規参入の障壁になるだけでなく、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>該機能の利用を停止した事業者様に求める現行の算定方法は、費用の発生の様態に応じた負担となる点で接続料の原則に照らしても適切であることから、算定方法の見直しを行う状況にはないと考えており、2022年度に適用する接続料の申請においても附則第6項に基づく許可申請を行ったところです。</p> <p>○ GWRの更改等で生じる利用中止費については、その都度、利用期間の加味を含む費用負担の方法を事業者間協議によって決定し、同意いただいているものと認識していますが、仮に日本インターネットプロバイダー協会殿(以下、JAIPA殿といいます)のご要望のとおり、利用中止を要望した事業者様が個別に負担するのではなく、当該利用中止費を接続料原価に算入した場合、装置更改後に新たに接続を開始した事業者様にもその費用負担を求めることとなるため、新たに接続を開始する事業者様の負担が増大する可能性もあります。そのため、受益者負担の観点においては、更改に伴う利用中止に係る費用は更改前の装置を利用していた事業者様でご負担いただく方が適切であるとも</p>	<p>※1 令和3年5月28日付け情 郵審第24号</p> <p>※2 令和3年5月28日総基料 第124号</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>考えることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、直近3年間においても複数の接続事業者様が新たにIPoE接続を開始されていることも踏まえれば、当社としては現行の接続料の算定方法が新規参入の障壁になっているとのご指摘にはあたらないものと考えます。 ○ 当社としては、今後も、当該機能の接続料の算定方法の見直しを要望する事業者様・団体様とは継続して協議を実施し、ご要望内容の把握を行うとともに、既にIPoE接続を行っている事業者様・団体様を含め事業者間の合意が整えば、必要な対応を行っていく考えです。 <p>(NTT東日本・西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用中止費の金額算出方法の決定は、全接続事業者の合意の上、NTT東西との協議をもって決定されています。したがって必ずしもポート数に応じた利用中止費の発生が確定しているわけではなく、その費用は協議によって決定されることに留意すべきです。 ○ 接続事業者にとって各社が経済合理性に基づ 		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>いた判断で合意ができる状況であり、仮定を積み重ねた推測に基づいたような状況は発生していません。新規参入事業者にとってもその状況に変わりはありません。</p> <p>(一般社団法人IPoE協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JAIPAの意見に賛同します。 ○ 特にIPoE方式のゲートウェイルータは、1台の同じ装置を複数の事業者で共用しており、個々の事業者の特別な要望で設置されているものではありません。ポート単位で利用中止があったとしても、他の事業者に転用することは容易であり、網改造料と同じ扱いをする必要はありません。 ○ 更改のときの利用中止費の点についても、利用期間にかかわらずポート割で利用中止費を負担するようになってしまえば、JAIPAの指摘のとおり、期間の途中で参入する事業者が利用期間に比して多額の利用中止費を負担することになり、新規参入のハードルとなります。 ○ そもそも網使用料化は研究会の議論を経て省令の改正で決まったことであり、経過措置はその際に 		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>「本件関門系ルータ機能の利用が始まったときの前提からの変更となる」ことに配慮して設けられたものです(2018年1月23日 接続料の算定に関する研究会 資料11-5 p8など). 少なくとも新規の装置について経過措置の適用を認めず, 法令を本則通り適用したとしても, 当事者の権利を不当に侵害することにはなりませんから, この経過措置の適用は直ちに解消すべきです.</p> <p>○ 仮にNTT東西に加えて現在設備を利用中の事業者全社が経過措置の継続を希望しているとしても, 新規参入を希望する事業者とは関係なく決まった話ですので, 少なくとも新規参入の事業者は経過措置でなく本則の条件で参入できるようにしていただきたいと思います.</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
<p>意見12</p> <p>● これまで、現在卸でしか提供されていないNGN(フレッツ)のユーザ単位接続料の設定や、IPoEへの単県参入を要望してきたものの、NTT東日本・西日本からは、NGNの網構成を踏まえた具体的な実現方法を提案するように求められており、議論が進展していない。</p>	<p>再意見12</p> <p>■ 具体的な実現方法の提案まで求めたことはない。</p> <p>■ IPoE単県接続の要望に対しては、必要な機能要件を想定した上で、具体的な実現方式とその実現にあたって必要となる開発内容について説明してきた。</p> <p>■ 今後も、新たな機能提供に関する要望があった際</p>	<p>考え方12</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本においては、自らの網構成を踏まえた具体的かつ現実的な接続方法の案を提示することを要望。 ● また、総務省においては、上記に関する議論の進展の確認を行うとともに、制度的な措置の検討を行うよう要望。 	<p>には、その内容を確認した上で、実現の方策や必要な開発内容を検討する等、真摯に対応していく</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IPoE方式において単県算入が実現すれば、ISP事業者の競争促進に繋がり、消費者にとってもメリットとなる。 		
<p>○ 当協会はこれまでも、現在卸でしか提供されていないNGN(フレッツ)のユーザ単位接続料の設定と、IPoEへの単県参入(全エリアでのサービス提供を条件とせず、1つの県域だけで接続に応じること)を要望してきましたが、NTT側からは「その具体的な実現方法を提案してほしい。」と求められています。しかしNGNの具体的な網構成などは協会や接続事業者は知り得ません。これら十分な情報を有しない協会や接続事業者はNTT側が求める「NGNの構成をふまえた具体的な要望」を提示できず、議論が進展していません。NGNを多くの事業者が接続により利用できることは、公正な競争の実現、ひいては消費者の利益につながるものであることから、これらの利用形態での接続料の設定に向け、NTT東西が自らの網構成をふまえた具体的かつ現実的な接続方法の案を速やかに提示する</p>	<p>○ NGNの具体的な網構成に関するご意見につきましては、JAIPA殿がご要望される内容の実現可否や開発内容、提供条件等の検討にあたり、当社IP通信網との接続により実現したい具体的な内容や機能要件についての提示をお願いすることはあっても、具体的な実現方法の提案までこれまで求めているところでは、</p> <p>○ 現に、団体協議の中でIPoE単県接続のご要望をいただいた際には、当社で必要な機能要件を想定した上で、当社より具体的な実現方式とその実現にあたって必要となる開発内容について検討の上、ご説明してきたところです。</p> <p>○ 今後とも新たな機能提供に関するご要望等をいただいた際には、協議にて丁寧にご要望の内容を伺った上で、当社においても実現の方策や必要な開発内容を検討する等、真摯に対応していく考え</p>	<p>○ ユーザ単位接続料の設定や単県でのIPoE接続の利用等について、NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者との個別協議・団体協議を進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じて、制度的な対応を含めて検討することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ことを要望します。また総務省においては、議論の進展の確認を行うとともに、制度的な措置を検討されるようお願いいたします。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>です。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ IPoE方式の利用において、地域系ISPが単県で参入できるようになれば、現在のPPPoE方式のように多くのISP事業者の競争が行われることで、消費者のメリットにもつながります。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
<p>意見13</p> <p>● 主要なインターネット通信の県間接続についても、利用の不可避性があることは明らかであり、第一種指定電気通信設備と同等の算定を行い、水準の透明性や公正な競争を確保し、消費者利益を実現すべき。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>	
<p>○ 当協会がこれまでも主張している通り、主要なインターネット通信の県間接続についても電話の接続機能と同様に利用の不可避性が存在していることが明らかであるから、第一種指定電気通信設備と同等の算定を行うことで水準の透明性や公正な競争を確保し、消費者利益を実現すべきです。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>		<p>○ 県間通信用設備については、情報通信審議会からの答申※において、IP音声接続・IPoE接続に用いられるものについて、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当と</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>されているものと承知しています。</p> <p>○ 総務省においては、この趣旨を踏まえ、今後制度的な検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>※ 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～ IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて ～ 最終答申」(令和3年9月1日)</p>	
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の拡大により、インターネットのトラヒックが拡大している状況であり、網終端装置の増設基準は、年々改定され緩和されるべき。 ● しかし、網終端装置の標準の増設基準は2018年の改定後一度も改定されておらず、場所と時間によっては網終端装置等においてトラヒックがひっ迫するなどの問題が発生している。また、事業者によっては全体の品質を一定程度下げ、輻輳を回避せざるを得ない状況に陥っている。 	<p>再意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 網終端装置の増設基準は、円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、トラヒックの増加への対応として、これまでも、様々な取り組みを進めてきた。 ■ 近年は、中堅・大手事業者の多くがIPoE接続に移行しているものと承知。また、PPPoE接続についても、多くの事業者が10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置を利用しており、ピークトラヒック時における帯域使用率は改善傾向にある。 	<p>考え方14</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● そのため、増設基準については、合理的な手法で自動的に改定する仕組みを両者で合意するのが最善策であり、速やかにトラフィックベースの増設基準に移行することで、利用者の通信品質を確保することが必要。</p>	<p>■ これらを踏まえれば、現行の増設基準は一定の合理性があり、トラフィック基準を含めて直ちに見直しが必要な状況にはない。また、あらかじめ増設基準見直しのルールを固定的に定めておくことは不適切。</p> <p>■ 今後もインターネット接続全体の状況を踏まえ、ISP事業者と継続して協議の上、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく。</p>		
<p>○ 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、在宅勤務や遠隔教育などインターネット利用の拡大が一層進展し、インターネットのトラフィックが前年同月比で、25%拡大している状況においては、1契約者当たりの速度に大きな影響を及ぼすボトルネックである網終端装置の増設基準は、年々改定され緩和されるべきと考えます。</p> <p>○ しかしながら、網終端装置の標準の増設基準は2018年の改定後、3年間にわたって一度も改定されていません。この間、インターネットのトラフィックは1.91倍に増えています。その結果、場所により夜間のピーク時などにおいて網終端装置等においてトラフィックがひっ迫し、利用者環境においてインターネットの速度が極端に遅くなるなどの問題が発生しています。また、事業者によっては網終端装</p>	<p>○ 当社は、網終端装置の増設判断に用いる増設基準について、円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、インターネットトラフィックの増加への対応として、これまでも、増設基準セッション数の見直しや「地域事業者向けメニュー」及び10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供など、様々な取り組みを進めてきたところです。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、インターネットトラフィックはこれまで以上に増加してきている状況の中、近年は中堅・大手事業者様の多くが、PPPoE方式だけでなく、自らIPoE接続事業者様として当社と接続するほか、他のIPoE接続事業者様とローミング接続する形態を含め、IPoE方式の移行を推進されているものと承知しています。現にIPoE方式におけるトラフィック増</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、インターネットトラフィックが増加するとともに、対面による接触を前提としない「新たな日常」において、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等が不可欠な役割を担う現在の状況においては、利用者にとって円滑なインターネットサービスを提供できるような環境を整備することが、これまで以上に重要になっていると考えます。</p> <p>○ 令和3年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>置の手前に帯域制御装置を設置して全体の品質（ユーザ辺りトラヒックに上限を設ける等）を一定程度下げ、輻輳を回避せざるを得ない状況に陥っています。このような状況は不要なコストを要するだけでなく、インターネットのトラヒックの伸びを強制的に抑え込むため、インターネット環境の継続的な発展にとっては非常に大きな課題です。</p> <p>○ そのため、基本的には通常増設基準について前回基準改定（本研究会第2次報告書にある、平成30年6月1日に行われた一律20%の引き下げ）を元に合理的な手法で自動的に改定する仕組みを両方で合意するのが最善の策だと思います。また、速やかにトラヒックベースの増設基準に移行することで、利用者の通信品質を確保することが必要です。</p> <p>（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会）</p>	<p>加は2020年9月から2021年9月にかけて1.49倍と顕著である一方、PPPoE方式のトラヒックは2020年9月から2021年9月にかけて1.04倍に留まっているところです。</p> <p>○ また、PPPoE接続についても、この状況の中、中堅・大手事業者様は前述のIPoE方式への移行と併せ、2020年より新たに提供を開始した10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をご活用いただいております。全体としてピークトラヒック時における帯域使用率は改善傾向にあります。（2020年9月時点 81.6% 2021年3月時点 74.6% 2021年9月時点 70.3%）。</p> <p>○ 同様に地域事業者様におきましても、多くの事業者様が地域事業者向けメニューのご活用により10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をご利用されており、ピークトラヒック時における帯域使用率は改善傾向にあります。（2020年9月時点 37.6% 2021年3月時点 16.9% 2021年9月時点 13.8%）</p> <p>○ これら帯域使用率等の状況や、当社の増設基準についての考え方については、これまでもJAIPA殿</p>	<p>における本審議会の答申^{※1}を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対して行われた要請^{※2}を受けて、「円滑なインターネット接続の観点から増設基準が妥当であるか、また増設基準の設定方法も含めた妥当性について接続事業者が理解を深めるための情報開示や説明の状況」について、NTT東日本・西日本から総務省に対し、昨年10月末に報告があったものと承知しています。</p> <p>○ また、その報告内容は「接続料の算定等に関する研究会」に対して総務省から報告されたものと承知しており、今後、当該研究会において、本件に関する議論を進めることが必要と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>との複数回に渡る団体協議の中で丁寧にご説明してきたところであり、その団体協議の中で、地域事業者様より近隣県へのサービス提供等のため、地域事業者向けメニューの増設基準の見直しを求める意見を受領したことから、地域事業者向けメニューの適用基準を網終端装置のIF帯域の合計が60 Gbit/sまでの台数とする見直しをご提案しており、2022年3月より見直し後の基準にて運用を開始することとしています。</p> <p>○ また、当社はこれまでも、網終端装置を流れるトラヒックについて、トラヒックレポートシステムによるISP事業者様への5分間毎のデータ提供を実施し、事業者様の予見性確保に努めるとともに、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入等による帯域使用率の改善状況を確認してきたところです。</p> <p>○ 以上のとおり、トラヒックレポートシステムにより事業者様にもご参照いただけるデータにより算出した帯域使用率について、前述のとおり改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、当社として</p>	<p>○ 総務省及びNTT東日本・西日本においては、その議論の結果を踏まえ、必要な対応をとることが適切と考えます。</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本においては、上記の議論を待たず、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、NGNにおけるインターネットトラヒック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適切と考えます。</p> <p>※1 令和3年5月28日付け情 郵審第24号</p> <p>※2 令和3年5月28日総基料 第124号</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>は、現行の増設基準は一定の合理性があるものと考えており、トラフィック基準を含めて直ちに見直しが必要な状況にはないと考えます。</p> <p>○ また、当社としては、インターネット接続全体の状況や網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラフィックの状況だけでなく、装置毎の帯域の使用状況や収容セッション数の傾向等も勘案の上、網終端装置の増設基準を設けているところですが、アフターコロナ時代の社会情勢も含めこの先のインターネットトラフィック動向も不透明なことを踏まえれば、予め増設基準見直しのルールを固定的に定めておくことは適切ではないと考えます。</p> <p>○ 今後もPPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラフィックの状況や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者様と継続して協議の上、そのお困り事を伺いながら、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>○ 当社は、網終端装置の増設判断に用いる増設基準について、円滑なインターネット接続を実現する見地から定めており、インターネットトラフィックの増加への対応として、これまでも、増設基準セッション数の見直しや「地域事業者向けメニュー」及び10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の提供など、様々な取り組みを進めてきたところです。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等により、インターネットトラフィックはこれまで以上に増加してきている状況の中、近年は中堅・大手事業者様の多くが、PPPoE方式だけでなく、自らIPoE接続事業者様として当社と接続するほか、他のIPoE接続事業者様とローミング接続する形態を含め、IPoE方式の移行を推進されているものと承知しています。現にIPoE方式におけるトラフィック増加は2020年9月から2021年9月にかけて1.61倍と顕著である一方、PPPoE方式のトラフィックは2020年9月から2021年9月にかけて0.97倍と微減しているところです。</p> <p>○ また、PPPoE接続についても、この状況の中、中</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>堅・大手事業者様は前述のIPoE方式への移行と併せ、2020年より新たに提供を開始した10 Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をご活用いただいております、全体としてピークトラヒック時における帯域使用率は改善傾向にあります。(2020年9月時点 77.7% 2021年3月時点 68.1% 2021年9月時点 56.9%)。</p> <p>○ 同様に地域事業者様におきましても、多くの事業者様が地域事業者向けメニューのご活用により10 Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置をご利用されており、ピークトラヒック時における帯域使用率は改善傾向にあります。(2020年9月時点 53.9% 2021年3月時点 38.8% 2021年9月時点 33.6%)</p> <p>○ これら帯域使用率等の状況や、当社の増設基準についての考え方については、これまでもJAIPA殿との複数回に渡る団体協議の中で丁寧にご説明してきたところであり、その団体協議の中で、地域事業者様より近隣県へのサービス提供等のため、地域事業者向けメニューの増設基準の見直しを求め意見を受領したことから、地域事業者向けメニュー</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>一の適用基準を網終端装置のIF帯域の合計が60 Gbit/sまでの台数とする見直しをご提案しており、2022年3月より見直し後の基準にて運用を開始することとしています。</p> <p>○ また、当社はこれまでも、網終端装置を流れるトラフィックについて、トラフィックレポートシステムによるISP事業者様への5分間毎のデータ提供を実施し、事業者様の予見性確保に努めるとともに、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入等による帯域使用率の改善状況を確認してきたところです。</p> <p>○ 以上のとおり、トラフィックレポートシステムにより事業者様にもご参照いただけるデータにより算出した帯域使用率について、前述のとおり改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、当社としては、現行の増設基準は一定の合理性があるものと考えており、トラフィック基準を含めて直ちに見直しが必要な状況にはないと考えます。</p> <p>○ また、当社としては、インターネット接続全体の状況や網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラヒッ</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>クの状況だけでなく、装置毎の帯域の使用状況や収容セッション数の傾向等も勘案の上、網終端装置の増設基準を設けているところですが、アフターコロナ時代の社会情勢も含めこの先のインターネットトラフィック動向も不透明なことを踏まえれば、予め増設基準見直しのルールを固定的に定めておくことは適切ではないと考えます。</p> <p>○ 今後もPPPoE方式・IPoE方式各々の動向等を含むインターネット接続全体の状況を踏まえ、網終端装置を流れるISP事業者様毎のトラフィックの状況や、ISP事業者様からの増設申込状況等の個別状況を確認した上で、当社と接続するISP事業者様と継続して協議の上、そのお困り事を伺いながら、更なる増設基準の見直しの必要性について検討していく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>		
<p>意見15</p> <p>● PPPoE方式の網終端装置については、ユーザ数(セッション数)ベースから、トラフィックベースの増設に増設基準を根本的に変更し、利用者の通信品質を確保することが必要。</p>	<p>再意見15</p> <p>■ 帯域利用率の改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、現行の増設基準は一定の合理性があり、トラフィック基準を含めて直ちに見直しが必要な状況にはない。</p> <p>● NGNは接続事業者間で共有する接続に必要不可</p>	<p>考え方15</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>欠なネットワークであり、NGNの網内輻輳状況の可視化を要望。</p> <p>● 賛同意見(1者)</p>		
<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネットのトラフィックも大きく増加しています。PPPoEでサービスを提供する事業者にとって、10Gbpsの網終端装置(E型)はトラフィック増への対応に有効であるものの、その増設基準は1万6千セッションごとに1台であり、1ユーザあたりの帯域が約625kbpsと、NTT東日本ではC-20型(新規受付終了予定)、西日本ではB型と同程度にすぎません。現状のトラフィック増加の状況をみればこの増設基準で十分でなく、利用者が円滑にインターネットを利用できないことは明らかです。</p> <p>○ 従前より当協会が主張している通り、PPPoEの網終端装置については、ユーザ数(セッション数)ベースの増設から多くの通信事業者が採用するトラフィックベースの増設に増設基準を根本的に変更し、利用者の通信品質を確保することが必要です。なお、増設基準はあくまでも事業者がNTT東西に対して増設を要望するための必要条件です。事業者</p>	<p>○ ご指摘いただいている1ユーザあたりの帯域は、増設基準のセッション数で全てのセッションが同時に通信を行った場合における理論上の数値であり、実際のユーザあたりの帯域とは乖離があることが一般的と考えます。</p> <p>○ また、実際の帯域については、前述のとおり、地域・中堅・大手事業者様ともに全体としてピークトラフィック時における帯域使用率は改善傾向にあります。</p> <p>○ トラフィックレポートシステムにより事業者様にもご参照いただけるデータより算出した帯域使用率について、前述のとおり改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、当社としては、現行の増設基準は一定の合理性があるものと考えており、トラフィック基準を含めて直ちに直視が必要ない状況にはないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 本件に係る考え方は、考え方14で示したとおりです。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>も不要なコスト負担を避けるため、増設基準の改定によりNTT東西が指摘するような不要な増設が促進されるわけではありません。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>○ 10Gbpsの網終端装置の導入等により網終端装置の輻輳については一定の解決策が講じられてきていますが、NGN網内の品質は可視化されておられません。NGNが接続事業者間で共有する接続に必要な不可欠なネットワークである以上、NGNにつきましても網内輻輳状況の可視化(情報開示)を実施いただきたいと思います。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ JAIPAの意見に賛同します。</p> <p>○ 各ISP事業者はトラフィックの増加に伴って設備を増強しているのであり、NGNの網内も同様だと思います。もちろん網終端装置も同様に、トラフィックの増加に伴って、NTT東西の負担で増強すべき装置です。</p> <p>○ 網終端装置の増設に伴い、自社設備の増強にも多大なコストがかかります。JAIPAの指摘通り、増設基準を緩和・撤廃したとしても、不必要な増設をISP事業者が求めることは考えられません。</p> <p>(EditNet株式会社)</p>		
意見16	再意見16	考え方16	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 1台300ユーザ程度でも十分な利用率に達している事例もあるため、短期的にはすべての網終端装置を対象に300ユーザ程度で増設できるよう増設基準の変更をすることが必要。 ● さらに、根本的に利用者の通信品質を確保するためには、ユーザ数(セッション数)ベースの増設基準からトラフィックベースの増設基準に移行することが必要。 ● 総務省においてこれらの変更のための議論が速やかに行われることを要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 帯域使用率の改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、現行の増設基準は一定の合理性があり、トラフィック基準を含めて直ちに見直しが必要な状況にはない。 ■ 必要な網終端装置の増設が行えていない実態があれば、ISP事業者からの具体的なトラフィックデータの提示を受けた上で、改善に向けた協議を進めたい。 		
<p>○ 小規模事業者への特例については一般化することにより、当面の増設基準の改定を回避するという手段もあります。当協会の会員事業者の事例では1台(1Gbps)300ユーザ程度でも十分な利用率に達しているため、短期的にはすべての網終端装置を対象に300ユーザ程度で増設できるよう増設基準の変更をすることが必要です。しかしながら根本的に利用者の通信品質を確保するためには、ユーザ数(セッション数)ベースの増設基準からトラフィックベースの増設基準に移行する必要があります。利用状況は急速に変化しているため、総務省においてこれらの変更のための議論が速やかに行われるよう要望します。</p>	<p>○ 前述のとおり、トラフィックレポートシステムにより事業者様にもご参照いただけるデータより算出した帯域使用率について、改善が進んでいる状況にあることを踏まえれば、当社としては、トラフィック基準を含め、現行の増設基準は直ちに見直しが必要な状況にはないと考えます。</p> <p>○ また、当社としてはこれまでも、網終端装置を流れるトラフィックについては、トラフィックレポートシステムによるISP事業者様への5分間毎のデータ提供や、総務省への客観的なデータの定期的な報告等を行いながら、前述のとおり10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入等による帯域使用率の改善状況を確認してきたところですが、</p>	<p>○ 本件に係る考え方は、考え方14で示したとおりです。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)	<p>「300ユーザ程度でも十分な利用率に達している」とのご指摘については、これまでもパブリックコメント及び団体協議の中で当社より申し上げたとおり、必要な網終端装置の増設が行えていないような実態があれば、ISP事業者様より具体的なトラフィックデータをご提示いただき、改善に向けた協議を進めさせていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>		
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10Gbpsへの置き換え対象となった1Gbpsの網終端装置も、別の県でのトラフィック対策に使えるため、安価・柔軟に移設・転用をできる制度を希望。 ● まだ使用できる網終端装置が大手のISPで不要となった場合などに、中小の事業者では当面のトラフィック対策に使える場合も考えられることから、事業者間での転用を容易に行える制度にすることを要望。 ● PPPoE方式における網終端装置のインタフェース部分は網使用料が設定されるべき。 	<p>再意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ これまでも、網終端装置の保持状況等に応じて利用可能な転用物品があった場合には再利用を行ってきた。 ■ 加えて、網終端装置の網改造料については、転用物品における償却済みの価格を反映した一律の料金とすることで効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保している。 ■ 網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱いも含め、今般の要望については、まずは協議にてその内容を聞き取るとともに、他の事業者の意見も踏まえ、効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保した上で改善を図る方法について検討していく。 ■ なお、ISP事業者の要望に応じて網終端装置の転用を行うことは、慎重に検討する必要がある。 	考え方17	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 網終端装置の償却期間(最低利用期間)は9年とされているところ、例えばA県で使っていた網終端装置をB県に移設して使いたいといった要望が会員事業者から出ています。しかしNTT東西はこのような要望に応じておらず、結局A県でまだ使える装置の利用中止費(未償却残高)を一括で支払った上で、新たにB県において装置を新設し、再度装置費用の全額(9年分)の費用負担をすることが必要になっています。</p> <p>○ 10Gbpsへの置き換え対象となった1Gbpsの網終端装置も、別の県では当面のトラヒック対策に使えるため、安価・柔軟に移設・転用をできる制度を希望します。</p> <p>○ そもそも、PPPoEの網終端装置(インタフェース部分)も本来は網使用料が設定されるべきです。適切なトラヒックベースの増設基準と全面的な網使用料化によって、これまで長期間議論してきたNGNの網区間におけるトラヒック輻輳問題は根本的に解決すると考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>○ 当社はこれまでも、網終端装置の保持状況等に応じて利用可能な転用物品があった場合には再利用を行ってきているところです。転用可能な網終端装置をISP事業者様が利用中止する場合は、未償却残高から転用物品価額を除外した料金を利用中止費としており、転用を行わない場合と比べて低額な費用負担となっています。</p> <p>○ 加えて、網終端装置の網改造料については、新規物品・転用物品のいずれを用いて設置するかは当該装置の保持状況等によるため、新規物品と転用物品の利用事業者様とで負担額の差が生じないようにする観点から、転用物品における償却済みの価格を反映した一律の料金とすることで効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保しています。</p> <p>○ なお、お申込みいただいた時点で転用物品を保持している場合には、ISP事業者様の区別なく、転用物品を用いて設置を行う運用とすることでコスト低減に努めています。今後も、10Gbit/sインタフェースに対応した網終端装置の導入の影響等により、利用中止された網終端装置について、当該装</p>	<p>○ 網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱い、移転の仕組みの検討等については、関係事業者・団体において具体的な協議を進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じて制度的な対応を含めて検討していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 10Gbpsの網終端装置の導入やIPoEの普及に合わせて、例えばまだ使える装置が大手のISPで不要となった場合などに、中小の事業者では当面のトラフィック対策に使える場合も考えられることから、事業者間での転用を容易に行える制度にすることを要望します。これにより、早期に利用中止する事業者には利用中止費の軽減と、利用中止された設備を引き受ける事業者では、新規設備の最低利用期間である9年間より短い期間での設備計画が可能になります。</p> <p>○ なお、PPPoEの網終端装置(インタフェース部分)も本来は網使用料が設定されるべきと考えます。(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>置が転用可能と当社が判断した場合には、その状況を反映した網改造料を適用する考えです。</p> <p>○ これらの網終端装置の算定方法や利用中止費の取扱いも含め、今般ご意見いただいたご要望については、他の利用事業者様のご意見も頂戴しながら、効率的な設備運用と費用負担の公平性を確保した上で改善を図る方法について検討していく考えです。</p> <p>○ なお、ISP事業者様のご要望に応じて網終端装置の転用を行うことについては、前述の既存の設備運用や費用負担の仕組みに及ぼす影響や、各ISP事業者様の申込に基づき数多くある網終端装置を移転、再利用するような新たな運用の実現可能性や減価償却の状況を把握するための仕組み等を含め、慎重に検討する必要があると考えます (NTT東日本・西日本)</p>		
<p>意見18</p> <p>● 昨年5月にシステム改修に伴うトラブルのあったNTT西日本のみならず、NTT東日本においても慢性的にFTTHの新設や変更に伴う工事にかかる日数が長期化している。</p>	<p>再意見18</p> <p>■ NTT西日本においてシステムメンテナンスに伴う光サービス工事等の長期間の遅れが生じたことについては改めてお詫び申し上げます(NTT西日本のみ)。</p>	<p>考え方18</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● 工事にかかるリソースを手厚く手配し、顧客のニーズに迅速に対応できる体制を整えるべき。</p>	<p>■ 昨今、5Gのエリア拡大に伴う基地局展開やリモートワーク促進等により光ファイバの需要が増加している等の影響により、開通までに長期間を要するケースが発生している。</p> <p>■ 開通工事に必要な人員の採用・育成には相応のコスト・期間がかかるものの、開通までの期間短縮に向けて引き続き各種改善に取り組んでいく。</p> <p>● 工事が大きく遅延する場合には、接続事業者への影響が大きいため、可及的速やかな対策が必要であり、NTT東日本・西日本から総務省に対して行われた報告の内容も踏まえ、包括的に議論すべき。</p>		
<p>○ 昨年5月にシステム改修に伴うトラブルのあったNTT西日本のみならず、NTT東日本においても慢性的にFTTHの新設や変更に伴う工事にかかる日数が新型コロナウイルス感染症が拡大する以前に比べ大幅に伸びています。NTT持ち株が昨年12月までの9か月間決算において最終利益が過去最高を記録するなか、FTTHの工事にかかるリソースをもっと手厚く手配し顧客のニーズに迅速に対応できる体制を整えることが求められます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>○ 当社のシステムメンテナンスに伴う光サービス工事等の長期間の遅れについては事業者様に多大なご迷惑をおかけしたことを改めてお詫び申し上げます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ これまで、当社は開通までの期間短縮に向け、申込時に開通工事日を即時取得できる手続きや稼働逼迫エリアへの稼働支援、需要見込みに基づく計画的な設備構築等を検討、実施してきたところです。</p> <p>○ 昨今、これまでの光ファイバ利用に加えて5Gの</p>	<p>○ 加入光ファイバ等の提供納期の遅延については、接続事業者やISP事業者等のサービス提供に大きな影響を与える問題であると考えます。</p> <p>○ 令和3年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可における本審議会の答申^{*1}を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対して行われた要請^{*2}を受けて、工事</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>エリア拡大に伴う基地局展開やリモートワーク促進等により光ファイバの需要が増加している等の影響により、開通までに長期間を要するケースが発生しています。</p> <p>○ 工事に係るリソースの拡大については、開通工事に必要なスキルを持つ人員の採用・育成には相応のコスト・期間がかかるものの、接続事業者様の需要に最大限対応していけるように開通までの期間短縮に向けて引き続き各種改善に取り組んでいく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 情報通信行政・郵政行政審議会答申書(令和3年5月28日)においてNTT東西殿に対し、加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションそれぞれについて、工事遅延の実態及び理由並びに需要の予測の方法及び予測した需要を踏まえた対応等について、総務省殿に報告することが要請されました。</p> <p>○ 当該要請によるNTT東西殿の報告内容については、現時点では公表されておらず、遅延の要因・</p>	<p>遅延の実態及び理由等について、昨年9月末に、NTT東日本・西日本から総務省に対して報告されたものと承知しています。</p> <p>○ また、その報告内容は「接続料の算定等に関する研究会」に対して総務省から報告されたものと承知しており、今後、当該研究会において、本件に関する議論を進めることが必要と考えます。</p> <p>○ 総務省及びNTT東日本・西日本においては、その議論の結果を踏まえ、必要な対応をとることが適切と考えます。</p> <p>※1 令和3年5月28日付け情郵審第24号 ※2 令和3年8月27日総基料</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>改善ための取り組みなどについても議論がなされていない状況ですが、各接続メニューにおいてNTT東西殿接続約款に規定の標準的対応時期から大きく遅延する場合は、接続メニューを利用しビジネスを展開する各接続事業者への影響が大きく、可及的速やかな対策が必要であると考えます。</p> <p>○ NTT東西殿の報告内容を踏まえつつ例えば以下のような論点等について、接続料の算定等に関する研究会等において包括的に議論すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遅延発生を予防するための取り組み ・ 遅延発生時に遅延を早期解消するための取り組み ・ 接続事業者の予見性確保のため、遅延発生の可能性や遅延発生時の解消目途等の情報公開（例えばエリアごとの遅延状況を、NTT東西殿の公開情報ホームページ等に開示する） <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	第201号	
<p>意見19 ▲ 光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなると</p>	再意見19	考え方19	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>いう詐欺行為を防止すべき。</p> <p>▲ また、光回線事業者は利用者から不適正と思われる「適正水準」の料金体系にするべき。</p> <p>▲ しかし、シェアアクセス方式に係る接続料は大幅に引き下げられているにもかかわらず、各事業者の基本料金改定はほとんど行われておらず、むしろ、携帯やガスとのセット契約において支払われるキャッシュバック金額が高騰している。</p>			
<p>○ 光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなるという詐欺行為が多発しています。</p> <p>○ これはNTT・KDDI・Softbank・so-net等の光回線事業者の通信サービス料金が適正でない事と、NTTが光回線での光電話単独契約を行っていない為、インターネットが必要でないが電話回線は今でも使用する高齢世帯や小規模事業所向けの契約者が悪質な電話勧誘や訪問営業に騙された結果多発している詐欺である。</p> <p>○ 固定費が高いアナログ回線の廃止は絶対に必要であるが、アナログ回線に戻されるとサービス維持の為にアナログ回線の廃止が遅れ結果的にコスト高になってしまう。</p> <p>○ NTTは現在のアナログ回線料金水準の光回線</p>		<p>○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>利用の固定電話サービスの提供し率先して「アナログ戻し」という詐欺を潰す義務があります。</p> <p>○ また、NTT・KDDI・Softbank・so-net等の光回線事業者は利用者から不適正と思われない「適正水準」の料金体系にするべきであり、最も効果的なのは光回線基本料金の値下げである。</p> <p>○ シェアドアクセス方式に係る接続料の推移をみればわかるが、主端末回線に1芯線あたり2ユーザ及び4ユーザ収容した場合の平成28年度から令和4年度までの推移はが1ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料はいずれも大幅引き下げられているが、各事業者の基本料金改定はほとんど行われてない。</p> <p>○ むしろ、携帯回線・提携新電力やガスとのセット契約において支払われるキャッシュバック金額が近年異常に高騰している傾向にあり、キャッシュバック目的で頻繁に契約事業者を変更する「イナゴ」の様な不適正なユーザー獲得にかかるコストを、ほとんど契約事業者を変更しないまともなユーザーが負担している非常にいびつな市場構造を助長している。</p>			

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ この構造は長年キャッシュバック用の販売インセンティブ金目的で高齢者やインターネットをあまり必要としない層を騙して契約させる悪質な電話勧誘代理店と訪問営業業者を放置してきた総務省にも責任がある。</p> <p>○ この完全に犯罪と言っていい構造を完全に潰す為に、菅義偉政権で行われた携帯電話事業者への料金改革を「光回線」事業者にも適応しキャッシュバック用の販売インセンティブ金に依存している電話勧誘代理店と訪問営業業者を殲滅するべきである。</p> <p>参考情報 国民生活センター https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211209_1.html</p> <p>(個人A)</p>			
<p>意見20</p> <p>▲ テレワークの推進のため、通信サービス料金の低減が必要。</p> <p>▲ 加入光ファイバ接続料の低減は、通信料金の原価低減につながるため、より大幅値引きが可能となる施策が必要である。</p>	再意見20	考え方20	
<p>○ 今後、テレワークの推進を見据えた場合、通信サ</p>		○ いただいた御意見も参考	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ービス料金の低減は必要であると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ下の感染拡大防止では、テレワークによる勤労者及び就学者の通勤・通学・会社・学校での接触が消滅した事による効果も大きいと考えられる。 ○ テレワーク・オンライン授業の適正が高いデスクワークの職種・学校でも未導入企業・学校が存在する。 ○ 通信サービスの料金が低減され、交通費の支給費用及び一定数の企業が会社の近接地域に住ませる為に支払う家賃補助を通信サービスの料金が下回ると経済的合理性からテレワークが自然と普及する事になる。 ○ テレワーク・オンライン授業の普及は都心部の過密解消だけでなく、近年居住者が減少し空き家が増加する郊外地域の居住者数増加による空き家が増加の抑制も見込め、通信事業者には営業係数が赤字になりやすい郊外地域での固定回線の加入率向上で逆ザヤの解消も見込める。 ○ 加入光ファイバ接続料の低減は通信料金の原価低減につながる為、より大幅値引きが可能になる 		<p>に、今後も引き続き、接続約款の変更認可のプロセス等を通じて、接続料の適正性を確保していくことが適切と考えます。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>施策が必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まあ、企業にも年末の感染拡大が予想された時期に納会・新年会等集まりたがる馬鹿をやるのも居るが。 ○ この手の企業は集まりたがる事で酒の席での一種の同町圧力で罪悪感を植え付け経営陣に向かって文句を言いにくくする雰囲気を作り出したい、それに同調した連中の一体感で自社のブラック労働状況を無かったことにさせたいとかという意図があるものだが。 ○ まあ、それで実際感染者出してるし、それを言いふらすなという箝口令だしてるのも末期だが。 <p>(個人A)</p>			
<p>意見21 ▲ 加入光ファイバ接続料の値下げを行うため、通信事業者が行っている「不当広告」を止めさせるべき。</p>	<p>再意見21</p>	<p>考え方21</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ接続料(将来原価方式)の接続料値下げを行う為に通信会社が行っている「不当広告」を止めさせるべき。 ○ NTT・KDDI・Softbank・So-net・CATV事業者で横行している景表法違反でプラスワン・マーケティング 		<ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。 	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>グを処分した根拠のない表示をした自社サービスが優位なような表記広告が平然と行われている。</p> <p>○ これ等は既に消費者から根拠のない詐欺広告と見抜かれており、通信会社が莫大な広告費を打つても大した顧客獲得効果は無い。</p> <p>○ それよりもこんなゴミ以下の広告を出す費用を削減すれば光回線の回線料金に一部転嫁されている営業費用分、NTT・KDDI・Softbank・So-net傘下や提携プロバイダ料金分を下げる事が可能となる。</p> <p>○ 分かりやすい例 広告で以下に該当する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計についての記載がない。 ・母集団の構成比がゆがんでいる(若い人に受けている商品なら、構成比を若い方を多くするような操作が可能) ・2位との間に有意な差がない。 ・とにかくカテゴリーを細分化して、無理やり1位になれる商品カテゴリーを作る。 <p>https://www.nuro.jp/contents/voice/</p> <p>https://kddi-hikari.com/</p> <p>https://www.softbank.jp/ybb/special/sbhikari-</p>			

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p> 01/?utm_source=gkt&utm_medium=cpc&utm_campaign=fy19_hikari&utm_content=2_4_1_00328&gclid=Cj0KCQiAuvOPBhDXARIsAKzLQ8EHiCKIfH8fpM_2ITJoXPmWc6S586VB-6ld-xokiq5Vf0b-vKtd9XYaAp4_EALw_wcB https://east.hikari-n.jp/?pattern=1422&ac_source=google&ac_medium=cpc&ac_campaignid=9213946461&ac_adgroupid=98666618092&ac_targetid=kwd-1621937145&ac_creativeid=482083381654&ac_addvice=c&ac_lp=https://east.hikari-n.jp/&ac_term=%E5%85%89%20%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%84&ac_matchtype=e&ac_position=&ac_network=g&ac_campaign=p01&ac_group=001&fdid=5804&network=google_g&placement=&keyword=%E5%85%89%20%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%84&device=&pu=choice&gclid=Cj0KCQiAuvOPBhDXARIsAKzLQ8EDwO_sv-uljwFRuQB_kgOGVHFPNiS2buVdP7WKtbPtdB83Z_CxbAaAilfEALw_wcB&id=yes No1商法ではないが容易に偽アカウントを作って </p>			

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>「自作自演」が可能なTwitterを用いて「他社のサービスを酷評して自社サービスへ誘導する広告」はより悪質で最優先で排除されるべきである。</p> <p>https://ieagent.jp/liveli/jcom-sokudo https://web.archive.org/web/20220204221948/https://ieagent.jp/liveli/jcom-sokudo</p> <p>「No.1商法」に業界団体が抗議状 市場調査でやらせ横行...「社会的信頼を損なう」「看過できない」危機感あらわ</p> <p>https://www.j-cast.com/2022/02/03430291.html</p> <p>消費者庁、プラスワン・マーケティングに課徴金 「FREETEL」運営時、「業界最速」など不当表示</p> <p>https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1803/26/news081.html</p> <p>(個人A)</p>			
<p>意見22 ▲ 「価格圧搾による不当な競争」とは何か。価格圧搾された方が、利用料金の抑制に繋がって良いのではないか。</p>	<p>再意見22</p>	<p>考え方22</p>	
<p>○ 「接続料と利用者料金に関する確認の結果」資料において、「第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者と</p>		<p>○ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供するサービスの利用</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の間に価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないか」と記載されていますが、この「価格圧搾による不当な競争」ってどういう意味なんですか？誰が誰の価格(利益)を圧搾して不当な競争になるんでしょう？</p> <p>○ 逆に価格圧搾した方が利用料金の抑制に繋がっていいのではないのでしょうか？</p> <p>(個人B)</p>		<p>者料金と、そのサービスの提供に用いられる機能の接続料総額との関係について、その水準の差が過度に近接したり、接続料総額的水準が利用者料金のそれを上回ったりしている場合には、価格圧搾により、接続料を支払って接続事業者がサービス提供を行うことを事実上阻害し、不当な競争を引き起こすおそれがあります。</p> <p>○ また、仮に、価格圧搾の結果、一時的に利用者料金が低廉化したとしても、接続事業者のサービス提供が困難となって市場における競争が働かなくなり、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の提供するサービスの利用者料金が高騰するおそれもあります。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
		○ そのような事態が生じないよう、「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」に基づき、検証が行われているものです。	
	再意見23 ▲:意見提出期間が14日間の理由如何。	考え方23	
	○ 本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？ (個人C)	○ 本件は行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する命令等に該当するものではなく、任意の意見募集として実施するものです。 ○ 「第一種指定電気通信設備に関する接続約款に関する認可」については、本審議会の規則において、意見募集を2回実施することとなっておりますが、1回目の意見募集は行政手続法第39条第3項と同様に、30日以上の間を設けたところです。	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
		<p>○ 今回実施している2回目の意見募集については、1回目の意見募集で提出された意見に対する意見を募集するものであり、これまでも2週間の意見提出期間としてきていること等を踏まえ、今回の意見募集期間を設定したものです。</p>	
	<p>再意見24 ▲ 著作権侵害を行う違法なサイトに掲載されている広告等にかかる広告費用等が、加入光ファイバの接続料金や電気通信事業者の各種料金に含まれていないか精査すべき。</p>	<p>考え方24</p>	
	<p>○ 近年、漫画村等の違法サイトに堂々と国内大手企業の広告が出稿され、著作権侵害行為に大手企業が間接的に加担する行為が多々行われてきました。</p> <p>○ このような違法行為に大手企業が手を染める背景には嘘の広告効果を例示・掲載先が違法サイトであることを隠し企業側から広告宣伝費を騙し取る悪徳広告代理店と、大手企業の広告営業担当者</p>	<p>○ いただいた御意見は今後の情報通信政策の参考とすることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>に適当なでっち上げ資料を提示すれば経営上層部を騙せ業閲覧PV数だけ高い違法サイトの例を出して効果が上がってるように見せかけられるという行為が蔓延しているのが合わさり、それらの中で広告効果が上がてるように一番見せかけやすい違法サイトへの広告出稿が使われている。</p> <p>○ かつて存在した著作権侵害サイト、児童ポルノサイトにも多くの日本企業の広告が存在し、そこにはNTT・KDDI・Softbank・So-net・CATV事業者の通信サービス及び系列企業が運営するサブスクリプションサービスの広告が多数掲載されていたことを覚えております。</p> <p>○ 営業行為と言い張り、このような社会への害を振りまく行為を再三注意しても止めない理由は何でしょうか？</p> <p>○ また、これ等にかかる広告営業コストが東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提示する加入光ファイバに係る接続料改定等の料金やNTT傘下のプロバイダ・KDDI・Softbank・So-net・CATV事業者の各種料金に含まれていないかという事を徹底的に精査し含まれているので</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>あれば営業部門の完全入れ替えによる清浄と関与していた広告代理店を排除するという「正常化」を行って頂きたい。</p> <p>「ネタバレ投稿」どこから違法？ 広告主に責任はグレーゾーンに迫る https://www.jiji.com/jc/v8?id=202202netabare-team</p> <p>「漫画村」を“ほう助”した広告代理店「エムエムラボ」「グローバルネット」に1100万円の賠償判決、『魔法先生ネギま！』の赤松健さんが提訴 https://nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/2112/21/news137.html</p> <p>「漫画村」騒動で問われる、日本のネット広告業界の倫理基準 https://digiday.jp/brands/manga-mura-internet-advertisement-literacy/</p> <p>2012年に摘発された世界最大の著作権侵害・児童ポルノサイトをFBIが摘発(日本企業の広告が大量に掲載されていた) https://gigazine.net/news/20120120-</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	megaupload-shut-down/ (個人A)		
	再意見25 ▲ 接続料金が適正なレベルになれば良いが、一般人にとって、今回の資料を読み込むのは難儀であり、結局どうしようとしているのか、接続料はどうなっていくのか、簡潔な説明を要望。	考え方25	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料金が適正なレベルになればいいのですが、一般人にとって、今回の資料を読み込むのは難儀です。 ○ 結局どうしようとしているのか、接続料はどうなっていくのか、簡潔に説明をお願いします。 (個人B)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続約款の変更認可のプロセスは、NTT東日本・西日本が設定する接続料が適正な水準であること等を担保することを目的としています。 ○ 今回申請された接続料について、例えば、加入光ファイバ接続料は、前年度(令和3年度)適用接続料から低減しています。 ○ そのほかの接続料も、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとして算定されているものと認められます。 	無

(案)

情 郵 審 第 * 号

令 和 4 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣

金 子 恭 之 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 川 濱 昇

答 申 書

令和4年1月14日付け諮問第3148号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和4年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和5年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること（考え方2）。

以上

東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の 認可申請に関する説明 (令和4年度の接続料の改定等)

- ① 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
- ② 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等

令和4年1月

接続約款の変更認可の申請日等

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 井上 福造

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 小林 充佳

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

令和4年1月7日(金)

3. 実施予定期日

認可後、令和4年4月1日(金)より適用

4. 主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、令和4年度以降の

①加入光ファイバに係る接続料の改定等

②実績原価方式に基づく接続料の改定等

を行うため、接続約款の変更を行うもの。

接続約款の変更認可申請の全体像

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間				
電気通信事業法第33条第2項に基づく接続約款変更認可	接続料規則第3条に基づく許可(※)	R2年度 接続料	R3年度 接続料	R4年度 接続料	R5年度 接続料	R6年度 接続料
① 加入光ファイバに係る接続料の改定等 (シェアドアクセス方式、シングルスター方式の接続料 等)	・乖離額調整	将来原価方式(3年)				
② 実績原価方式に基づく接続料の改定等 (ドライカップ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費 等)	・特設公衆電話に係る費用の扱い 等	実績原価				
(参考) NGNに係る接続料の改定等 (IP網移行期間における光IP電話接続機能 等)		NGN 将来原価方式(3年9ヶ月(～R6年12月))				
		10Gbit/sインタフェースに対応する新たな設備 将来原価方式(5年)				

③ 接続約款の認可申請に併せて行われる報告

・接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)

※ 接続料は、接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能(3条許可)。

○電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 (略)

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別その他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

主な変更内容

主な変更内容 (P.5～ 20)

- ① 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ～ 11)
- ② 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等 (P. 13 ～ 14)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 16 ～ 20)

その他の変更内容(詳細) 等(P. 23 ～ 59)

- 加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 23 ～ 41)
- 実績原価方式に基づく接続料の改定等 (P. 43 ～ 51)
- 本件申請において廃止・整理品目化する接続機能 (P. 53)
- 自己資本利益率 (P. 55)
- 接続形態の変更(料金設定権関係)(届出) (P. 57 ～ 59)

参考資料 (P. 61 ～ 75)

加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲

○ シェアドアクセス方式※1:

NTT局舎から局外スプリッタまでの光ファイバに係るコストを需要(光ファイバの総芯線数)で除して算定。

○ シングルスター方式:

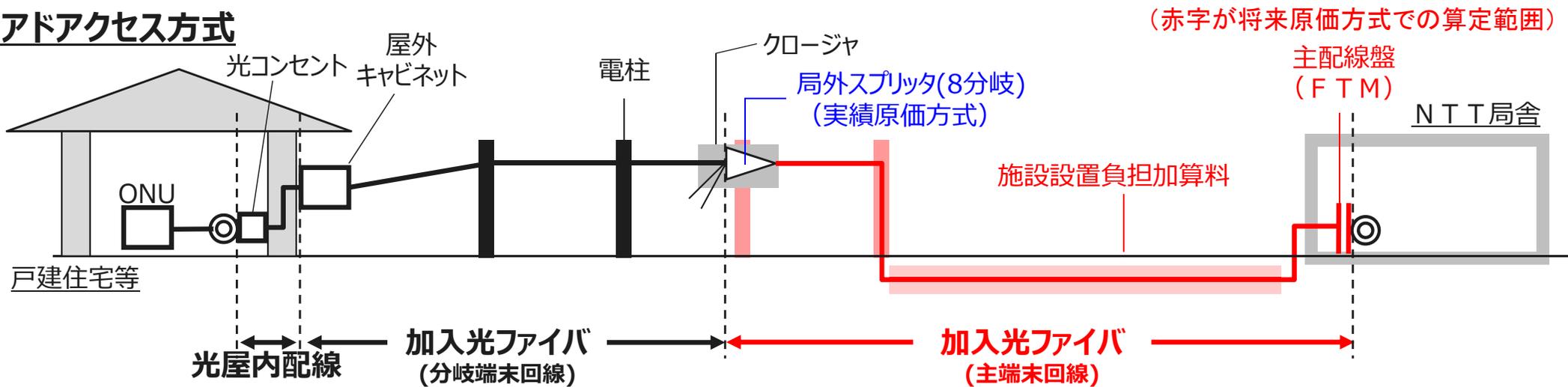
NTT局舎から集合住宅等の終端盤までの光ファイバに係るコストを需要(光ファイバの総芯線数)で除して算定。

※1 シェアドアクセス方式に係るものについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線(分岐端末回線)以外の部分を算定。

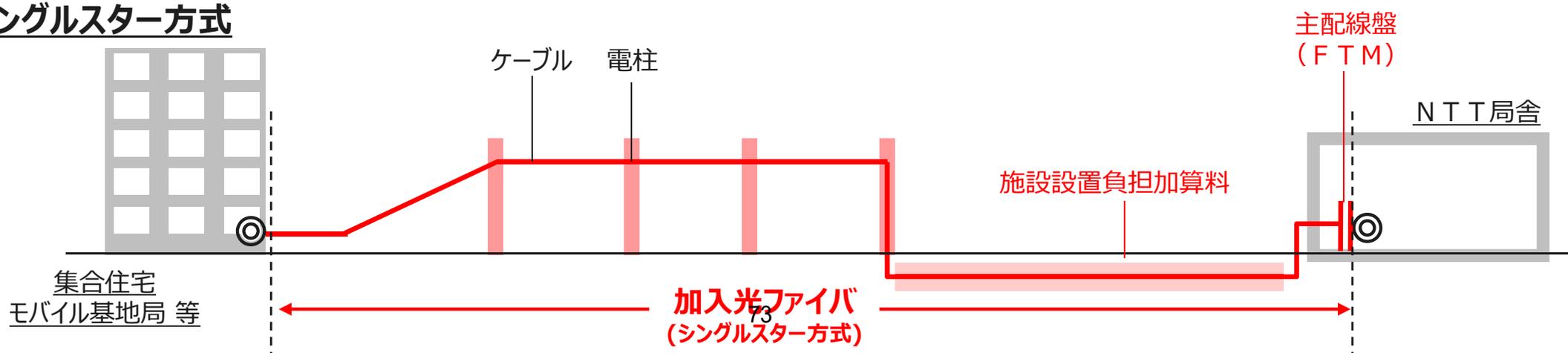
※2 主配線盤(FTM)の1芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアードアクセス方式ともに、FTMに係るコストを、FTMを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定。

※3 約款上は、シェアードアクセス方式は主端末回線のほか局外スプリッタ、施設設置負担加算料を含んだ額を接続料として規定。シングルスター方式の接続料は、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス(INS1500、高速デジタル)においても適用されるため、施設設置負担加算料と加入光ファイバの接続料を別々に規定。

シェアードアクセス方式



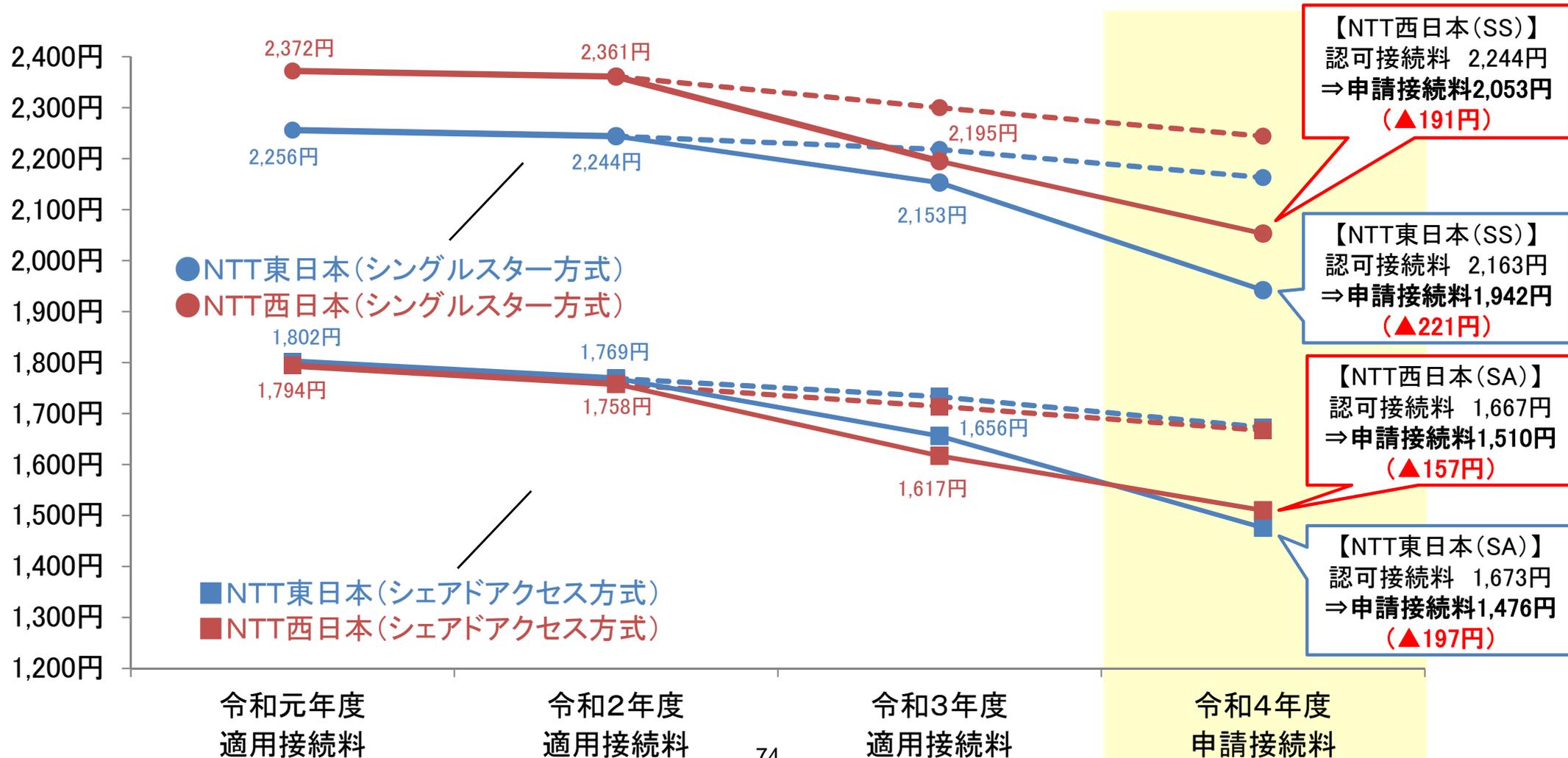
シングルスター方式



加入光ファイバ接続料(将来原価方式)の推移

- 加入光ファイバに係る接続料は、NTT東日本・西日本とも、令和2年度から令和4年度にかけて低減する水準で認可済み。
- 令和4年度に適用される接続料は、乖離額調整の結果、認可済接続料よりも低減。
(令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による報酬の減少※1等により原価の実績値と見込み値の差額が収入の実績値と見込み値の差額を上回ったことに伴い、認可済接続料と比べて、シングルスター方式において、NTT東日本:**221円**、NTT西日本:**191円**の低減。同様の理由により、シェアドアクセス方式においては、NTT東日本:**197円**、NTT西日本:**157円**の低減。)

※1 報酬の算定に用いている自己資本利益率について、前回申請時の5.21%から4.31%に減少。



※2 シェアドアクセス方式は加入光ファイバ(主端末回線)、FTM、局外スプリッタ、施設設置負担加算料の合計、シングルスター方式は加入光ファイバとFTM、施設設置負担加算料の合計。

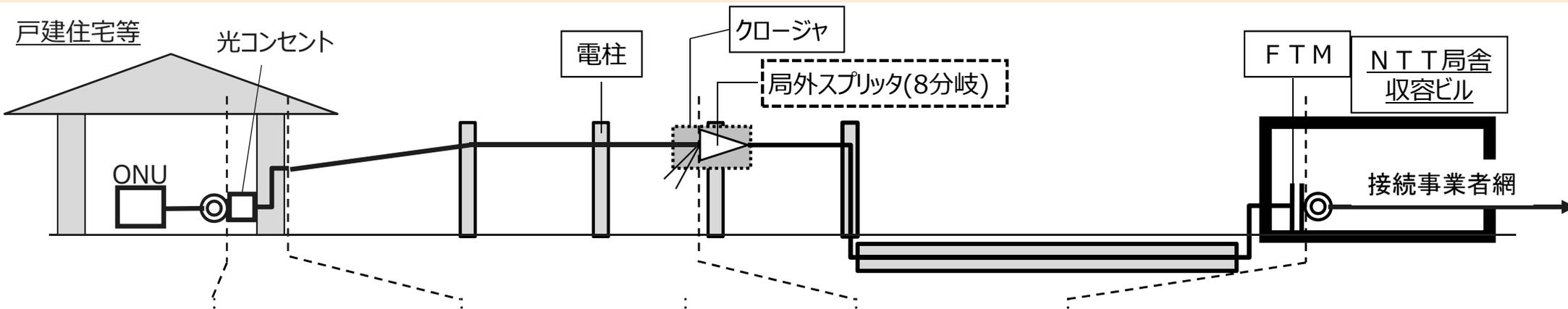
加入光ファイバ接続料(将来原価方式)の乖離額調整

- 接続料原価のうち、設備管理運営費については、NTT東日本はコスト削減努力により予測より5億円減少した一方、NTT西日本はコスト削減に努めたものの、令和2年7月豪雨(熊本県)の影響のため予測より8億円増加した。
- また、接続料原価に含まれる報酬については、自己資本利益率及び自己資本比率がともに減少した結果、NTT東日本は予測より114億円、西日本は予測より94億円の減少となった。
- 一方で、収入については、実績が予測に対して微減となった。
- その結果、令和2年度における収入と原価の差額にかかる前回算定と今回算定の調整額は、NTT東日本で▲103億円、NTT西日本で▲67億円となった。
- 本乖離額を令和4年度予測芯線数(NTT東日本:460万芯線、NTT西日本:367万芯線)で除した額が令和4年度接続料に反映される。

	NTT東日本(令和2年度)			NTT西日本(令和2年度)		
	見込値 (①)	実績値 (②)	増減額 (②)-(①)	見込値 (①)	実績値 (②)	増減額 (②)-(①)
接続料原価(億円)	1,007	888	▲119	789	703	▲86
設備管理運営費	428	423	▲5	366	375	8
報酬	589	475	▲114	422	328	▲94
乖離額	▲10	▲10	0	0	0	0
自己資本利益率	5.21%	4.31%	▲0.90%	5.21%	4.31%	▲0.90%
自己資本比率	79.6%	78.5%	▲1.1%	55.6%	54.7%	▲0.9%
収入(億円)	1,007	991	▲16	789	770	▲19
調整額(接続料原価-収入)(億円)	0	▲103	▲103	0	▲67	▲67
芯線数(万芯)	433	426	▲7	338	331	▲8

シェアドアクセス方式に係る接続料(令和4年度申請接続料)

- NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)の各種設備(光屋内配線～主端末回線)を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、次のとおり。
- 光信号主端末回線は芯線単位での利用となるため、芯線の収容率が上がると1収容あたりの接続料負担が低減していく構造となっている。
- 例えば、主端末回線に1芯線あたり4ユーザ収容した場合には、NTT東日本では、ユーザ当たり914円、西日本では1,044円で、NTT局舎からユーザ宅までのシェアドアクセス方式の接続が利用可能。



	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	182円(183円) /分岐端末回線	328円(355円) /分岐端末回線	35円(35円) /分岐端末回線	1,476円(1,656円) /主端末回線
NTT西日本	175円(178円) /分岐端末回線	412円(462円) /分岐端末回線	79円(55円) /分岐端末回線	1,510円(1,617円) /主端末回線

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。

※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。

※3 括弧内は令和3年度接続料。

収容数ごとの1収容(ユーザ)あたり接続料

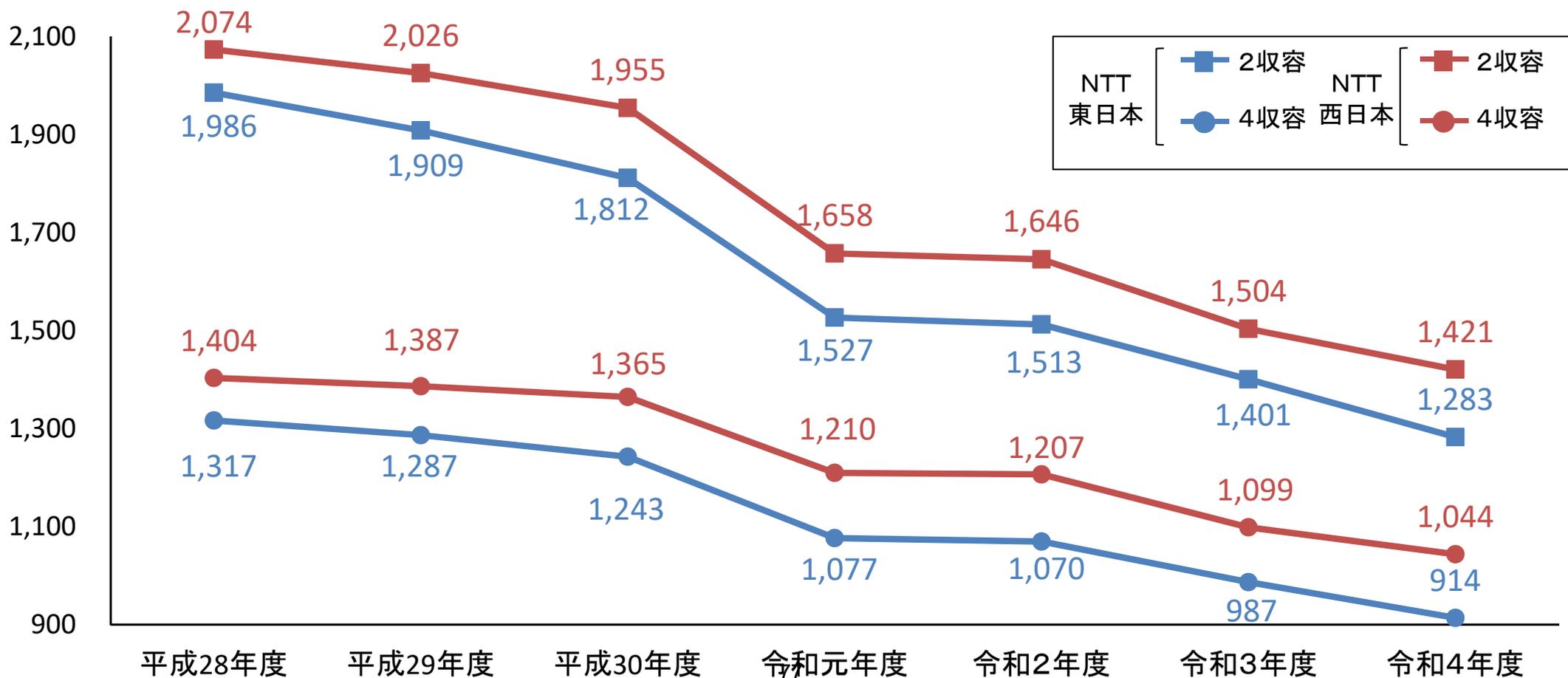
収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	2,021円	1,283円	1,037円	914円	840円	791円	756円	730円
NTT西日本	2,176円	1,421円	1,169円	1,044円	968円	918円	882円	855円

(参考)シェアドアクセス方式に係る接続料の推移

- 接続事業者が1ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料※1について、例えば主端末回線に1芯線あたり2ユーザ及び4ユーザ収容した場合の平成28年度から令和4年度までの推移は、いずれも**減少傾向**となっている。
- 1芯線のユーザ収容数について、NTT東日本・西日本以外の接続事業者全体の回線収容数を平均すると、東日本では 、西日本で となっている※2。また、NTT東日本・西日本の回線収容数については、それぞれ 、 となっている※2。

※1 「光信号主端末回線」(1回線の料金を各収容数で除したもの)、「光信号分岐端末回線」、「回線管理運営費」、「光屋内配線加算額」の合計額。

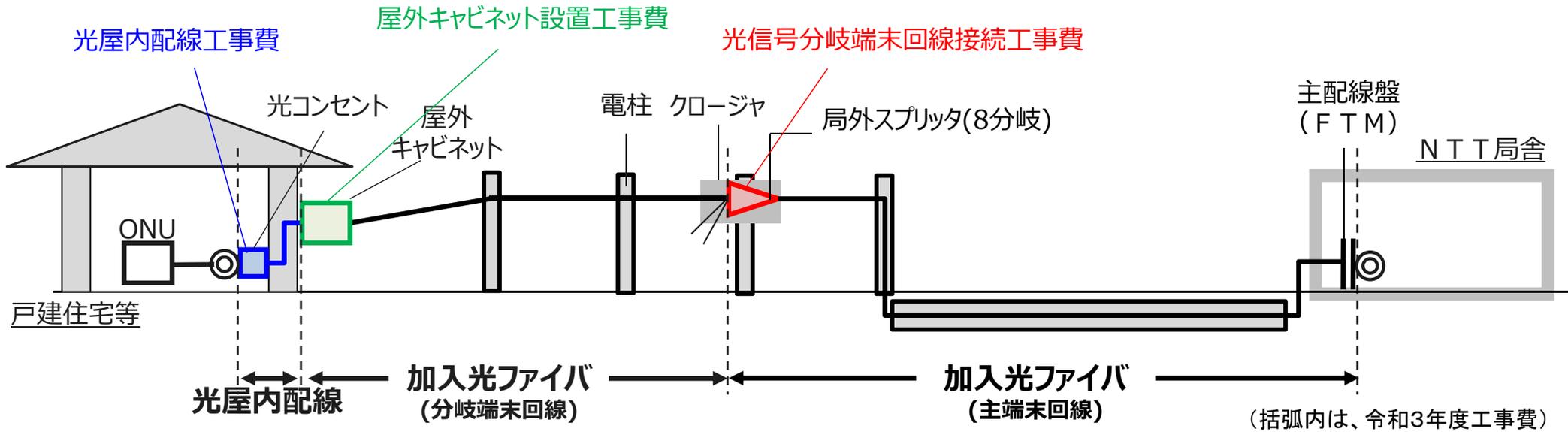
※2 回線収容数については、平成27年9月18日付け総基料第176号「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について(要請)」に基づく接続事業者毎の利用芯線数の報告の最新(令和3年9月末)の報告値。



(参考)シェアドアクセス方式に係る工事費

- **光屋内配線工事費**(新設工事)については、NTT東日本では作業単金の上昇により作業費は増加したものの、作業費の増加よりも大きく物品費が減少したため低減。NTT西日本では、作業費及び物品費が共に減少したため低減。
- **光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費(屋外キャビネット設置工事費)、光信号分岐端末回線接続工事費**は、NTT東日本では労務単価が増加したものの、間接費が減少したため低減、NTT西日本では労務単価の増加により上昇した。
- なお、光信号分岐端末回線の設置工事費は、光信号分岐端末回線の網使用料に含まれている。

シェアドアクセス方式の令和4年度工事費



	光屋内配線工事費※1			屋外キャビネット設置工事費※2	光信号分岐端末回線接続工事費
	作業費	物品費			
NTT東日本	14,193円(14,275円) /件	12,209円(12,166円) /件	1,984円(2,109円) /件	1,270円(1,310円) /件	4,613円(4,748円) /件
NTT西日本	13,903円(14,038円) /件	11,883円(11,906円) /件	2,020円(2,132円) /件	1,366円(1,359円) /件	4,239円(4,178円) /件

※1 平日昼間に光屋内配線を新たに設置する場合。
 ※2 屋外キャビネットの利用がない場合は不要。

(参考)コスト効率化・削減の取組

- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月情報通信審議会答申)において、NTT東日本・西日本において、接続料の低廉化に向け、**①企業努力による更なる効率化・費用削減、②償却方法の定額法への移行、③コスト把握の精緻化**を進めることとされ、**平成28年度から令和元年度までの4年間でNTT東日本では630億円、NTT西日本では537億円削減。**
- 令和2年度の接続料改定において、**令和2年度から令和4年度までにおいても、平成30年度のコスト実績をもとに、更なるコスト効率化・削減に取り組むこととし、固定資産の増加はあるものの、施設保全費等の効率化、設備補修の前倒し等を行い、これらの取組による原価低廉化の効果を接続料にも反映したところ。**
- その後、令和3年度の接続料改定の際の審議会からの考え方を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対し、**令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について**、各年度の会計実績が取りまとまる年度(以下「各報告年度」という。)において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに**報告することを要請**(令和3年5月28日付け総基料第124号)。今般の申請に合わせて報告があった**令和2年度の様子は以下のとおり。**

■令和2年度の加入光ファイバの費用削減

①企業努力による更なる効率化・費用削減

- ・局内・局外・お客様宅内の業務複合化による生産性向上による効率化
- ・保守業務の内製化の推進による作業委託費の削減
- ・請負工事会社とのシステム連携強化による開通業務・施工管理業務の効率化
- ・光開通支援業務、故障受付業務、工事の設計業務の広域集約による作業委託費の削減
- ・電柱・土木等設備の点検方法の見直し等による作業委託費の削減 等

②加入光ファイバの耐用年数見直し(令和元年度に行った見直しによる効果)

■令和2年度の費用削減実績

費用削減等に係る取組の影響額 ^(※) (単位:億円)	NTT東日本	NTT西日本
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲62	▲75
②光ファイバの耐用年数見直し	▲113	▲123
合計	▲175	▲198

※ 費用削減の取組を行わなかった場合に想定される2020年度の設備管理運営費との差額

主な変更内容 (P.5～ 20)

- ① 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ～ 11)
- ② 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等 (P. 13 ～ 14)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 16 ～ 20)

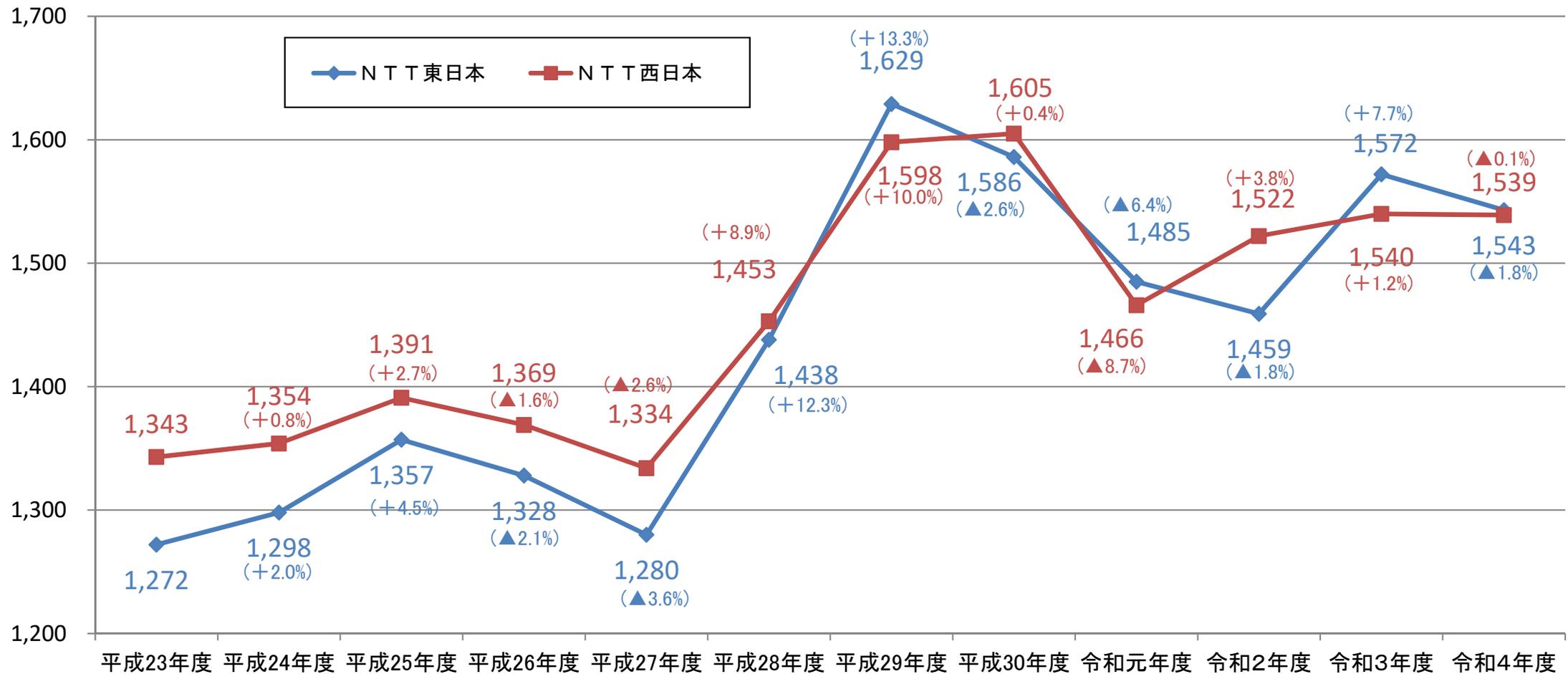
その他の変更内容(詳細) 等(P. 23 ～ 59)

- 加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 23 ～ 41)
- 実績原価方式に基づく接続料の改定等 (P. 43 ～ 51)
- 本件申請において廃止・整理品目化する接続機能 (P. 53)
- 自己資本利益率 (P. 55)
- 接続形態の変更(料金設定権関係)(届出) (P. 57 ～ 59)

参考資料 (P. 61 ～ 75)

- **ドライカップの令和4年度接続料**について、NTT東日本においては、需要の減少トレンドが継続しているものの、自己資本利益率の低下や費用の効率化により接続料原価が減少したため、**令和3年度と比べて低減**。
- NTT西日本においては、東日本と同様に需要の減少トレンドに対し、自己資本利益率の低下や費用の効率化はあった一方で、**令和2年7月豪雨等の影響により接続料原価の減少が小幅となったため、令和3年度と比べて微減**。

(単位:円/回線・月)



※1 回線管理運営費を含む。

※2 各年度の4月1日時点での適用料金(令和4年度接続料は現在申請中のもの)。

※3 災害特別損失を接続料原価(本資料では報酬(利潤)を含む。)に算入したのは、NTT東日本の平成24年度から平成26年度までの接続料(東日本大震災に起因する災害特別損失。平成25年度接続料については、災害特別損失の一部を控除して算定し、控除された額と同額を平成26年度接続料に加算)及びNTT西日本の平成30年度の接続料(平成28年熊本地震に起因する災害特別損失)。

工事費、手続費（令和4年度申請）

令和4年度の工事費及び手続費について、令和2年度の実績を基に算定。

○ 全体の傾向

- 令和4年度の工事費・手続費について、**NTT東日本では労務費単金・管理共通費※1の増加により、作業単金が上昇、NTT西日本では労務費単金は増加したものの、管理共通費の減少により、作業単金が低減した。**

○ 光屋内配線に係る工事費

- 総務省は、平成27年度適用接続料の認可に際し、審議会答申を踏まえ、NTT東日本・西日本に対して、**工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが想定されること※2から、毎年度、配管の有無を調査し、配管の有無の比率が大きく変化した場合には、接続料に反映するよう要請。**
- NTT東日本・西日本が配管の有無を調査したところ、その比率は、**平成26年度と令和3年度では大きな変化がなかったこと**から、**光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等と設定。**
- 物品費が減少したことにより、光屋内配線に係る工事費はNTT東日本・NTT西日本ともに低減。**

■ 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金

	令和4年度		令和3年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
申請作業単金※3、5	6,261円	6,041円	6,239円	6,053円
括弧内は前年度からの増減率	(+0.4%)	(▲0.2%)	(+1.1%)	(+0.1%)
前年度からの増減額	+22円	▲12円	+69円	+4円

【光屋内配線に係る工事費（光屋内配線を新設する場合）】

	令和4年度		令和3年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
申請工事費※4、5	14,193円	13,903円	14,275円	14,038円
括弧内は前年度からの増減率	(▲0.6%)	(▲1.0%)	(▲0.8%)	(▲0.7%)
前年度からの増減額	▲82円	▲135円	▲121円	▲98円

※1 開通工事や申込手続等の業務運営上必要となる、総務・経理・建物管理等に関する共通セクションの費用

※2 工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが判明。
光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が平成21年度計測時と比べて高くなったことが、作業時間短縮の要因と想定される。

※3 平日昼間・一人当たり・1時間ごと

※4 平日・昼間帯工事

※5 令和3年度の数値は適用作業単金・工事費

主な変更内容 (P.5～ 20)

- ① 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ～ 11)
- ② 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等 (P. 13 ～ 14)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 16 ～ 20)

その他の変更内容(詳細) 等(P. 23 ～ 59)

- 加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 23 ～ 41)
- 実績原価方式に基づく接続料の改定等 (P. 43 ～ 51)
- 本件申請において廃止・整理品目化する接続機能 (P. 53)
- 自己資本利益率 (P. 55)
- 接続形態の変更(料金設定権関係)(届出) (P. 57 ～ 59)

参考資料 (P. 61 ～ 75)

1. 接続料規則第3条に基づく許可申請

項目		新規/ 継続	概要
1	（将来原価 加入光） 光信号端末回線伝送機能に係る調整額の扱い （令和2年度の調整額） 【NTT東日本・西日本】	継続	令和2年度の収入と接続料原価の差額にかかる見込み値と実績値との差額を、令和4年度の当該網使用料の接続料原価に加えて算定することを求めるもの。
2	実績原価 特設公衆電話に係る費用の扱い 【NTT東日本・西日本】	継続	特設公衆電話に係る端末回線コスト等を公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能のトラフィック構成比で分計し、それぞれの機能の接続料原価に含めて算定することを求めるもの。
3	実績原価 廃止機能に係る調整額の扱い 【NTT東日本】	新規	令和4年度の接続料の認可と合わせて廃止する機能について、第一種指定電気通信設備の維持・運営に必要となるコストの未回収を生じさせないために、令和2年度における実績費用及び調整額と実績収入との差額を後継となる機能の令和4年度の接続料の原価に加えることを求めるもの。 【廃止する機能】 光信号電気信号変換機能（最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの） 【後継となる機能】 光信号電気信号変換機能（1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの）
4	実績原価 実績需要が無かった機能の接続料の扱い 【NTT東日本】	新規	通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもの）の6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのもののうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和2年度の実績需要がゼロとなり、令和4年度接続料が算定できないため、令和3年度適用接続料における料金を準用することを求めるもの。

2. 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第6号)附則第6項に基づく許可申請

1	関門系ルータ交換機能の一部に係る利用中止費の扱い 【NTT東日本・西日本】	継続	第一種指定電気通信設備接続料規則第4条の表5の項に規定する関門系ルータ交換機能（IPoE方式でインターネットへの接続を可能とする電気通信役務の提供に当たって用いられるものに限る。）に係る接続料に相当する金額を当該機能の利用を停止した他の電気通信事業者から取得するとともに当該年度に係る金額を当該年度の接続料から減額することを求めるもの。
---	-------------------------------------------------	----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ゲートウェイルータ(IPoE接続)の適用料金等の扱いについて

1. 大阪POI等のゲートウェイルータ更改について

- 西日本集約POI・関西1ブロックPOI・大阪POIのゲートウェイルータ(以下「GWR」という。)が、**令和4年7月頃に装置上限の48ポートに達することを踏まえ、IPoE接続を行う接続事業者(VNE事業者)の全者(9者)から、GWRの装置更改を行うよう、合意の上で要望があったことから、令和4年5月下旬から新装置への切替工事を実施し、6月中旬から利用を開始予定。**
- 接続約款第66条第1項に基づき、令和4年6月については下表のとおり、**接続事業者は新旧両装置に係る月額料金を負担。**

2. 接続料の算定方法について

- **関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)の接続料の算定方法は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第6号)により、網使用料として接続料を設定する機能とされたところ、それ以前は網改造料として設定されていたことを踏まえ、経過的な特例措置として、当該省令の附則第6項に基づき、当分の間、総務大臣の許可を受けて、当該機能の利用中止費について、利用を中止した事業者から取得することができる旨規定された(これを踏まえ、平成30年度接続料改定以降毎年度、NTT東日本・西日本から当該許可申請が行われており、本申請で5度目。)**
- 令和3年度接続料改定に際しては、**総務省からNTT東日本・西日本に対し、算定方法の見直し等について、新たにIPoE接続を要望する事業者等も含めた接続事業者との協議を踏まえて検討し、報告を行うよう要請(令和3年5月28日総基料124号)**していたところ。
- **NTT東日本・西日本からは、協議で示された各事業者からの意見を踏まえると、現時点においては、現行の算定方式により生じる問題や見直しの必要性が明らかになっていないことや、事業者間で見解の相違があることに加え、現行の算定方法においても費用の発生の様態に応じた負担となる点で接続料の原則に照らしても適切であることから、算定方式を見直す状況にない旨の報告があった。**
 - **JAIPA(日本インターネットプロバイダー協会)は、GWRの利用中止費について、利用中止を要望した事業者が個別に負担するという現行の算定方式ではなく、接続料規則の本則どおり、接続料原価に算入して、GWRを利用する事業者全体で負担すべき旨を主張。**
 - **IPoE協議会(VNE事業者の団体)は、現行の算定方式を継続するよう要望。**

西日本集約POI・関西1ブロックPOI・大阪POIのGWR更改スケジュール

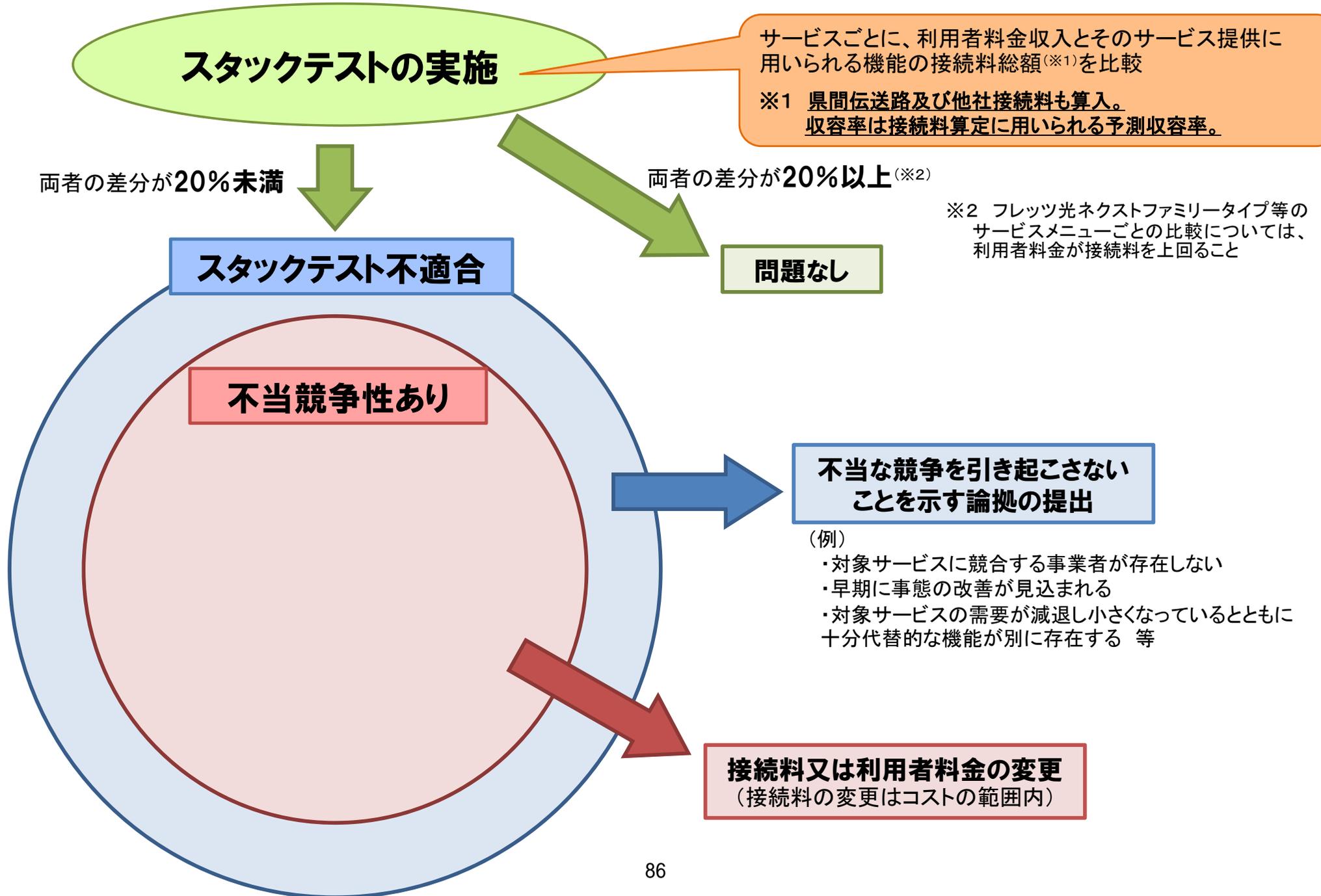
		令和3年度		令和4年度	
		3月	4～5月	6月	7月
工事		変更前のGWR運用		装置切替	▲利用中止※1
				完成通知▲	
GWR 網使用料※2	更改前装置	53万円	48万円	48万円	-
	更改後装置	-	-	19万円	19万円

※1 按分後利用中止費は1ポートあたり5～7百万円となる見込み(撤去工事費を除く)。

※2 装置が32ポート(3月)、39ポート(4～6月)及び42ポート(6月～)の場合の按分後月額料金。各年度適用の諸比率(令和4年度は認可申請予定のもの)を用いて算定。

接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の流れ

■「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(平成30年2月26日策定、平成31年3月5日最終改定)



スタックテストの結果①(サービスごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本において令和2年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額(利用者料金収入の20%)を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本		①利用者 料金収入	②接続料 総額相当	③差分 ((①-②)/①)	営業費相 当基準額 との比較
加入電話・ISDN 基本料		1,955億円	1,480億円	475億円 (24.3%)	○
フレッツADSL		66億円	28億円	38億円 (57.6%)	○
フレッツ光ネクスト		4,831億円	1,838億円	2,993億円 (62.0%)	○
フレッツ光ライト		202億円	84億円	118億円 (58.4%)	○
ひかり電話	移動体着含む	1,180億円	200億円	980億円 (83.1%)	○
	移動体着除く	925億円	107億円	818億円 (88.4%)	○
ビジネスイーサワイド		263億円	65億円	198億円 (75.3%)	○

NTT西日本		①利用者 料金収入	②接続料 総額相当	③差分 ((①-②)/①)	営業費相 当基準額 との比較
加入電話・ISDN 基本料		1,931億円	1,473億円	458億円 (23.7%)	○
フレッツADSL		90億円	47億円	43億円 (47.8%)	○
フレッツ光ネクスト		3,640億円	1,701億円	1,939億円 (53.3%)	○
フレッツ光ライト		117億円	65億円	52億円 (44.4%)	○
ひかり電話	移動体着含む	1,076億円	176億円	900億円 (83.6%)	○
	移動体着除く	840億円	97億円	743億円 (88.5%)	○
ビジネスイーサワイド		252億円	80億円	172億円 (68.3%)	○

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

スタックテストの結果②(サービスメニューごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本

赤枠内は委員限り

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
		ミニB				○
		プラン1B				○
		プラン2B				○
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
	プライオ					○
フレッツ光ライト	ファミリータイプ				○	
	マンションタイプ				○	
ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					○	

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合				○
	県内設備まで利用する場合				○

NTT西日本

赤枠内は委員限り

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				○
		上記以外				○
	ビジネスタイプ					○
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ				○
		プラン1				○
		プラン2				○
	フレッツ光ライト	ファミリータイプ				○
マンションタイプ					○	
ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)					○	

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	①利用者料金※	②接続料相当額	③差分(①-②)	利用者料金との比較
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合				○
	県内設備まで利用する場合				○

※1 利用者料金は令和3年3月31日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)

※2 フレッツ光ネクストファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については、令和2年度から新規に提供しているものであり、将来的に需要の増加が見込まれることから、5年間(令和2年度~令和6年度)の将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も5年平均を用いて接続料相当額を算定。

(注) ○:スタックテストの要件を満たしていると認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの。

その他の変更内容 (詳細) 等

主な変更内容 (P.5～ 20)

- ① 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ～ 11)
- ② 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等 (P. 13 ～ 14)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 16 ～ 20)

その他の変更内容(詳細) 等(P. 23 ～ 59)

加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 23 ～ 41)

実績原価方式に基づく接続料の改定等 (P. 43 ～ 51)

本件申請において廃止・整理品目化する接続機能 (P. 53)

自己資本利益率 (P. 55)

接続形態の変更(料金設定権関係)(届出) (P. 57 ～ 59)

参考資料 (P. 61 ～ 75)

- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月情報通信審議会答申)において、**NTT東日本・西日本による既存の光配線区画の統合・分割の取組の実施状況を注視することが適当**であるとされたことを踏まえ、毎年3月末及び9月末の**光配線区画の見直し等の状況を総務省に報告**することを要請。
- NTT東日本・西日本において、**光配線区画の見直しが可能なものを隣接する光配線区画と統合する施策が継続的に行われた結果**、2012年12月から2021年3月までの間に、**NTT東日本で約****区画***、**NTT西日本で約****区画***が減少。
- 一方で、**光配線区画の事後的な分割・縮小の結果**、2015年4月から2021年3月までの間に、**NTT東日本で約****区画***、**NTT西日本で約****区画***が増加。

※ NTT東日本・西日本の報告に基づく変動数を記載(単純な光エリア拡大、縮小等による変動は含まない)

■ 既存光配線区画の見直し等について

(NTT東日本・西日本のこれまでの報告内容を整理)

- ・既存の光配線区画については、既存ユーザがおらず、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースを除いた上で、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直し実施。
- ・加えて、光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えて、光配線区画の見直しが可能なものは隣接する光配線区画との統合に取り組み、2012年12月から2021年3月までの間にNTT東日本で▲約区画*、NTT西日本で▲約区画*となる見直しを実施。
- ・また、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には、新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう取り組んでいるところ(NTT西日本のみ)。
- ・今後も引き続き、見直しが可能な光配線区画について同様の取り組みを継続していく考え。

■ 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処に関する報告について

(NTT東日本・西日本のこれまでの報告内容を整理)

- ・ 2015年4月から2021年3月までの間にNTT東日本で+約区画*、NTT西日本で+約区画*となる光配線区画の事後的な分割・縮小が行われた。

※ NTT東日本・西日本の報告に基づく変動数を記載(単純な光エリア拡大、縮小等による変動は含まない)

○ 答申以降の光配線区画数等の推移については、以下のとおり。光配線区画あたりの回線数については、NTT東日本、西日本ともに微増。

■ NTT東日本

	単位	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
①光配線区画数	万区画	70.6	70.1	69.7	69.5	69.3
統合したことによる対前期末比減少区画数※ ¹	区画					
※ ¹ 事後的に分割・縮小したことによる対前期末比増加区画数	区画					
②加入電話等回線数※ ²	万回線	4109.9	4114.6	4121.4	4136.0	4136.9
光配線区画あたりの平均加入電話等回線数(=②/①)	回線	58.2	58.7	59.1	59.5	59.7
(参考)③光分岐端末回線数※ ³	万回線	832.8	871.2	910.2	946.3	994.4
(参考)光配線区画あたりの平均光分岐端末回線数(=③/①)	回線	11.8	12.4	13.1	13.6	14.4

※¹ NTT東日本報告に基づく変動数を記載(単純な光エリア拡大、縮小等による変動は含まない)。

※² 光配線区画ごとの平成18年12月以降における加入電話、ISDN、メタル専用線、メタル宅内保留線数の合計の最大値(NTT東日本報告に基づく)。

※³ NTT東日本及び接続事業者のシェアドアクセス方式の光分岐端末回線数の合計。

■ NTT西日本

	単位	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
①光配線区画数	万区画	96.1	96.4	95.6	95.8	96.4
統合したことによる対前期末比減少区画数※ ¹	区画					
※ ¹ 事後的に分割・縮小したことによる対前期末比増加区画数	区画					
②加入電話等回線数※ ²	万回線	3621.1	3640.9	3650.3	3666.4	3691.1
光配線区画あたりの平均加入電話等回線数(=②/①)	回線	37.7	37.8	38.2	38.3	38.3
(参考)③光分岐端末回線数※ ³	万回線	668.2	686.3	701.7	723.5	758.3
(参考)光配線区画あたりの平均光分岐端末回線数(=③/①)	回線	7.0	7.1	7.3	7.6	7.9

※¹ NTT西日本報告に基づく変動数を記載(単純な光エリア拡大、縮小等による変動は含まない)。

※² 光配線区画ごとの平成18年12月以降における加入電話、ISDN、メタル専用線、メタル宅内保留線数の合計の最大値(NTT西日本報告に基づく)。

※³ NTT西日本及び接続事業者のシェアドアクセス方式の光分岐端末回線数の合計。

●接続料の算定に関する研究会 第四次報告書(令和2年9月)

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」

1. 加入光ファイバの未利用芯線

(3) 考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要であり、そのため当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

- これまでサンプル調査したビル（箇所）において、2021年10月末における芯線使用率について調査を実施。
- 地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査。架空光ケーブルは、複雑に枝分かれしており、ルートの特性を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、調査対象ビルの一部をサンプル調査。サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。

◆調査対象 地下光ケーブル：3ビル、架空光ケーブル：3箇所

地下光ケーブル	大規模	中規模	小規模
	新宿ビル	山形ビル	角館ビル

第1回	第2回	第3回	第4回
2018年10月	2019年12月	2020年12月	2021年10月

架空光ケーブル	ルート1	ルート2	ルート3
	新宿ビル	新宿ビル	八戸三沢ビル

第1回			第2回			第3回	第4回
ルート1	ルート2	ルート3	ルート1	ルート2	ルート3		
2018年10月	2019年4月	—	2019年12月		—	2020年12月	2021年10月

- これまでサンプル調査したビル（箇所）において、**2021年10月末における芯線使用率について調査を実施。**
- **地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査。架空光ケーブルは、**複雑に枝分かれしており、ルートの特定を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、**調査対象ビルの一部をサンプル調査。**サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。

◆調査対象 地下光ケーブル：3ビル、架空光ケーブル：3箇所

地下光ケーブル	大規模	中規模	小規模
	大阪日本橋ビル	岡山今村ビル	指宿ビル

第1回			第2回	第3回	第4回
大規模	中規模	小規模			
2019年4月	2018年10月		2019年12月	2020年12月	2021年10月

架空光ケーブル	ルート1	ルート2	ルート3
	名古屋栄ビル	大阪日本橋ビル	金沢松任ビル

第1回			第2回			第3回	第4回
ルート1	ルート2	ルート3	ルート1	ルート2	ルート3		
2018年10月	2019年4月	—	2019年12月		—	2020年12月	2021年10月

個別事情の調査・分析について

■ **主に以下の①～③に該当するケーブルについて、個別事情を調査・分析。**

- ① 経済的耐用年数経過後で、かつ下位ロットの収容率を下回るケーブル
- ② 経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル
- ③ 上記以外で、芯線使用状況が特徴的なケーブル

◆ **下位ロットの収容率を下回る芯線使用率**

地下光ケーブル	1000芯	400芯	200芯	100芯
芯線使用率	40%以下	50%以下	50%以下	—
架空光ケーブル	200芯	100芯	40芯	
芯線使用率	50%以下	40%以下	—	

◆ **経済的耐用年数**

地下光ケーブル	28年（1992年度以前）
架空光ケーブル	20年（2000年度以前）

※SA方式およびSS方式に利用されている芯線、故障予備用を含む保守用芯線等を含め、芯線使用率を算定

(参考) 接続料の算定に関する研究会 第三次報告書 <抜粋>

■ **イ 令和2年度以降の加入光ファイバ接続料算定**

一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、**少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え（以下「最小限投資合理性」という。）が成り立つ。**

- 個別事情の調査・分析として①、③に該当するケーブルはなし。
- ②経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブルとして、E方面の2011年敷設の1000芯ケーブルにおいて支障移転工事の完了により、芯線使用率が減少しているものがある。

委員限り

山形ビル(NTT東日本 中規模ビル) 地下光ケーブルの方面別の芯線使用率

- 個別事情の調査・分析として①に該当するケーブルはなし。
- ②経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブルとして、F方面の2002年敷設の400芯ケーブルにおいて昨年度に芯線の収容箇所を同一方面毎に収容替えする工事を行ったことから、一時的な芯線の二重使用により、芯線使用率が増加したものの、今年度に工事が完了したため、芯線使用率が減少しているものがある。
- ③芯線使用状況が特徴的なケーブルとして、B方面の2017年敷設の1000芯ケーブルにおいて大型ユーザの移設及び新興住宅地の宅地造成に伴う一時的な芯線数の増加により、芯線使用率が増加しているものがある。

委員限り

凡例

耐用年数経過後のケーブル

下位ロットの収容率を下回るケーブル

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル

委員限り

- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③芯線使用状況が特徴的なケーブルとして、
 - ・ A方面の1988年敷設の100芯ケーブル、B方面の1988年敷設の100芯ケーブル及びE方面の1988年敷設の100芯ケーブルにおいて撤去予定の旧規格ケーブルのため、芯線使用率が増えていないものがある。
 - ・ F方面の2019年敷設の1000芯ケーブルにおいては、昨年度はコロナ影響でデータセンタ利用事業者のサービス開始時期が遅れた影響で芯線使用率が低い水準であったものの、今年度に入ってサービスが開始されたため、芯線使用率が上昇。

委員限り

凡例

耐用年数経過後のケーブル

下位ロットの収容率を下回るケーブル

- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③芯線使用状況が特徴的なケーブルとして、
 - ・ ケーブルの芯線使用率に大きな変動はないが、I方面の1998年敷設の1000芯ケーブルにおいて過去に大手企業のデータセンタ移転があったことから利用芯線が減少。

委員限り

凡例

耐用年数経過後のケーブル

下位ロットの収容率を下回るケーブル

■ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル

委員限り



- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

委員限り

(1) 200芯ケーブル ()年敷設

2018年10月末 (130/200, 65.0%)
2019年12月末 (135/200, 67.5%)
2020年12月末 (139/200, 69.5%)

2021年10月末 (141/200, 70.5%)

(2) 100芯ケーブル ()年敷設

2018年10月末 (66/100, 66.0%)
2019年12月末 (67/100, 67.0%)
2020年12月末 (68/100, 68.0%)

2021年10月末 (67/100, 67.0%)

(3) 100芯ケーブル ()年敷設

2018年10月末 (20/100, 20.0%)
2019年12月末 (19/100, 19.0%)
2020年12月末 (20/100, 20.0%)

2021年10月末 (20/100, 20.0%)

(4) 40芯ケーブル ()年敷設

2018年10月末 (28/40, 70.0%)
2019年12月末 (31/40, 77.5%)
2020年12月末 (32/40, 80.0%)

2021年10月末 (35/40, 87.5%)

■ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

委員限り

<p>(1) 100芯ケーブル []年敷設</p> <p>2019年4月末 (94/100, 94.0%) 2019年12月末 (94/100, 94.0%) 2020年12月末 (94/100, 94.0%)</p> <p>2021年10月末 (94/100, 94.0%)</p>	<p>(4) 40芯ケーブル []年敷設</p> <p>2019年4月末 (34/40, 85.0%) 2019年12月末 (34/40, 85.0%) 2020年12月末 (35/40, 87.5%)</p> <p>2021年10月末 (35/40, 87.5%)</p>
<p>(2) 100芯ケーブル []年敷設</p> <p>2019年4月末 (12/100, 12.0%) 2019年12月末 (16/100, 16.0%) 2020年12月末 (17/100, 17.0%)</p> <p>2021年10月末 (17/100, 17.0%)</p>	<p>(5) 40芯ケーブル []年敷設</p> <p>2019年4月末 (1/40, 2.5%) 2019年12月末 (1/40, 2.5%) 2020年12月末 (3/40, 7.5%)</p> <p>2021年10月末 (4/40, 10.0%)</p>
<p>(3) 100芯ケーブル []年敷設</p> <p>2019年4月末 (21/100, 21.0%) 2019年12月末 (21/100, 21.0%) 2020年12月末 (21/100, 21.0%)</p> <p>2021年10月末 (26/100, 26.0%)</p>	

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

委員限り

(1) 100芯ケーブル (2020年敷設)

2020年12月末 (41/100, 41.0%)

2021年10月末 (41/100, 41.0%)

(2) 40芯ケーブル (2020年敷設)

2020年12月末 (36/40, 90.0%)

2021年10月末 (36/40, 90.0%)

■ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

委員限り

(1) 100芯ケーブル ()年敷設

2018年10月末 (87/100, 87.0%)
2019年12月末 (82/100, 82.0%)
2020年12月末 (84/100, 84.0%)

2021年10月末 (93/100, 93.0%)

(2) 100芯ケーブル ()年敷設

2018年10月末 (6/100, 6.0%)
2019年12月末 (6/100, 6.0%)
2020年12月末 (7/100, 7.0%)

2021年10月末 (8/100, 8.0%)

(3) 40芯ケーブル ()年敷設

2018年10月末 (29/40, 72.5%)
2019年12月末 (29/40, 72.5%)
2020年12月末 (30/40, 75.0%)

2021年10月末 (31/40, 77.5%)

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

委員限り

(1) 100芯ケーブル ([] 年敷設)

2019年4月末 (24/100, 24.0%)
2019年12月末 (23/100, 23.0%)
2020年12月末 (27/100, 27.0%)

2021年10月末 (27/100, 27.0%)

(2) 40芯ケーブル ([] 年敷設)

2019年4月末 (9/40, 22.5%)
2019年12月末 (10/40, 25.0%)
2020年12月末 (10/40, 25.0%)

2021年10月末 (10/40, 25.0%)

(3) 40芯ケーブル ([] 年敷設)

2019年4月末 (31/40, 77.5%)
2019年12月末 (35/40, 87.5%)
2020年12月末 (32/40, 80.0%)

2021年10月末 (33/40, 82.5%)

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

委員限り

(1) 100芯ケーブル ()年敷設

2020年12月末 (90/100, 90.0%)

2021年10月末 (89/100, 89.0%)

(2) 40芯ケーブル ()年敷設

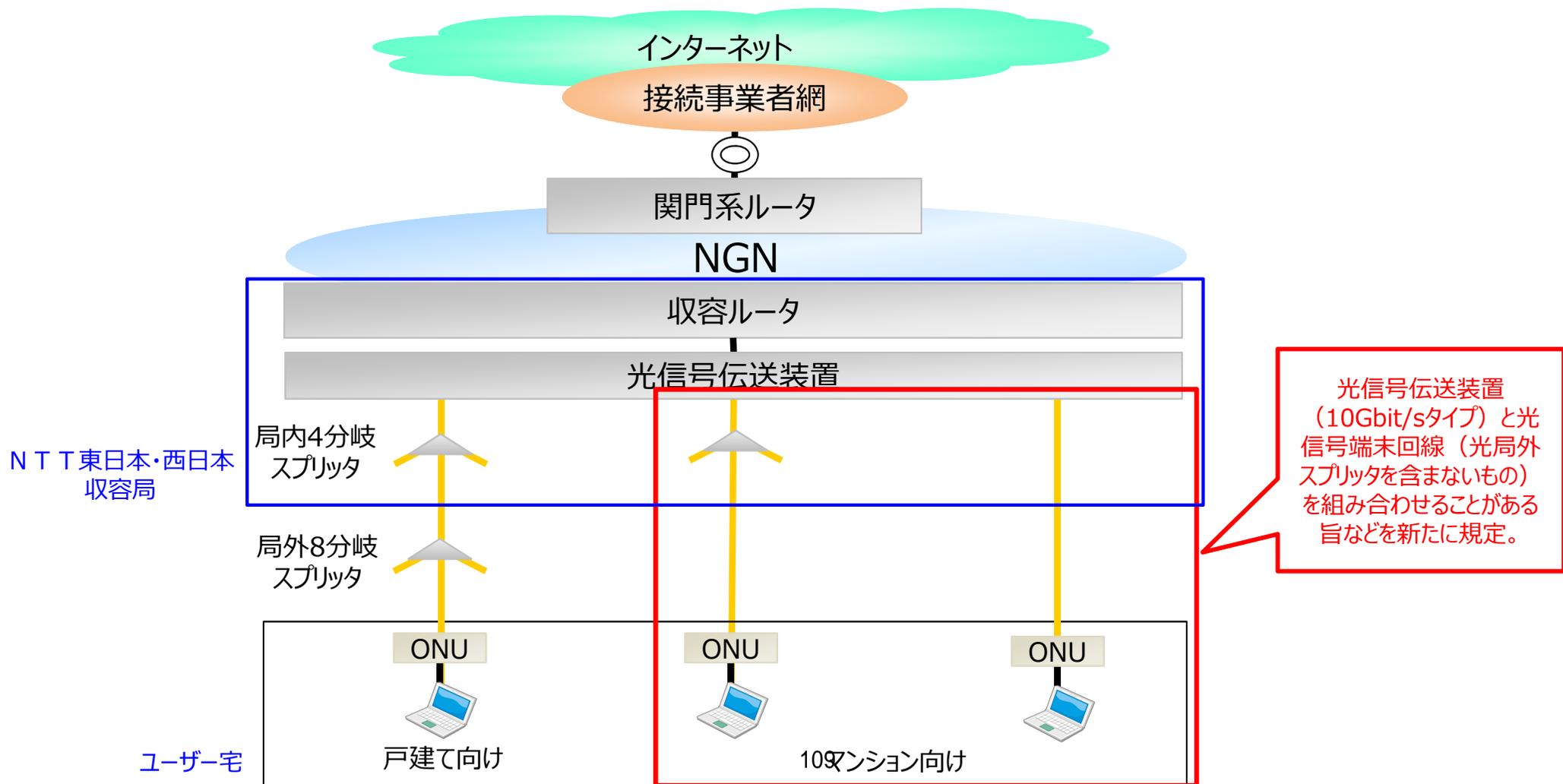
2020年12月末 (10/40, 25.0%)

2021年10月末 (10/40, 25.0%)

フレッツ光クロス(マンション向け)の提供に係る規定変更

- フレッツ光クロス(フレッツ光のうち、最大10Gbpsの通信速度を提供するもの)について、現在一部エリアで戸建て向けに提供されているところ、今後、マンション向けへの提供が予定されていることを踏まえ、所要の規定整備を行う(2022年度内の提供開始を予定。)
- 具体的には、マンション向けには、光信号伝送装置(10Gbit/sタイプ)と光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)を組み合わせる提供されることとなるため、それらを組み合わせることがある旨などを新たに規定。

◆フレッツ光クロスの設備構成



主な変更内容 (P.5～ 20)

- ① 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ～ 11)
- ② 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等 (P. 13 ～ 14)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 16 ～ 20)

その他の変更内容(詳細) 等(P. 23 ～ 59)

加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 23 ～ 41)

実績原価方式に基づく接続料の改定等 (P. 43 ～ 51)

本件申請において廃止・整理品目化する接続機能 (P. 53)

自己資本利益率 (P. 55)

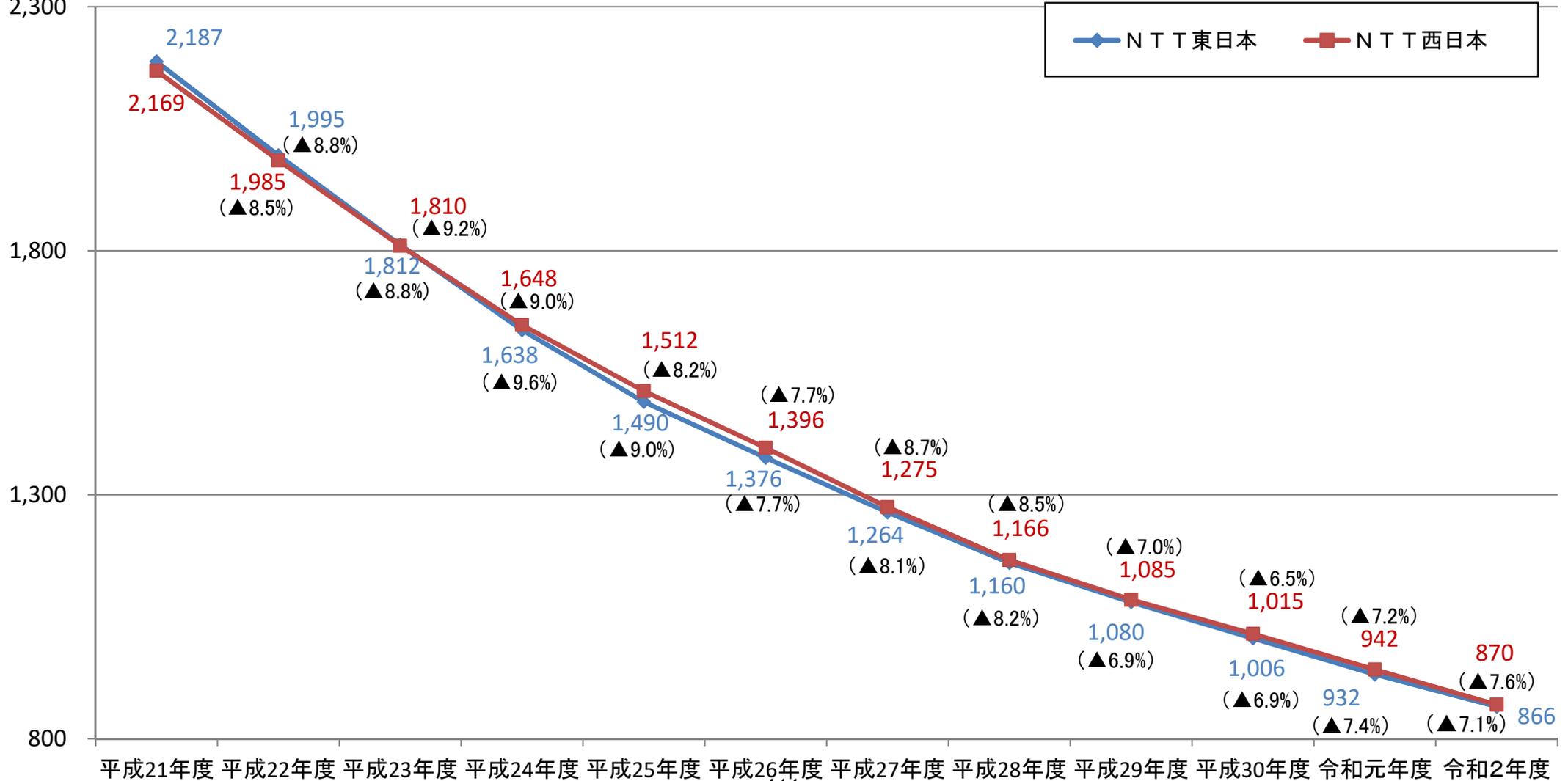
接続形態の変更(料金設定権関係)(届出) (P. 57 ～ 59)

参考資料 (P. 61 ～ 75)

ドライカップの回線数の推移

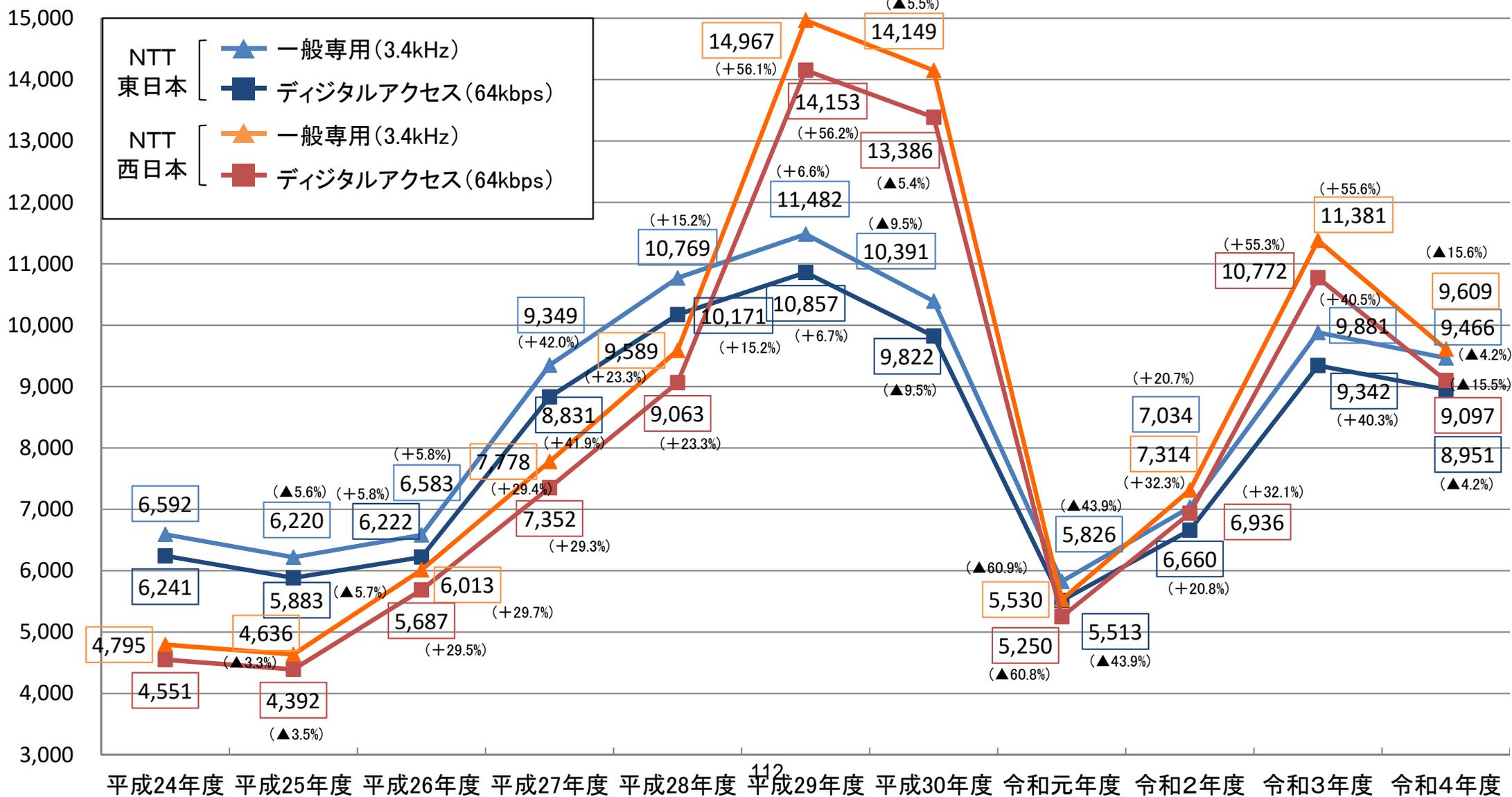
- ドライカップの回線数は減少傾向となっており、令和2年度は、
- ・ 前年度と比較して、NTT東日本では▲7.1%、NTT西日本では▲7.6%、
 - ・ 平成21年度と比較して、NTT東日本では▲60.4%、NTT西日本では▲59.9%と、大きく減少。

(単位:万回線)
2,300



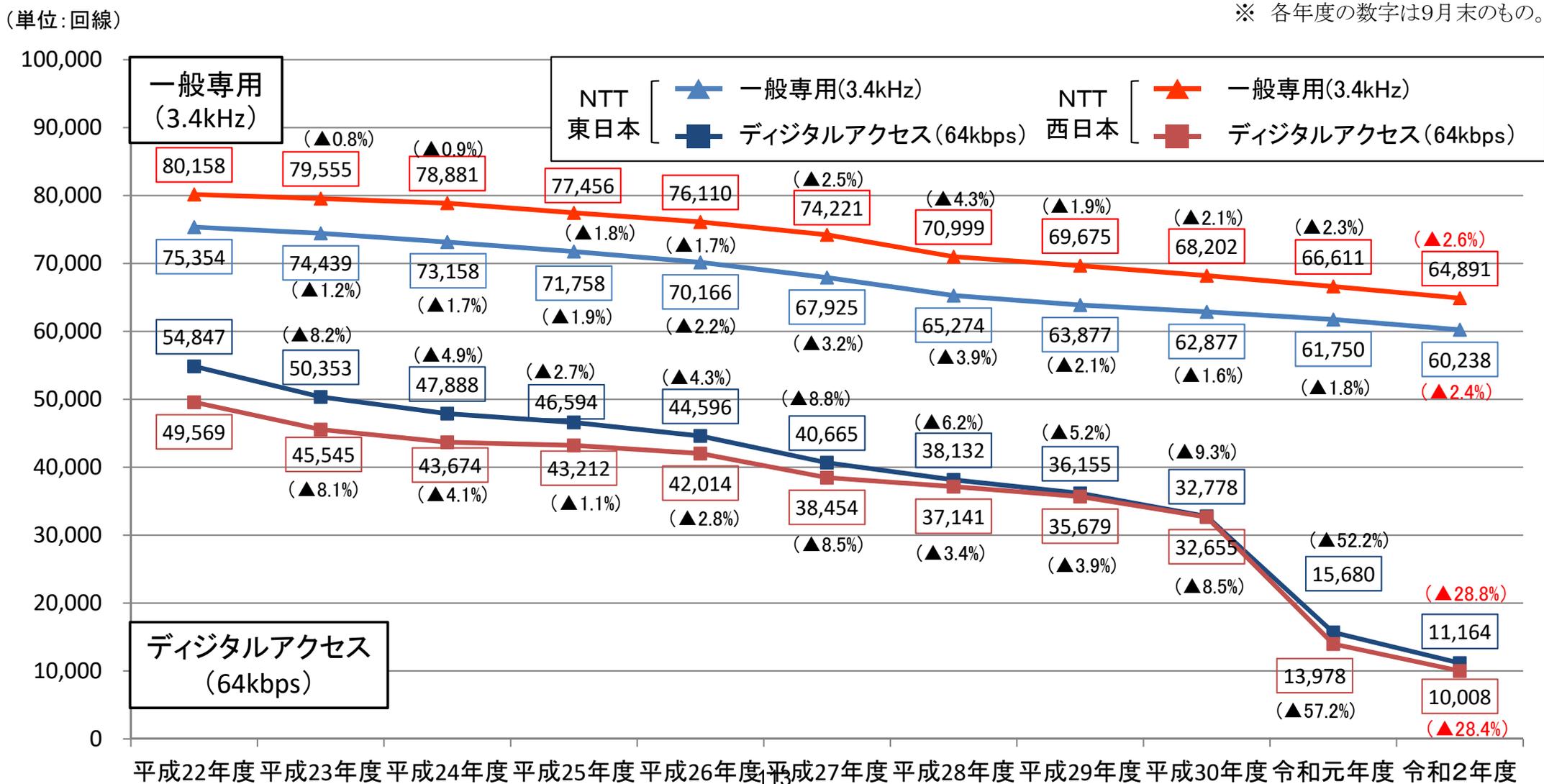
○ 令和4年度接続料の一般専用(3.4kHz)、デジタルアクセス(64kbps)は、需要が減少傾向にあるものの、コロナ禍における自己資本利益率の低下による報酬の減少や費用の効率化により、NTT東日本ではそれぞれ▲4.2%、▲4.2%、NTT西日本ではそれぞれ▲15.6%、▲15.5%と接続料金額が低下。

(単位:円/回線・月)



専用線の回線数の推移(一般専用(3.4kHz)、デジタルアクセス(64kbps))

- 一般専用(3.4kHz)、デジタルアクセス(64kbps)の回線数は減少傾向にあり、令和2年度は、
 - ・ 前年度と比較して、NTT東日本ではそれぞれ▲2.4%、▲28.8%、NTT西日本ではそれぞれ▲2.6%、▲28.4%、
 - ・ 平成22年度と比較して、NTT東日本ではそれぞれ▲20.1%、▲79.6%、NTT西日本ではそれぞれ▲19.0%、▲79.8%と減少した。



実績原価方式に基づく主な接続料 料金表①

① 端末回線伝送機能

区分	単位 (月額)	令和4年度 (カッコ内は調整前)		令和3年度 (カッコ内は調整前)		
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本	
一般帯域透過端末 伝送機能 〔ドライカップ〕※1	回線 管理 機能	1回線 ごと	30円 (33円)	45円 (43円)	35円 (41円)	55円 (62円)
	回線 部分	1回線 ごと	1,513円 (1,457円)	1,494円 (1,450円)	1,537円 (1,467円)	1,485円 (1,441円)
帯域分割端末 伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1	回線 管理 機能	1回線 ごと	54円 (58円)	52円 (53円)	34円 (38円)	39円 (50円)
	MDF 部分	1回線 ごと	53円 (52円)	50円 (49円)	54円 (51円)	52円 (47円)
光信号伝送装置 〔GE-PON〕※2	1Gb/s	1装置 ごと	1,271円 (1,428円)	1,291円 (1,352円)	1,179円 (1,478円)	1,364円 (1,446円)
通信路設定伝送機能を組 み合わされるもの※1	2線式 の もの	1回線 ごと	1,471円 (1,416円)	1,457円 (1,414円)	1,489円 (1,424円)	1,447円 (1,405円)
光屋内配線を利用する 場合の加算額※2		1回線 ごと	182円 (184円)	175円 (177円)	183円 (185円)	178円 (179円)

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。
 ※2 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

② 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	令和4年度 (カッコ内は調整前)	令和3年度 (カッコ内は調整前)
優先接続機能	1通信 ごと	0.1377円 (0.1011円)	0.1120円 (0.0848円)
一般番号ポータビリティ 実現機能	月額	9,416,667円 (9,916,667円)	9,666,667円 (10,166,667円)

③ 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分	単位 (月額)	令和4年度 (カッコ内は調整前)		令和3年度 (カッコ内は調整前)			
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本		
光信号電気信号 変換機能 〔メディアコンバー タ〕※3	100Mb /s	非集線型 <1MCタイプ>	1回線 ごと	424円 (421円)	-	369円 (405円)	-
	1Gb/s		1回線 ごと	1,156円 (1,078円)	727円 (764円)	964円 (1,043円)	695円 (758円)
光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕 ※3	局内4分岐のもの		1回線 ごと	174円 (195円)	199円 (233円)	172円 (205円)	271円 (262円)

※3 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

④ 中継伝送機能

区分	単位 (月額)	令和4年度 (カッコ内は調整前)		令和3年度 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・ 1メートルごと	1.078円 (1.106円)	1.402円 (1.311円)	1.209円 (1.144円)	1.435円 (1.283円)

⑤ ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

区分	単位 (月額)	令和4年度 (カッコ内は調整前)		令和3年度 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
特別収容局 ルータ接続 ルーティング 機能 〔収容局接続〕	ATMインタ フェース 1ポート ごと	49,506円 (118,354円)	62,860円 (146,837円)	80,437円 (129,371円)	124,546円 (162,051円)

実績原価方式に基づく主な接続料 料金表②

⑥通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分				単位 (月額)	令和4年度 (カッコ内は調整前)		令和3年度 (カッコ内は調整前)	
					NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
通信 路設 定伝 送機 能	一般専用に 係るもの 〔一般専用 サービス〕	3.4 kHz	同一 M A 内の 場合	1回線 ごと	9,466円 (8,879円)	9,609円 (9,313円)	9,881円 (8,886円)	11,381円 (9,889円)
			上記以外の場合	1回線 ごと	11,086円 (10,091円)	12,038円 (10,957円)	11,425円 (10,035円)	13,189円 (11,226円)
				10kmを超える 場合の10kmご との加算料	1回線 ごと	1,770円 (1,140円)	1,280円 (670円)	1,840円 (1,070円)
	高速ディジ タル伝送に 係るもの 〔デジタル アクセス〕 〈エコノミー クラス〉※	64 kb/s	同一 M A 内の 場合	1回線 ごと	8,951円 (8,396円)	9,097円 (8,817円)	9,342円 (8,401円)	10,772円 (9,362円)
			上記以外の場合	1回線 ごと	10,479円 (9,542円)	11,390円 (10,367円)	10,801円 (9,485円)	12,478円 (10,623円)
				10kmを超える 場合の10kmご との加算料	1回線 ごと	1,670円 (1,080円)	1,210円 (630円)	1,740円 (1,010円)
	1.536 Mb/s	同一 M A 内の 場合	1回線 ごと	117,706円 (96,122円)	172,302円 (112,807円)	116,809円 (92,574円)	168,740円 (112,133円)	
		上記以外の場合	1回線 ごと	154,378円 (123,626円)	227,334円 (150,007円)	151,825円 (118,590円)	209,684円 (142,397円)	
			10kmを超える 場合の10kmご との加算料	1回線 ごと	40,080円 (25,920円)	29,040円 (15,120円)	41,760円 (24,240円)	24,240円 (12,000円)

⑦番号案内機能等

区分			単位	令和4年度 (カッコ内は調整前)		令和3年度 (カッコ内は調整前)	
				NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
番号案内 サービス 接続機能	中継交換機等接続		1案内 ごと	256円 (198円)	236円 (177円)	204円 (173円)	169円 (147円)
	端末回線 線端等接続	加入電話 から発信 する場合	1案内 ごと	260円 (202円)	240円 (182円)	208円 (176円)	174円 (151円)
番号情報データベース登録機能			1番号 ごと	-	12.23円 (9.61円)	-	10.00円 (8.27円)
番号情報 データ ベース 利用機能	一括でデータ抽出		1番号 ごと	-	8.42円 (6.21円)	-	7.30円 (5.55円)
	異動データのみを データ抽出		1番号 ごと	-	13.07円 (9.97円)	-	10.37円 (8.45円)

⑧公衆電話機能

区分		単位	令和4年度 (カッコ内は調整前)		令和3年度 (カッコ内は調整前)	
			NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
公衆電話発信機能		1秒ごと	2.8458円 (2.7012円)	2.2722円 (2.0324円)	3.2950円 (2.7376円)	2.6351円 (2.0741円)
デジタル公衆電話発信機能		1秒ごと	2.8424円 (2.0299円)	2.5744円 (2.0618円)	2.4918円 (1.8350円)	2.4292円 (1.9173円)

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

公衆電話機能の接続料(令和4年度)

- アナログ公衆電話については、NTT東日本・西日本ともに、需要の増加が接続料原価(調整額を除く)の増加^{※1}を上回ったため、接続料算定単価は低減し(A)、調整額(B)を加味しても、昨年度と比較して接続料は低減した(C)。
- 一方で、デジタル公衆電話については、NTT東日本・西日本ともに、需要の減少がコストの減少を上回ったため、接続料算定単価が増加し(A)、調整額(B)も加算されるため、昨年度と比較して接続料は増加した(C)。
- なお、例年と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話接続料に算入することについて、3条許可申請が行われている(D)。

【公衆電話発信機能の接続料(3分あたり単価)】

	令和4年度		令和3年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価 ^{※2} (A)	423.97円	323.93円	437.38円	336.76円
特別損失	—	—	—	—
調整額 (B)	+26.03円	+43.16円	+100.33円	+100.98円
接続料 (特設公衆電話に係る費用を算入しない場合) (C)	450.00円	367.09円	537.71円	437.74円
特設公衆電話に係る費用 (D)	+62.24円	+41.91円	+55.39円	+36.58円
申請接続料^{※3}	512.24円	409.00円	593.10円	474.32円
括弧内は前年度比	(▲13.6%)	(▲13.8%)	(+11.5%)	(+24.1%)
前年度からの増減額	▲80.86円	▲65.32円	+61.24円	+92.25円

【デジタル公衆電話発信機能の接続料(3分あたり単価)】

	令和4年度		令和3年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価 ^{※2} (A)	303.30円	329.20円	274.95円	308.66円
特別損失	—	—	—	—
調整額 (B)	+146.27円	+92.25円	+118.24円	+92.15円
接続料 (特設公衆電話に係る費用を算入しない場合) (C)	449.57円	421.45円	393.19円	400.81円
特設公衆電話に係る費用 (D)	+62.06円	+41.94円	+55.33円	+36.45円
申請接続料^{※3}	511.63円	463.39円	448.52円	437.26円
括弧内は前年度比	(+14.1%)	(+6.0%)	(+19.3%)	(+18.2%)
前年度からの増減額	+63.11円	+26.13円	+72.64円	+67.41円

※1 前年度からの増減率は、

【NTT東日本】

・ <公衆電話発信機能>

接続料原価は+4.2%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、+6.0%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)、需要は+7.5%

・ <デジタル公衆電話発信機能>

接続料原価は▲19.5%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲19.3%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)、需要は▲27.0%

【NTT西日本】

・ <公衆電話発信機能>

接続料原価は▲3.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲1.8%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)、需要は+0.2%

・ <デジタル公衆電話発信機能>

接続料原価は▲10.4%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲9.7%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)、需要は▲16.0%

※2 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

※3 令和3年度の数値は適用接続料

IP網移行に伴う番号案内機能に係る料金の新設・廃止

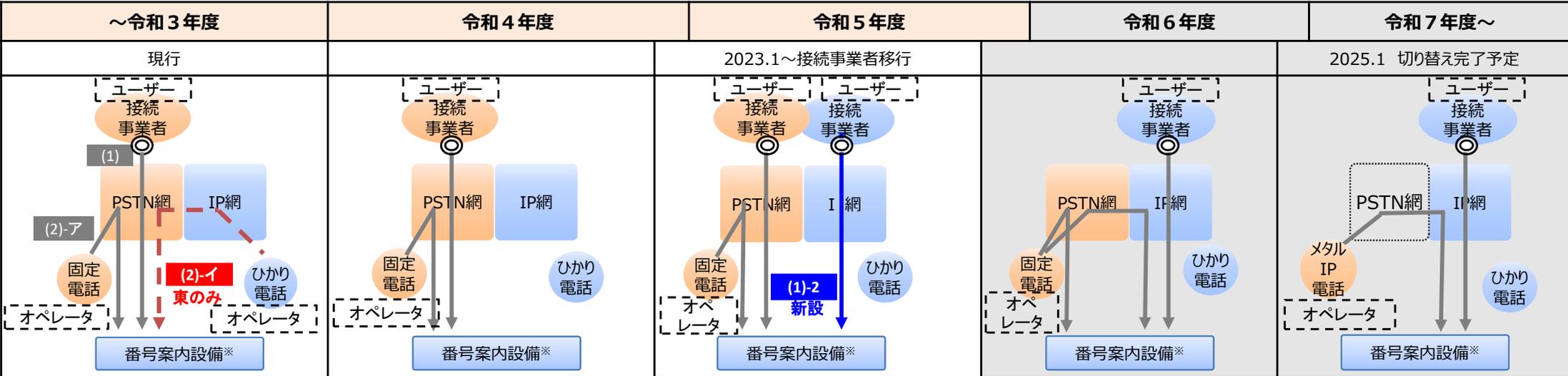
○ **番号案内サービスについては、需要が減少傾向にある一方で、高齢者による利用や視覚障害者向け(ふれあい案内(無料))の提供を維持する観点から、IP網への移行後も継続することとされているところ、移行に伴い、番号案内機能について疎通形態(トラヒックルート)が変更され、ルートの廃止及び新設が行われることから、令和4年度接続料の改定に際して、料金の廃止及び新設を実施。**

○ 具体的には、**令和3年度をもって、ひかり電話を利用する接続事業者のオペレータが、IP網及びPSTN網を經由して番号案内機能を利用するルート(下表(2)-イ)が廃止される一方、令和5年1月から、接続事業者と契約するユーザーが、IP網経由で番号案内機能を利用するルート(下表(1)-2)が新設される。**

○ なお、新設される(1)-2の料金については、光IP電話接続機能の料金(課金回数ベース)と、番号案内設備の料金を組み合わせて算定される。

◆各年度の接続形態

※番号案内設備：NPS交換機・番号案内データベース・オペレータ等

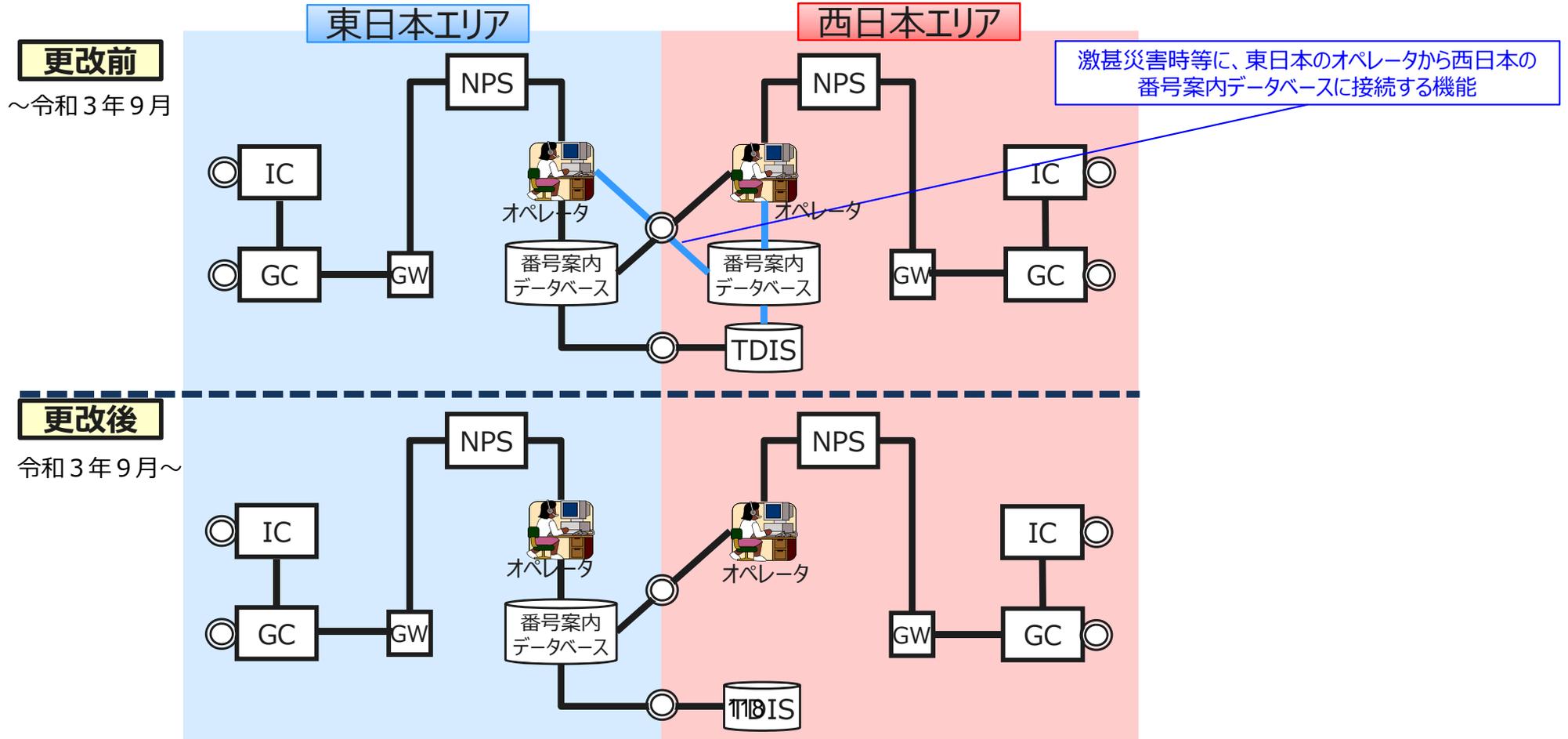


◆令和4年度接続料金案

番号案内機能等	東日本			西日本				
	2022年度 申請料金額 (1案内ごとに)	交換機等	番号案内設備	2021年度 適用料金額 (1案内ごとに)	2022年度 申請料金額 (1案内ごとに)	交換機等	番号案内設備	2021年度 適用料金額 (1案内ごとに)
(1) 番号案内サービス接続機能 (中継交換機等接続)	256円	5.57円	250.64円	204円	236円	5.31円	230.48円	169円
(1)-2 番号案内サービス接続機能 (一般中継局ルータ接続)	新設 252円	1.12円		-	新設 232円	1.03円		-
(2)-ア 端末回線線端等接続 (イ以外の場合)	260円	9.42円		208円	240円	9.83円		174円
(2)-イ 端末回線線端等接続 (音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合)	廃止 -	- 117		205円	-	-	-	

番号案内データベース更改に伴う規定整備

- 「ANGEL(番号案内データベース並びに番号案内端末)」については、令和3年9月に更改が実施されたところ。
- この際、番号案内サービスの需要減を踏まえ、運営コストの削減を行う観点から、更改後の番号案内データベースは東日本にのみ設置された。(NTT西日本は東日本に接続することで番号案内サービスを継続。)
- NTT西日本は番号案内データベースを所持しなくなることから、令和4年度接続料の改定と合わせ、NTT西日本の接続約款から、該当する機能に係る規定を廃止する(NTT東日本は変更なし。)
- なお、更改後は、NTT西日本はNTT東日本に対してANGELの利用に係る接続料を支払い、当該費用を番号案内機能の接続料原価に含むことで、適切な接続料金を設定する予定(更改後の費用は、令和3年度接続会計結果を用いて算定する令和5年度の適用接続料から反映される。)



主な工事費・手続費・コロケーション料金等 料金表

①工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	令和4年度単金		令和3年度単金	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,261円	6,041円	6,239円	6,053円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,194円	6,982円	7,151円	6,995円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,262円	8,059円	8,192円	8,074円
土日祝日昼夜間・一人当たり ・1時間ごと	7,462円	7,251円	7,412円	7,265円
土日祝日深夜・一人当たり ・1時間ごと	8,529円	8,327円	8,453円	8,344円

②管路・とう道等の料金の改定

(i) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位 (年額)	令和4年度平均料金 (カッコ内は調整前)		令和3年度平均料金 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
管路	1条当たり 1メートルごと	276円 (258円)	224円 (196円)	237円 (233円)	160円 (172円)
とう道	1メートルごと	52,636円 (50,139円)	47,547円 (41,638円)	48,300円 (47,480円)	33,534円 (36,443円)
土地	1平方メートル ごと	1,155円 (1,130円)	619円 (621円)	1,213円 (1,150円)	637円 (636円)
建物	1平方メートル ごと	31,282円 (31,899円)	24,519円 (23,424円)	32,541円 (32,674円)	24,531円 (22,661円)

※1 「土地」「通信用建物」については、通信用建物毎の料金の平均値。

(ii) 電柱使用料の改定

区分	単位 (年額)	令和4年度料金 (カッコ内は調整前)		令和3年度料金 (カッコ内は調整前)	
		NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	846円 (789円)	737円 (715円)	762円 (755円)	716円 (703円)

③個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※2)した上で、設備管理運営費を算出(※3)している。

- ※2 取得固定資産価額相当額=物品費+取付費(物品費×取付費比率)+諸掛費((物品費+取付費)×諸掛費比率)+共通割掛費((物品費+取付費+諸掛費)×共通割掛費比率)
- ※3 設備管理運営費=保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)+減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

(i) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分	令和4年度数値		令和3年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
取付費比率	交換機械設備	0.263	0.315	0.267	0.306
	電力設備	0.988	0.783	0.951	0.781
	伝送機械設備	0.157	0.240	0.163	0.245
	無線機械設備	0.633	0.265	0.050	0.104
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.080	0.107	0.089	0.072
	土地及び通信用建物以外	0.007	0.003	0.012	0.003
共通割掛費比率	0.034	0.087	0.068	0.087	

(ii) 年額料金の算定に係る比率

区分	令和4年度数値		令和3年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
設備管理 運営費比率※4	端末回線伝送機能	0.028	0.026	0.029	0.027
	端末系交換機能	0.052	0.046	0.054	0.049
	中継系交換機能	0.046	0.041	0.046	0.044
	中継伝送機能	0.039	0.039	0.039	0.045
	通信料対応設備合計	0.050	0.045	0.051	0.048
データ系設備合計	0.108	0.101	0.110	0.096	

※4 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

(iii) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分	令和4年度数値		令和3年度数値		
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
取付費比率	受電設備	1.315	1.064	1.314	1.053
	発電設備	0.536	0.712	0.620	0.701
	電源設備及び蓄電池設備	0.906	0.776	0.905	0.777
	空気調整設備	1.502	2.118	1.498	2.091
設備管理 運営費比率	電力設備及び 空気調整設備	0.015	0.026	0.012	0.031

主な変更内容 (P.5～ 20)

- ① 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ～ 11)
- ② 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等 (P. 13 ～ 14)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 16 ～ 20)

その他の変更内容(詳細) 等(P. 23 ～ 59)

加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 23 ～ 41)

実績原価方式に基づく接続料の改定等 (P. 43 ～ 51)

本件申請において廃止・整理品目化する接続機能 (P. 53)

自己資本利益率 (P. 55)

接続形態の変更(料金設定権関係)(届出) (P. 57 ～ 59)

参考資料 (P. 61 ～ 75)

項目	概要	接続約款上の機能	機能の利用状況
<p>Bフレッツに係る 接続機能の廃止 【NTT東日本のみ】</p>	<p>Bフレッツのサービス廃止に伴い、関連する規定を削除するもの。</p>	<p>光信号電気信号変換機能(最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの)</p>	<p>令和3年12月末時点で利用事業者なし(令和3年1月31日にサービス提供終了。)</p>

主な変更内容 (P.5～ 20)

- ① 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ～ 11)
- ② 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等 (P. 13 ～ 14)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 16 ～ 20)

その他の変更内容(詳細) 等(P. 23 ～ 59)

加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 23 ～ 41)

実績原価方式に基づく接続料の改定等 (P. 43 ～ 51)

本件申請において廃止・整理品目化する接続機能 (P. 53)

自己資本利益率 (P. 55)

接続形態の変更(料金設定権関係)(届出) (P. 57 ～ 59)

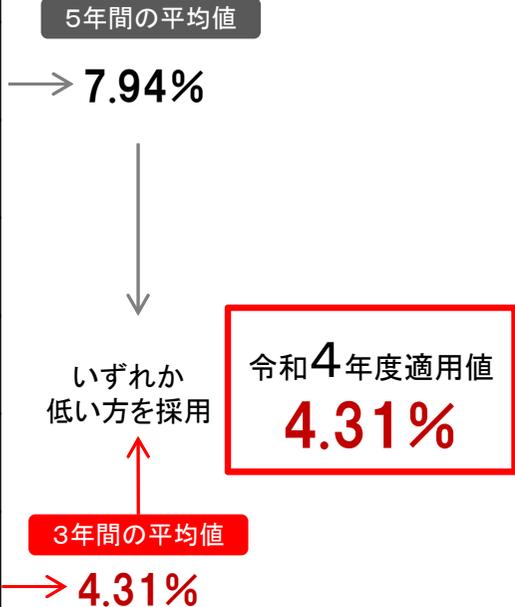
参考資料 (P. 61 ～ 75)

自己資本利益率(令和4年度適用値)

○ 自己資本利益率は、**令和3年度適用値と比較して低下**(5.21% → 4.31%)

自己資本利益率の算出方法^{※1}

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
主要企業の自己資本利益率(i)	8.66	9.56	9.29 ^{※2}	7.15 ^{※3}	5.03
リスクフリーレート(ii) (10年もの国債利回り)	0.00 ^{※4}	0.06	0.06	0.00 ^{※5}	0.04
i - ii	8.66	9.50	9.23	7.15	4.99
自己資本利益率 (i - ii) × β 値(0.6) + ii	5.20	5.76	5.60	4.29	3.03
	5.20	5.76	5.60	4.29	3.03
	5.20	5.76	5.60	4.29	3.03



3年間の平均値 令和2年度適用値 5.56%

3年間の平均値 令和3年度適用値 5.21%

※1 接続料算定に用いる自己資本利益率は、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率の過去3年間の平均値」又は「主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率」のいずれか低い方を採用することとしている(第一種指定電気通信設備接続料規則第12条)。令和4年度の接続料の算定では、「CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率の過去3年間の平均値」が採用されている。なお、主要企業の自己資本利益率についてはNEEDS(日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク)の財務データをもとに、2,313社のデータを抽出。

※2 一昨年度の申請時は「9.49」であったが、一昨年度の申請時は速報値であったため修正があったもの。「令和2年度適用値」については、申請時の「9.49」で算出されたもの。

※3 昨年度の申請時は「7.13」であったが、昨年度の申請時は速報値であったため修正があったもの。「令和3年度適用値」については、申請時の「7.13」で算出されたもの。

※4 日銀の金融政策の影響により、平成28年度4月期～11月期の当該国債の金利がマイナス金利となり、年間の平均値はマイナスの値となるが、昨年度申請では「0.00%」とされている。これに関連して、情報通信行政・郵政行政審議会諮問第3100号に係る接続委員会報告書(平成30年3月16日)別添(考え方1)において、「このリスクフリーレートがマイナスである場合、①指定電気通信設備への投資に対する機会費用をマイナスの金額で見込むことになること、②期待利回りがマイナスのものへの投資という想定しにくい投資家行動を想定することになることから、リスクフリーレートを0.00%に設定することは許容されるものと考える。」とされている。

※5 日銀の金融政策等の影響により、令和元年度4月期～3月期の当該国債の金利がマイナス金利となり、年間の平均値はマイナスの値となるが、※4と同様の考え方により、昨年度申請では「0.00%」とされている。

主な変更内容 (P.5～ 20)

- ① 令和4年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ～ 11)
- ② 実績原価方式に基づく令和4年度の接続料の改定等 (P. 13 ～ 14)
- ③ その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 16 ～ 20)

その他の変更内容(詳細) 等(P. 23 ～ 59)

加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 23 ～ 41)

実績原価方式に基づく接続料の改定等 (P. 43 ～ 51)

本件申請において廃止・整理品目化する接続機能 (P. 53)

自己資本利益率 (P. 55)

接続形態の変更(料金設定権関係)(届出) (P. 57 ～ 59)

参考資料 (P. 61 ～ 75)

接続形態の変更(料金設定権関係)(届出)①

○ 加入電話発-携帯電話(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)着の通話については、事業者間協議の結果、これまで着信側の携帯電話事業者が利用者料金の設定権を有し、携帯電話事業者による自網への着信呼市場における市場支配力を背景として、長年にわたりユーザ料金の高止まりが継続してきた。

※ NTTドコモは60円(税別、以下同じ)/3分、KDDIは90円/3分、ソフトバンクは120円/3分とユーザ料金を設定しており、10年以上にわたり、これらユーザ料金の引下げが行われなかった。

- この問題について、情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申(令和3年9月)において、
 - 「加入電話発-携帯電話着の料金設定が着信事業者によって行われることがないようにするため、所要の制度的担保措置を講じることが必要である。」
 - 「音声通信など『着信ボトルネック』が存在する接続形態については、着信事業者による料金設定を認めないことを原則とするべきである。」

と整理された。

※ なお、同審議会での議論を踏まえ、KDDI及びソフトバンクが令和3年5月から加入電話発-携帯電話着の通話のユーザ料金を当時のNTTドコモと同じ水準である60円/3分に引き下げるとともに、令和3年10月、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク及びNTT東日本・西日本が、加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権をNTT東日本・西日本に移行した。

※ NTT東日本・西日本は、料金設定権を有することとなった令和3年10月から、加入電話発-携帯電話着の通話のユーザ料金を48円/3分に設定し、10年近くにわたり高止まりが継続してきたユーザ料金の値下げが実現することとなった。

情報通信審議会での議論を踏まえた加入電話発-携帯電話着の通話の料金設定権の移行経緯

~令和2年	令和3年	令和4年~
NTTドコモ着 60円 (3分当たり、税別、以下同じ) KDDI着 90円 ソフトバンク着 120円	5/1 KDDI、ソフトバンクによる値下げ NTTドコモ着 60円 KDDI着 60円 ソフトバンク着 60円	10/1 料金設定権のNTT東西への移行 NTT東西による料金設定 NTTドコモ着 48円 KDDI着 48円 ソフトバンク着 48円
料金設定権：着信事業者 (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)		料金設定権：発信事業者 (NTT東日本・西日本)

令和3年4月まで	
通話の流れ	
料金設定権	着信事業者 (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)
ユーザ料金	60円~120円(税別)/3分 … 10年以上高止まり

令和3年10月以降	
通話の流れ	
料金設定権	発信事業者 (NTT東日本・西日本)
ユーザ料金	48円(税別)/3分

接続形態の変更(料金設定権関係)(届出)②

- 前述の情報通信審議会最終答申を受けて、総務省は、令和4年1月6日、電気通信事業法関係審査基準を改正し、第一種指定事業者の定める接続約款の認可において、利用者料金の設定を行う事業者として「特段の事情が認められる場合を除き、利用者が料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者」が定められていることを、認可の基準として明記した。
- また、併せて、接続約款の認可を求められていない事業者も含めて、利用者料金の設定権について事業者間で協議が調わず、総務大臣に対して裁定申請がなされた場合において、同様の考え方にに基づき裁定を行うとした「利用者料金の設定権に関する裁定方針」を新たに策定した。

■ 電気通信事業法関係審査基準の改正

令和4年1月6日、電気通信事業法関係審査基準を改正し、青字部分を追記した。

電気通信事業法関係審査基準(抜粋)

(審査基準)

第15条 認可は次の各号(協定の認可を行うに当たっては、(1)ア及びイを除く。)のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 法第33条第4項第1号関係

次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。ただし、エについては、特段の事情が認められる場合を除き、電気通信役務に関する料金を負担する利用者が当該料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該料金を定める電気通信事業者として定められていること。

ア～ウ 略

エ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

(2)～(4) 略

■ 利用者料金の設定権に関する裁定方針の策定

令和4年1月6日、利用者料金の設定権に関する裁定方針を新たに策定した。

利用者料金の設定権に関する裁定方針(抜粋)

総務省においては、電気通信事業者の電気通信設備との接続により提供される電気通信役務に係る利用者料金の設定権に関する裁定の申請を受理した場合、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が利用者料金を設定することを基本的な方針として、裁定を行う。

ただし、特段の事情が認められる場合は、個別に判断する。

接続形態の変更(料金設定権関係)(届出)③

○ NTT東日本・西日本は、令和4年1月11日、電気通信事業法関係審査基準の改正を踏まえ、接続約款の変更を届出。接続約款に定められた接続形態のうち、着信事業者が利用者料金の設定を行うものについて、当該接続形態に係るサービスの種別を限定列記した。

※第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款において、「電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別」は認可事項。他方、「電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別」に紐づく、個別のサービス毎の接続形態(「通信の発信、着信及びその他の経由の分担に係る事項」)は届出事項。

○ これにより、接続約款に定められた料金設定事業者は、着信事業者が利用者料金の設定を行う接続形態について、原則として「利用者が料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者」に限定されることとなった。

■ 第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更

NTT東日本・西日本は、令和4年1月11日の届出により、接続約款に青字部分を追記した。

別表2 接続形態
1 適用

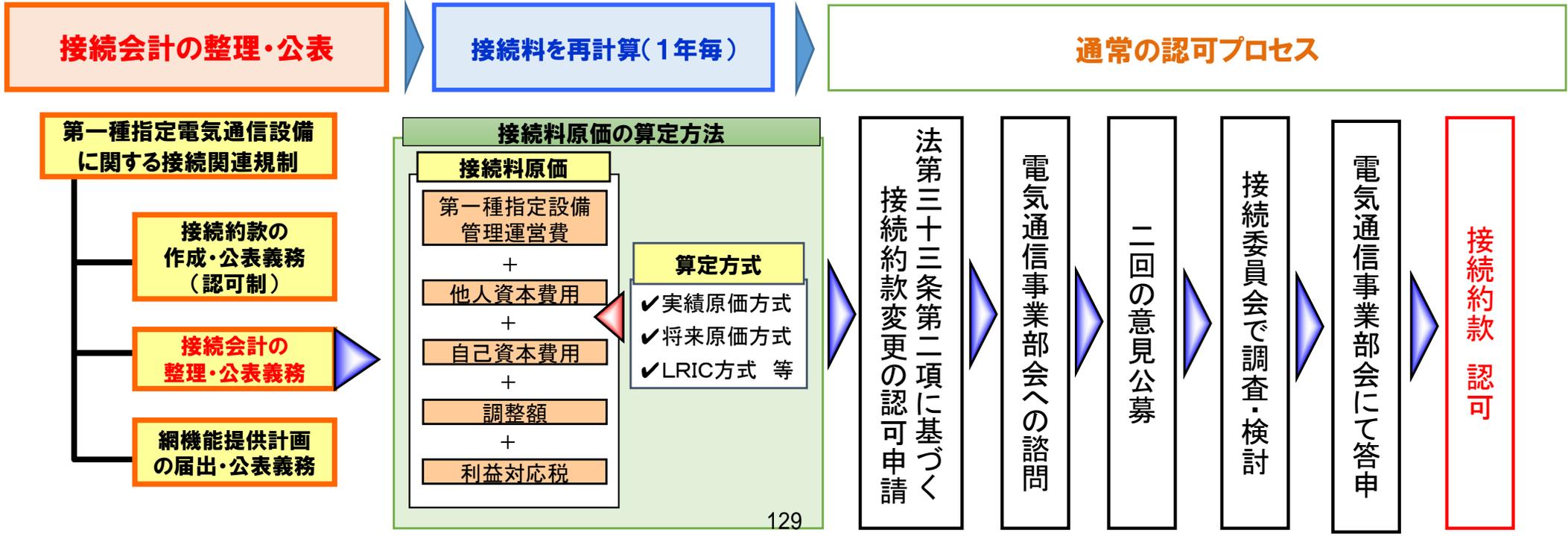
区分	内容
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア～サ(略)</p> <p><u>シ 2-2表又は2-3表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。</u></p> <p><u>(ア) 着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)(以下「番号計画」といいます。)に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合</u></p> <p><u>(イ) 当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき</u></p> <p><u>(ウ) 携帯・自動車電話事業者が着信事業者となる場合であって、当該携帯・自動車電話事業者が指定する特定の電話番号への着信により当該着信事業者の契約者向けサービスを実現するとき</u></p> <p><u>(エ) 当社又は特定端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS事業者が着信事業者となるとき</u></p>

- 着信事業者と同一の事業者が提供するサービス呼又は中継呼
 - ・フリーダイヤル等のサービス呼又は事業者識別番号を利用した中継呼であって、当該サービス呼又は中継呼の提供事業者が着信事業者でもある場合、着信事業者でもある当該サービス呼又は中継呼の提供事業者が利用者料金を設定することを指す。
 - ・当該通話は、付加的役務電話番号又はプレフィックスとして事業者識別番号を付した番号に発信することで、サービス呼又は中継呼を利用するものであり、利用者は、当該サービス呼又は中継呼の提供事業者を料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる。
- 電報申込みに係る通話
 - ・電報提供事業者であるNTT東日本・西日本着の電報の申し込みに係る通話について、着信事業者であるNTT東日本・西日本が利用者料金を設定することを指す。
 - ・当該通話は、特定の番号宛に発信することで、NTT東日本・西日本の提供する電報の申込み及び料金の支払いを行うものであり、利用者は、NTT東日本・西日本を料金の支払い先として認識していると認められる。
- 携帯電話のサービス制御に係る通話
 - ・携帯電話事業者着の一部の通話(例:携帯電話の留守番電話・転送電話の設定を遠隔で行うものの一部等)について、着信事業者である携帯電話事業者が利用者料金を設定することを指す。
 - ・当該通話は、特定の番号宛に発信することで、発信者が自ら契約している携帯電話のサービス制御を行うものであり、利用者は、携帯電話事業者を料金の支払い先として認識していると認められる。
- 加入電話発PHS遠隔監視サービス着の通話
 - ・加入電話発でソフトバンクの提供する法人向けPHS遠隔監視サービス着の通話について、着信事業者であるソフトバンクが利用者料金を設定することを指す。
 - ・当該サービスは、電気通信事業法関係審査基準改正の時点で着信事業者が利用者料金を設定しているが、提供終了予定(平成31年3月末に新規受付を停止済み、令和5年3月末に提供終了予定)かつ小規模のサービスであることから、料金設定権の移行を求めることが合理的とは考えられず、料金設定事業者を定めるに当たり、特段の事情が認められる。

(参考資料)

接続約款変更の認可に至る流れ

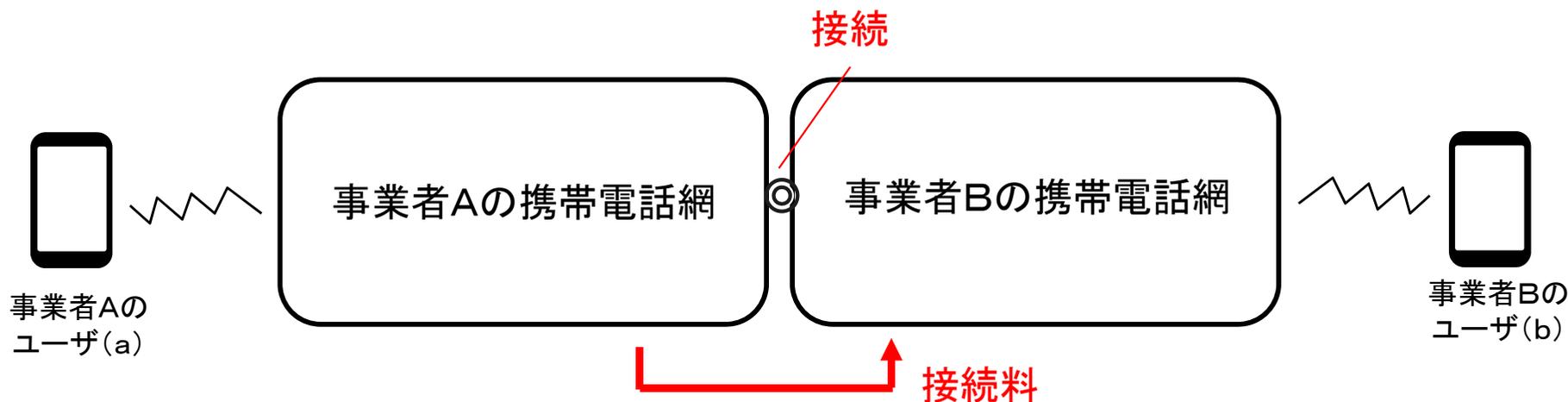
- 第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法(以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき接続約款(認可を受けるべき接続料・接続条件を定める約款)の変更の認可申請があったときは、審議会への諮問が義務付けられている(法第169条)。
- 審議会※1においては、原価算定根拠を含む申請内容を公表して意見募集を2回実施※2(2回目の意見募集では、1回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集)。2回実施することにより、NTT東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、1回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。
 - ※1:電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。
 - ※2:接続に関する議事手続規則(平成20年9月30日電気通信事業部会決定第6号)による。
- 意見募集及び審議の結果(答申)を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、NTT東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。



○ 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)。

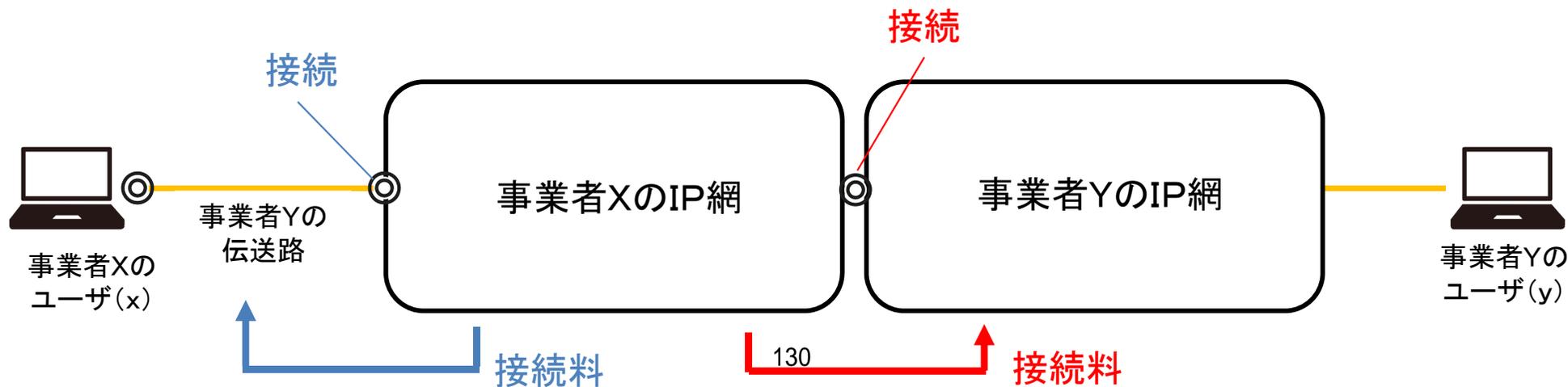
■ 携帯電話の例

下図(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う



■ 固定ブロードバンドの例

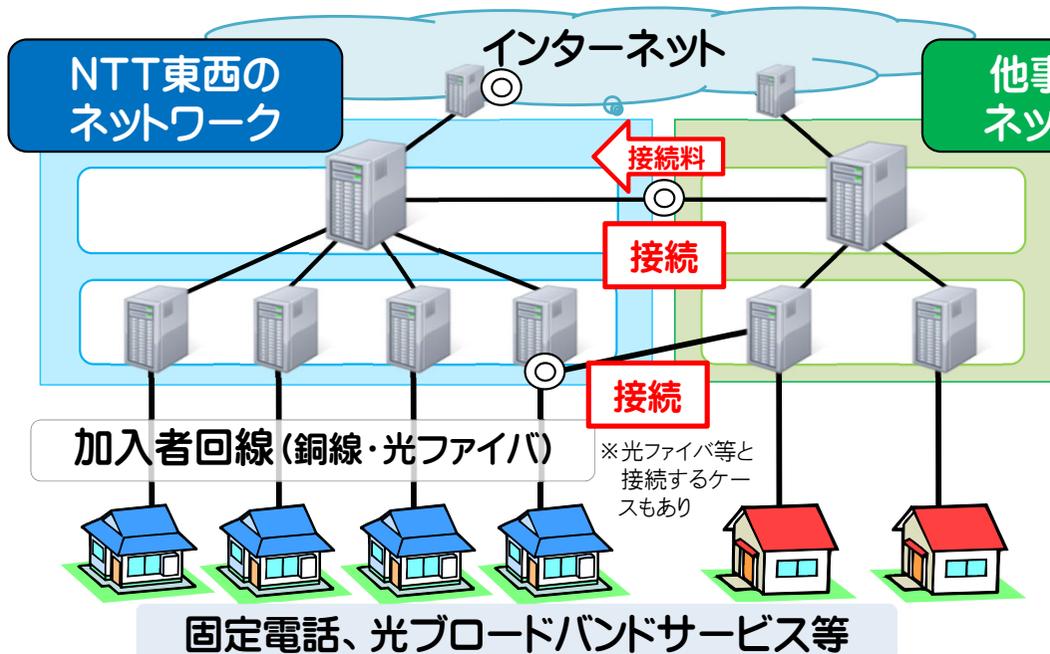
下図(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者YのIP網の接続料を支払うことがある(赤字部分)
さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線の接続料を支払うケースもある(青字部分)



指定電気通信設備制度の概要

- 固定通信では、加入者回線系の設備(光ファイバ等)を経由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律(指定電気通信設備制度)等を課している。

固定系(第一種指定電気通信設備制度)



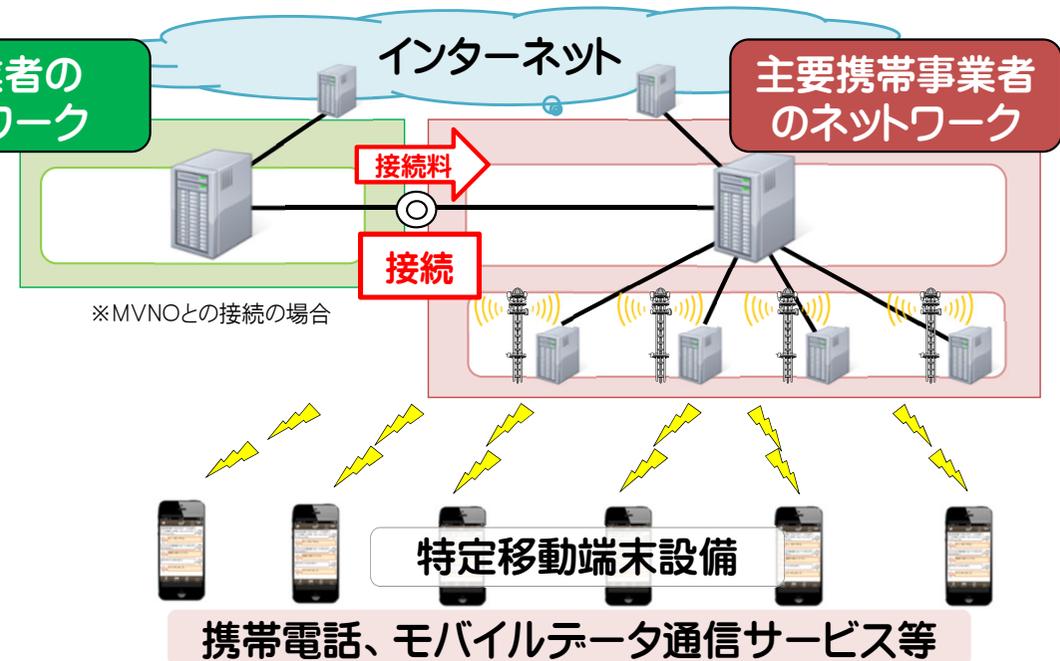
指定要件

都道府県ごとに**50%超**の加入者回線シェア
⇒ **NTT東日本、NTT西日本**

接続関連規制

接続約款(接続料・接続条件)の認可制
接続会計の整理義務
網機能提供計画の届出・公表義務

移動系(第二種指定電気通信設備制度)



指定要件

業務区域ごとの**10%超**の端末シェア
⇒ **NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQ**

接続関連規制

接続約款(接続料・接続条件)*の届出制
接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

第一種指定電気通信設備に係る接続制度の概要

- 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。
- 電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

指定

指定要件: 都道府県ごとに**50%超のシェアを占める加入者回線**を有すること [第33条第1項]

対象設備: 加入者回線及びこれと一体として設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]

NTT東日本・西日本の加入者回線等を第一種指定設備として指定(平成9年・13年)

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

①接続約款の策定・公表義務(認可制)

接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について**接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。[第33条第2項]

②接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。[第33条第13項]

③網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。[第36条]

認可を受けた接続約款に定める**接続料・接続条件**で接続協定を締結することが原則 [第33条第9項]

【接続約款の認可の要件 [第33条第4項]】

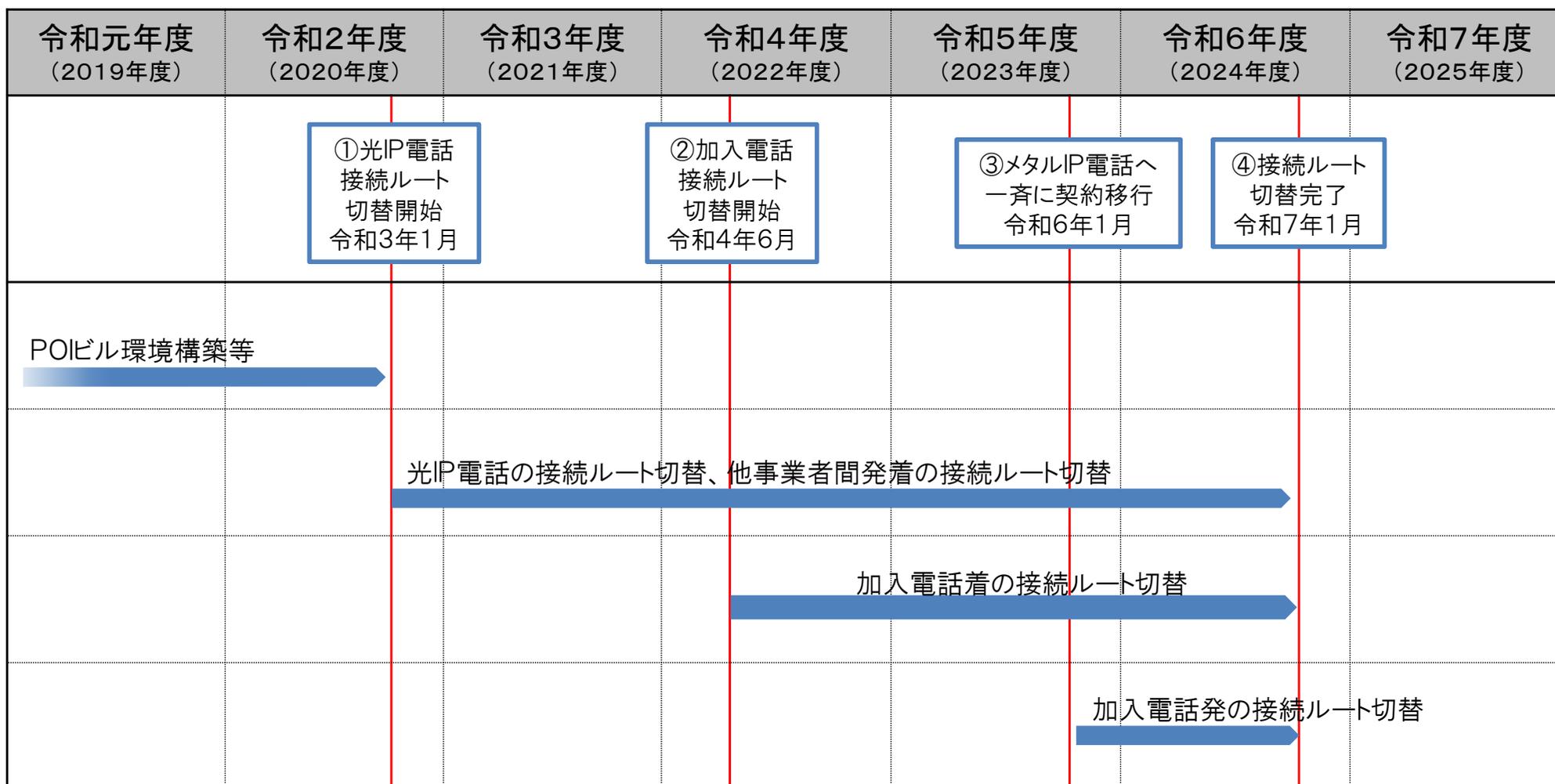
- 機能ごとの接続料、標準的な接続箇所における技術的条件等が適正・明確に定められていること。 「機能」は総務省令で規定⇒「法定機能」
- 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令(第一種指定電気通信設備接続料規則)で定める方法により算定された**金額に照らし公正妥当なものであること。(総括原価方式による算定)**

接続料は、機能ごとに当該接続料に係る**収入(接続料×通信量等(需要))が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない。**
[第一種指定電気通信設備接続料規則第14条]

- 接続条件が、第一種指定設備に**自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。**
- **特定の事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。**

固定電話網のIP網への移行工程

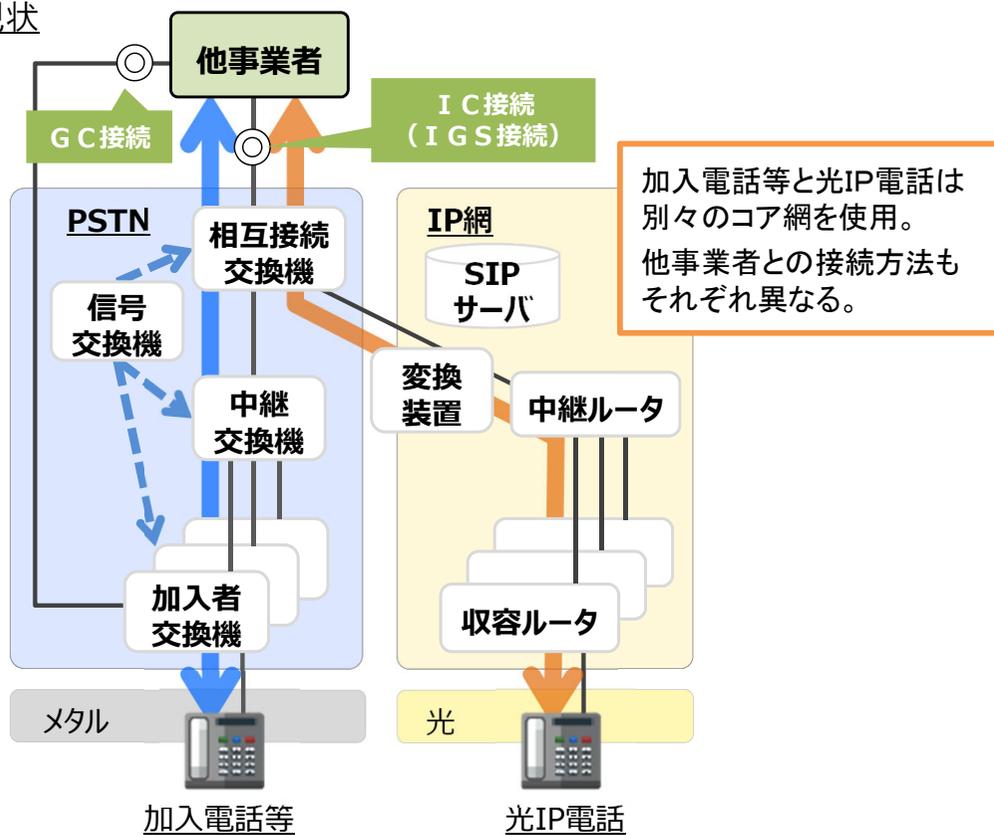
- ① 光IP電話は令和2年度(令和3年1月)から接続ルート切替を開始(NTT東日本・西日本以外の接続は令和3年4月以降に順次切替を開始。)
- ② 加入電話は令和4年度(令和4年6月)から接続ルート切替を開始予定。
- ③ 令和5年度(令和6年1月)に加入電話からメタルIP電話へ一斉に契約移行が行われる予定。
- ④ 令和6年度(令和7年1月)にIP網への接続ルート切替が完了する予定。



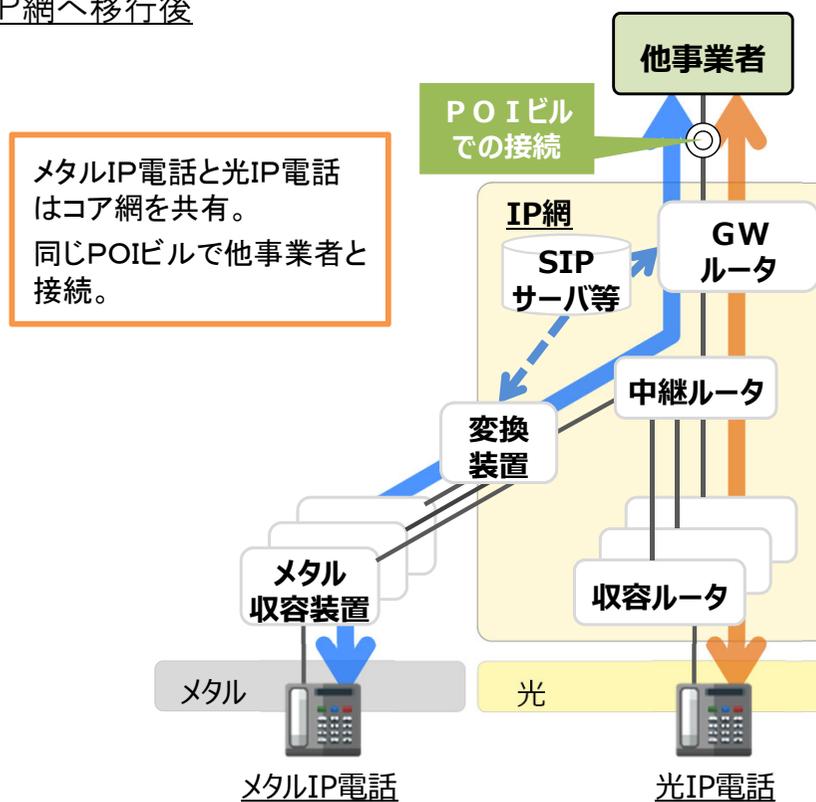
IP網への移行による音声通信の接続形態の変化

- NTT東日本・西日本は令和3年1月から順次、PSTN(公衆交換電話網)からIP網への移行を開始している。
- IP網へ移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、POIビル(東京、大阪の2箇所)における発着二者間の直接接続(双方向接続)となる。
- この場合、メタルIP電話と光IP電話は、それぞれメタル収容装置と収容ルータを通じて同一のコア網に収容され、他事業者とのPOIも同一となる。

現状



IP網へ移行後



出典：NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

	加入電話	光IP電話
他事業者との接続方法	GC接続(300か所以上) IC接続(約100か所)	IGS接続 (IC接続の附随機能)

	メタルIP電話	光IP電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 (東京、大阪の2か所)	

第一種指定電気通信設備制度の見直し

IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申(令和3年9月1日)

(第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲)

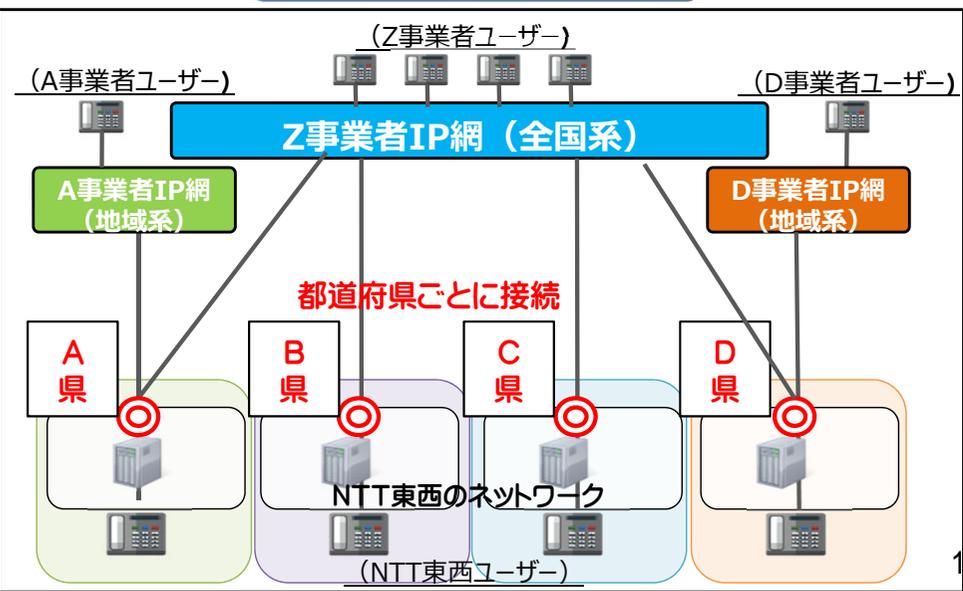
<単位指定区域(※1)について>

○ 電話からインターネットへの通信サービスの移行や、電話の利用についても都道府県に終始するトラフィックの割合が60%弱まで減少していること、IP網への移行等に伴いネットワーク構成及び接続の実態が都道府県単位ではなくなっている(※2)等の状況を踏まえると、**東日本・西日本の範囲で指定事業者を決定するための加入者回線の占有率を算定することが適当**である。

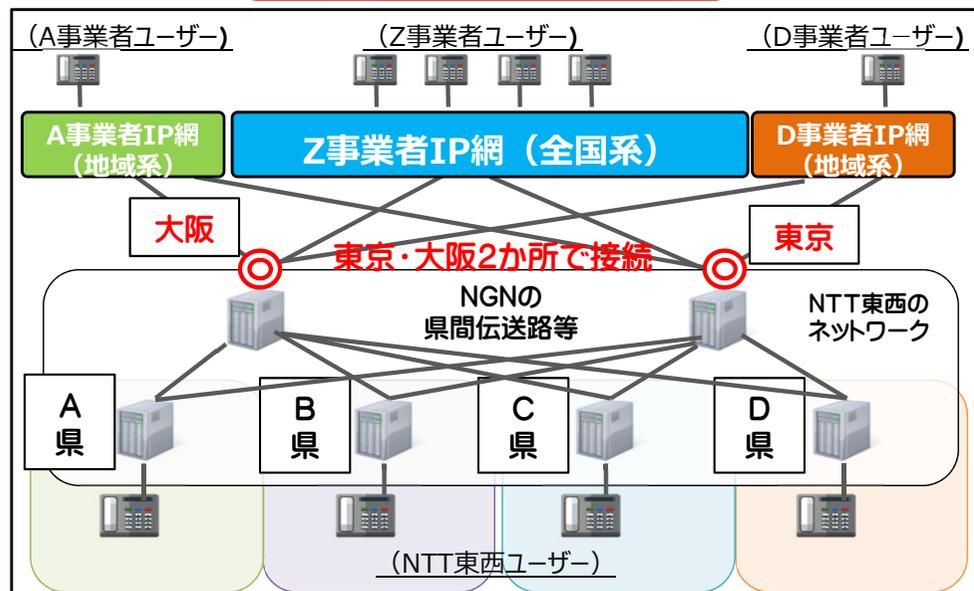
- ※1 現行法では、制度導入当時(平成9年)の、通信サービスの利用実態や接続の形態を踏まえ、加入者回線の占有率を算定する範囲は都道府県単位とされている。
- ※2 IP音声接続については、IP網への移行後(令和3年1月から順次移行、令和7年1月までに移行完了)は、NTT東日本・西日本と他事業者との接続点が現行の都道府県単位から、原則、東京・大阪の2か所に変更される。
データ接続についても、都道府県ごとの接続方式(PPPoE接続)から、NTT東日本・西日本のネットワークが東日本・西日本単位で構築され、東京・大阪の2か所での接続が基本となる接続方式(IPoE接続)に主流が移りつつある。

ネットワーク構成の変化(音声接続)

IP網移行前(現在)



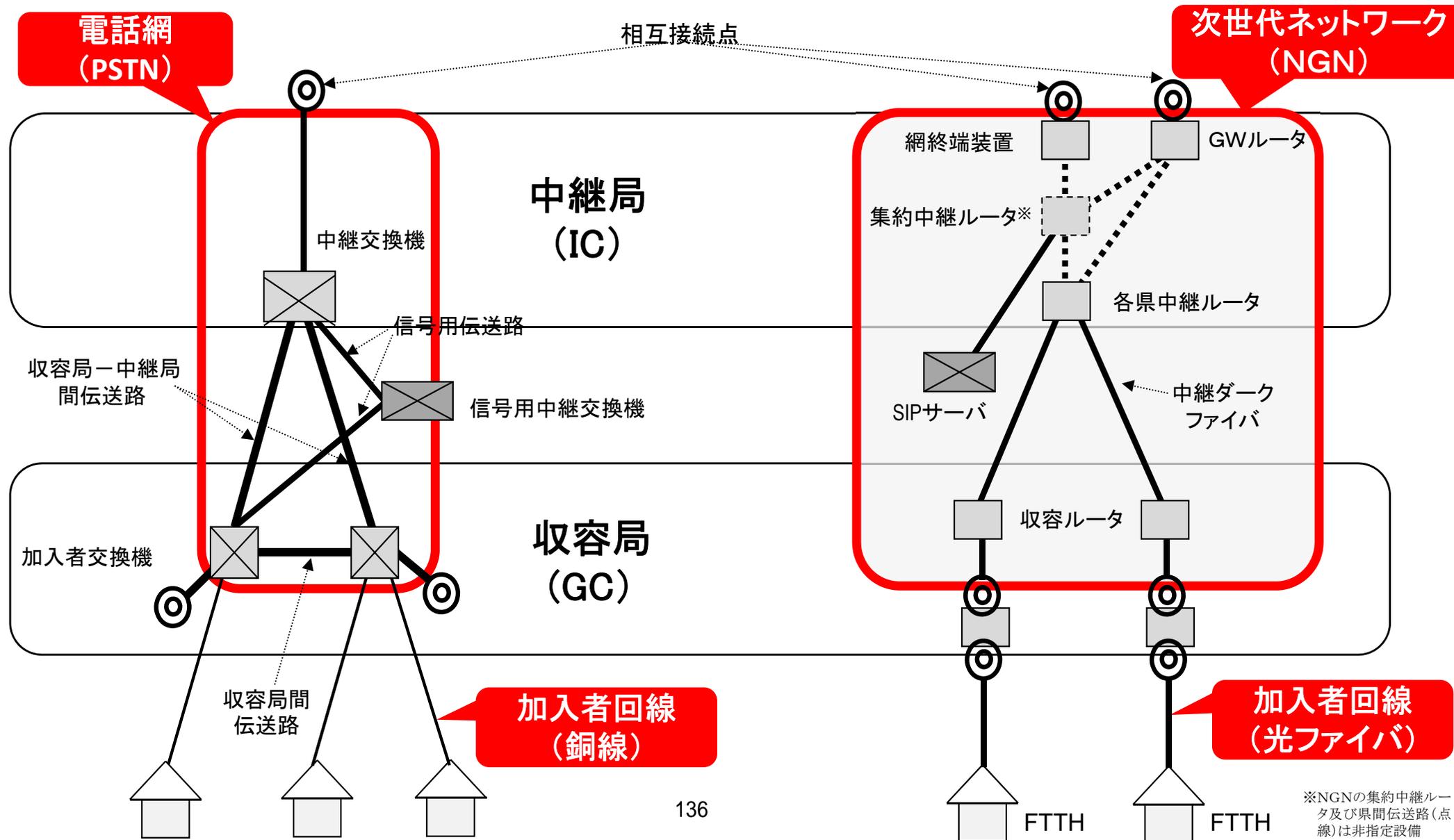
IP網移行後(令和7年1月~)



第一種指定電気通信設備制度における接続料算定の対象機能

- 加入者回線（光ファイバ）、加入者回線（銅線）、次世代ネットワーク（NGN）、電話網（PSTN）等について、総務省令で定める機能（法定機能※）の単位で接続料が設定されている。

※ 第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能。アンバンドル機能とも呼称。



※NGNの集約中継ルータ及び県間伝送路(点線)は非指定設備

接続料の認可基準
(電気通信事業法
第33条4項2号)

■ 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(加入者交換機等)
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線、公衆電話 地域IP網、IP関連装置

接続料算定の原則
(接続料規則第14条第1項)

■ 接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価}$$

$$\text{接続料} = \frac{\text{接続料原価 (接続料規則第8条第1項)}}{\text{通信量等 (需要) (接続料規則第14条第2項)}} = \frac{\text{第一種指定設備管理運営費 (設備コスト)} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用 (適正報酬額)} + \text{利益対応税} + \text{調整額}}{\text{法定機能ごとの通信量等の直近の実績値(※) (将来原価方式の場合: 将来の合理的な通信量等の予測値)}}$$

※ 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。(接続料規則第14条第3項)

法定機能と接続料算定方式の対応関係①

法定機能の区分		機能の概要	
法定機能の区分(第一種指定電気通信設備接続料規則第4条)		通称	機能の概要
端末回線伝送機能	1.一般帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパ	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割することなく提供し、通信を伝送する機能
	2.特別帯域透過端末回線伝送機能	ドライカッパのサブアンバンドル	FTTRで用いられるき線点から利用者宅までの区間(下部区間)のメタル回線により伝送を行う機能
	3.帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割して提供し、通信を伝送する機能
	4.光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ	加入光ファイバにより通信を伝送する機能
	5.総合デジタル通信端末回線伝送機能	INS1500(キャリアズレート)	ISDN加入者回線により通信を伝送する機能
	6.その他端末回線伝送機能	OLT等	OLT及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	7.端末系ルータ交換機能	NGNの收容ルータ	收容ルータにより通信の交換を行う機能(一般收容ルータ優先パケット識別機能を除く)
	8.一般收容ルータ優先パケット識別機能	NGNの優先パケット識別	收容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能
	9.加入者交換機能	GC交換機	GC等により通信の交換を行う機能
	10.信号制御交換機能	加入者交換機機能メニュー	フリーダイヤル等の特定の電気通信番号を用いたサービスを利用する際に、通話料を受け手が支払うこと等を実現するためにGCを制御する機能
	11.優先接続機能	マイライン	あらかじめ事業者を選択して電気通信番号をNTT東日本・西日本の加入者交換機に登録し、当該事業者の電気通信設備に優先的に接続するため、当該電気通信番号を識別する機能
	12.番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ	NTT東日本・西日本の加入者交換機において、電気通信番号により、他事業者が設置する固定端末系伝送路設備又は交換等設備を識別する機能
	13.加入者交換機専用トランクポート機能	GC-POI間トランクポート	GCの回線対応部にGC接続回線を收容する機能
	14.加入者交換機共用トランクポート機能	GC-IC間トランクポート	GCの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を收容する機能
15.折返し通信路設定機能		ISM	利用者のISDN回線を收容する装置(インタフェース加入者モジュール(ISM))を接続事業者がISDNの定額制インターネット接続サービスの提供に利用するための機能
16.光信号電気信号変換機能		メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
17.光信号分離機能		局内スプリッタ	局内スプリッタにより光信号の分離を行う機能
18.市内伝送機能		GC-GC間回線	市内ICとGCとの間の伝送路設備、GC相互間の伝送路設備、市内ICにより、同一MA内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能
中継系交換機能	19.関門系ルータ交換機能	NGNの網終端装置、GWルータ	関門系ルータ(網終端装置、GWルータ)により通信の交換を行う機能
	20.中継交換機能	IC交換機	市外ICにより通信の交換を行う機能
	21.中継交換機専用トランクポート機能	IC-POI間トランクポート	ICの回線対応部にIC接続回線を收容する機能
	22.中継交換機共用トランクポート機能	IC-IC間トランクポート	ICの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を收容する機能
23.音声パケット変換機能		NGNのメディアゲートウェイ	音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能

* 接続料の算定方式

:実績原価方式
 :将来原価方式(加入光ファイバ)
 :将来原価方式(NGN)
 :長期増分費用(LRIC)方式
 :キャリアズレート※

※ 上記表中の2つの機能について、いわゆるキャリアズレート方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。

法定機能と接続料算定方式の対応関係②

法定機能の区分		機能の概要	
法定機能の区分(第一種指定電気通信設備接続料規則第4条)		通称	
中継伝送機能	24.中継伝送共用機能	GC-IC間共用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備をNTT東日本・西日本及び接続事業者が共用して通信を行う機能
	25.中継伝送専用機能	GC-IC間専用回線	GC-IC間の伝送路設備を接続事業者が専用線として利用する機能
	26.中継交換機接続伝送専用機能	IC-POI間専用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備を専ら接続事業者が利用して通信を伝送する機能
	27.一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いることなく伝送を行う機能
	28.特別光信号中継伝送機能	WDMを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて1波長にて伝送を行う機能
ルーティング伝送機能	29.一般中継系ルータ交換伝送機能	NGNの中継ルータ及び伝送路	中継ルータ、収容ルータ~中継ルータ間、中継ルータ~関門系ルータ間の通信の交換及び伝送を行う機能
	30.特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	地域IP網の収容局接続	地域IP網における収容ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能
31.イーサネットフレーム伝送機能		イーサネット	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
32.通信路設定伝送機能		専用線	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能
33.信号伝送機能		共通線信号網	共通線信号網を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録や位置情報取得等を行う機能
34.SIPサーバ機能		NGNのSIPサーバ	収容ルータと連携してパケットの制御や固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能
35.SIP信号変換機能		NGNのセッションボーダコントローラ	SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なSIP信号に変換する機能
36.番号管理機能		NGNのENUMサーバ	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能
37.ドメイン名管理機能		NGNのIP電話用DNSサーバ	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能
38.番号案内機能		番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能
39.公衆電話機能		公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能
40.端末間伝送等機能		専用線(キャリアズレート)	端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能
41.クロック提供機能		クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能

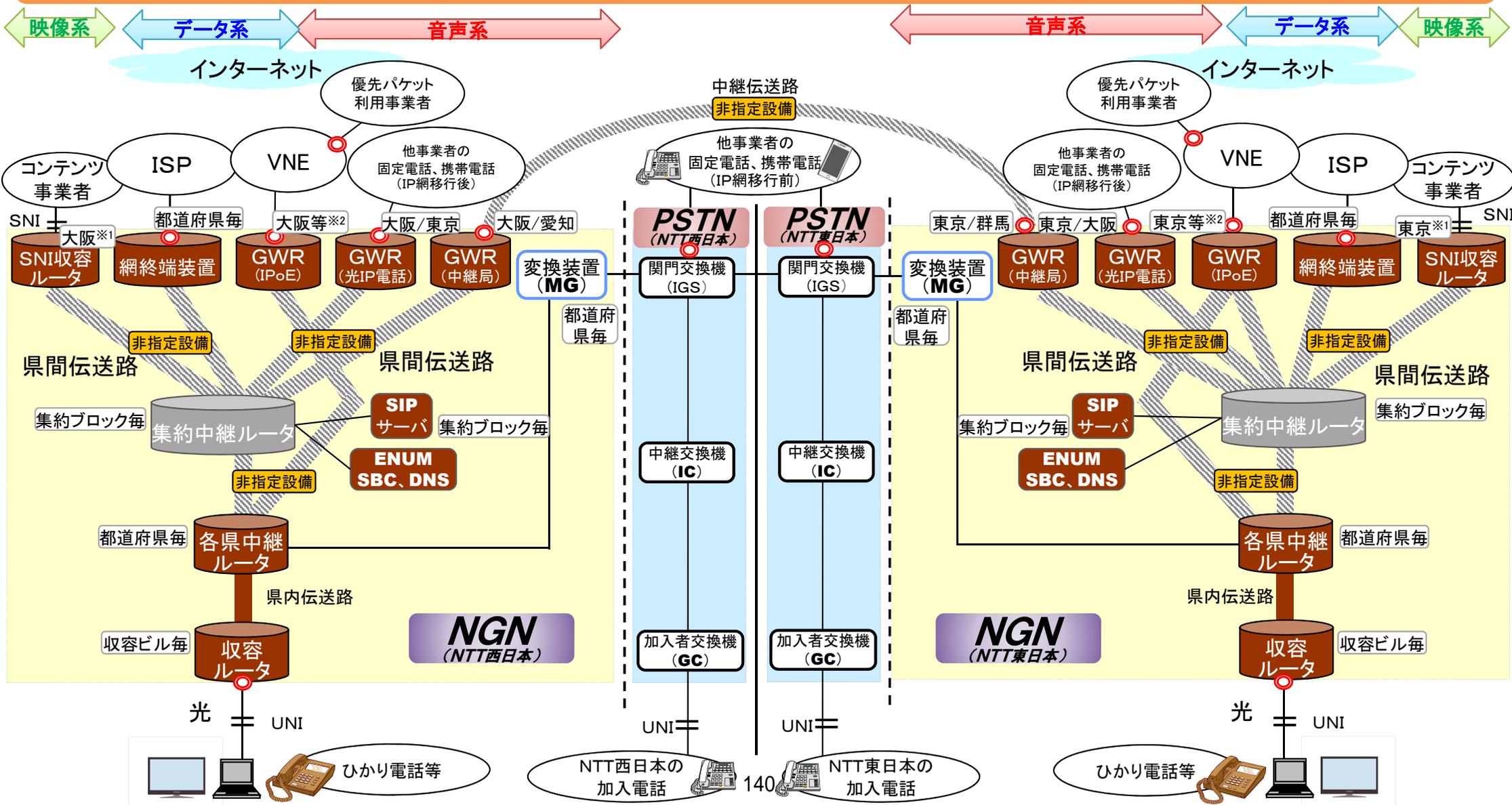
*** 接続料の算定方式**

:実績原価方式
 :将来原価方式(加入光ファイバ)
 :将来原価方式(NGN)
 :長期増分費用(LRIC)方式
 :キャリアズレート※

※ 上記表中の2つの機能について、いわゆるキャリアズレート方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。

次世代ネットワーク(NGN)について

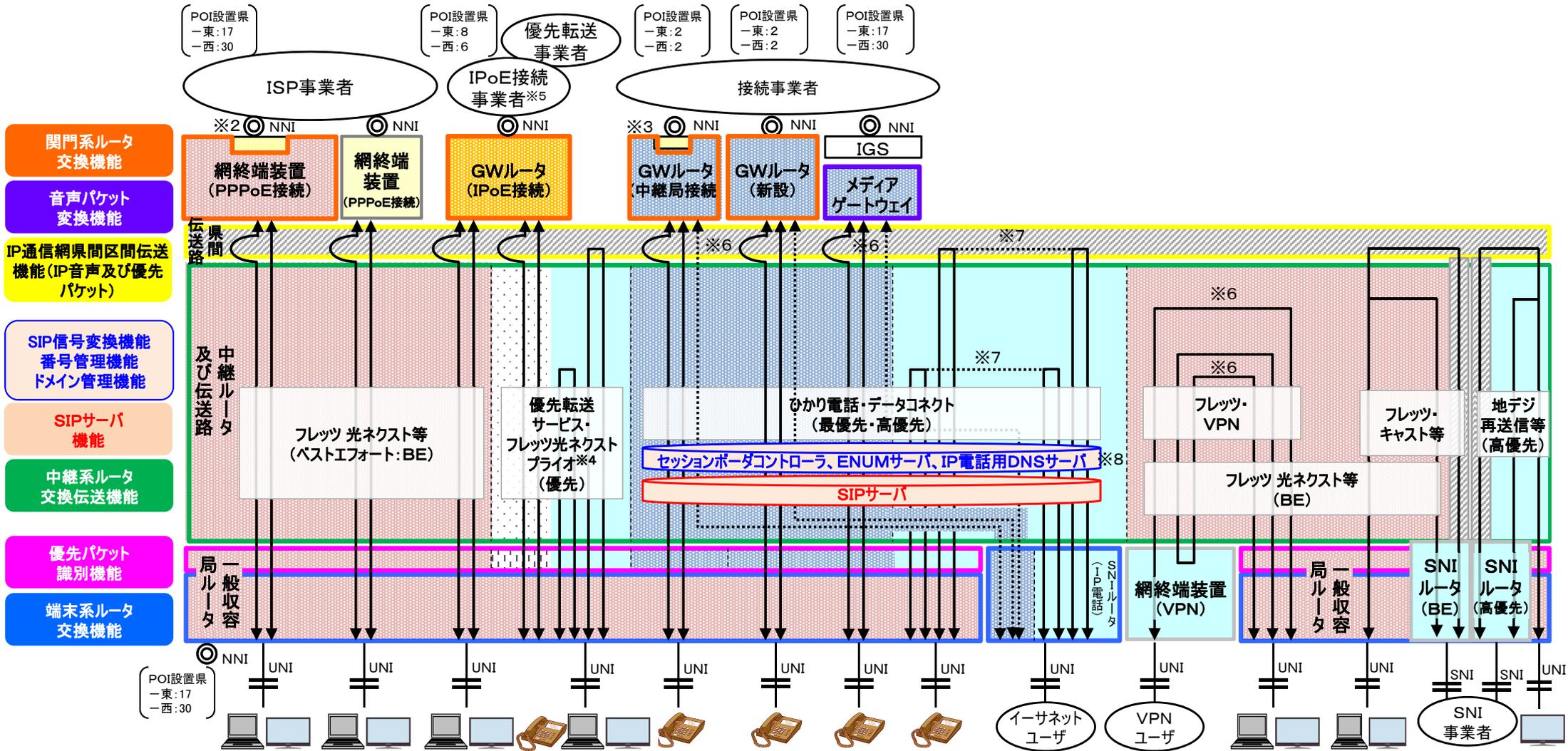
- NGNは、高い信頼性・安全性・セキュリティを確保した上で、1つのネットワーク上において音声通信、データ通信及び映像配信といった様々なサービスを統合的かつ安定的に提供する機能を実現。
- また、多様な通信サービスに対応するため、最優先クラス、高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスの4つの品質クラスによる通信が提供されている。



※1 自治体がサービスを提供している場合は、当該自治体がある県にも設置されている。 ※2 平成30年度以降に拡大(東:8箇所、西:6箇所)。

NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係

○ NGNにおける法定機能等^{※1}と適用接続料の関係等は、以下のとおり。



※1 IP通信網県間伝送機能については、電気通信事業法第33条第4項第1号ホに規定する「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」であり、第一種指定電気通信設備接続料規則第4条で定める法定機能ではない。
 ※2 網終端装置の接続用インタフェース相当のコストは、網改造料としてISP事業者が負担
 ※3 GWルータ(中継局接続)の接続用インタフェース相当のコストは、網改造料として中継局接続事業者が負担
 ※4 接続点のない網内折返し通信は、接続機能にはならない
 ※5 IPoE接続事業者が自ら優先転送事業者となることも可能
 ※6 県間伝送路を疎通する場合もあり
 ※7 収容局接続機能利用事業者のユーザとイーサネットユーザ間でIP電話により通信する場合もあり

	: 収容局接続		: 光IP電話接続
	: 優先パケット識別機能(優先クラス)		: 中継系ルータ交換伝送機能(優先クラス)
	: 関門系ルータ交換機能(IPoE接続)		: 網改造料として回収
	: 県間伝送路(非指定設備) ^{※9}		: 第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

※8 トラフィック種類によっては使用しない場合もあり
 ※9 県内通信の場合は利用しない

調整額の概要

- 調整額は、過去の接続料収入と費用の差額を当年度の接続料原価に含めることにより、収入と費用を均衡させる仕組み。
- その算定方式は、接続料の当年度及び過去の算定方式によって異なるが、代表的には以下のとおり。(当年度・過去ともに実績原価等の場合)

$$\text{調整額} = \text{前々算定期間における費用} - \left(\text{前々算定期間における接続料収入} \right) + \text{前々算定期間接続料に算入した調整額}$$

(= 前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要)

(1) 接続料規則第8条第2項第1号の将来原価方式の調整額

加入光ファイバについては、接続料規則第8条第2項第1号の将来原価方式により算定が行われているところ、その接続料調整額及びその考え方については、以下のとおりとなっている。

●加入光ファイバ将来原価の調整額＝特例許可による乖離額調整を実施

加入光ファイバは将来原価方式(算定期間3～4年)で接続料を算定しているため、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を指定事業者のみに負担させることは適当ではないことから、指定事業者からの申請により事後的な「乖離額調整」を認めている(第一種電気通信設備接続料規則第3条の許可)。

※接続料規則第8条第2項第1号の将来原価方式は、基本的に接続料の認可申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、一定程度の乖離の発生は避けられないことを考えると、予測と実績の乖離分については、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものと考えられている。

(2) 接続料の算定・支払・調整のイメージ



「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の概要

- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準の妥当性を検証するため平成11年から開始。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日)を踏まえ、総務省は、平成19年7月に、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- 平成19年7月、接続料規則第14条第4項にスタックテスト実施の根拠規定を整備。
- 平成30年2月、同項を削り、同規則第14条の2を新設する改正を実施。
 - ・利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
 - ・県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
 - ・利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。
- さらに、「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(平成29年9月8日)を踏まえ、平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」を策定・公表(平成31年3月に最終改定)。

検証時期

- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
- 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 加入電話・ISDN基本料 ② 加入電話・ISDN通話料※ ③ フレッツADSL ④ フレッツ光ネクスト ⑤ フレッツ光ライト ⑥ ひかり電話 | <ol style="list-style-type: none"> ⑦ ビジネスイーサワイド ⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー
(接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
- ※ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)附則第4条の規定が効力を有する間(附則第2条の規定により附則第4条の通知を行うことができる期間を含む。)は、本指針を適用しない。

検証方法

- ①～⑦:利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料)の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証
- ⑧ :検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

審査結果

(令和4年度の接続料の改定等について)

電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	適	本件による技術的条件の変更は、第一種指定中継交換局に設置されるルータ等に係る規定を改定するものであり、本件による変更後も技術的条件は適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	適	接続料は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	変更事項なし
5 施行規則第23条の4第2項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ)	適	<p>【施行規則第23条の4第2項第1号から第1号の3に係る事項】 変更事項なし</p> <p>【施行規則第23条の4第2項第2号に係る事項】 他事業者が接続に必要な装置の設置若しくは保守又はNTT東日本・西日本の建物、管路、とう道若しくは電柱等を接続に関して利用する場合等に負担すべき金額について、接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第23条の4第2項第3号に係る事項】 NTT東日本・西日本が現に設置する屋内配線設備※を他事業者が利用する場合における事項が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>※共同住宅等（一戸建て以外の建物をいう。）に設置される設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものを除く。）に限る。</p> <p>【施行規則第23条の4第2項第4号に係る事項】</p>

		<p>他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料規則第3章から第5章までに規定する算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。</p> <p>【施行規則第23条の4第2項第5号から第12号までに係る事項】 変更事項なし</p>
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	<p>本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第3章から第6章までの規定に基づいて算定された原価・利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。</p> <p>なお、特設公衆電話に係る費用、光信号端末回線伝送機能に係る乖離額調整、廃止機能に係る調整額、実績需要が無い機能に係る接続料については、それぞれ別記1から別記4までのとおり。</p> <p>また、接続料と利用者料金との関係の検証の結果については、補足資料のとおり。</p>
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	適	<p>自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。</p>
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	<p>特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。</p>

(別記)

1. 特設公衆電話に係る費用の扱いについて

公衆電話機能について、特設公衆電話に係る費用^(※)を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入する措置がとられている。当該措置については、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置を実施することについては、特設公衆電話に係る負担方法の在り方に関して、以下の点に鑑み、一定の合理性が認められる。

- (1) (平時にも発生する) 特設公衆電話に係る費用を、需要(災害時等に発生するトラヒック)で除して特設公衆電話に係る接続料を算定する考え方もあるものの、その場合、災害時等に、それまで長年にわたり積み重なった巨額の費用を接続事業者が突発的に負担することとなるおそれがあるため、接続事業者の予見性を確保するためにも、負担の平準化が必要であること。
- (2) 特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、災害時等における常設の公衆電話を補完する役割を果たすものであること。

(3) 平成 25 年度接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT 東日本・西日本が関係事業者と協議を行った結果、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置に替わる案が複数示されたものの、いずれの案も従来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達したため、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するという事で全事業者の意見が合致したこと。

※ 端末回線コスト(メタル加入者回線及びMDFに係る費用)及びNTSコストのうちき線点R T - G C間伝送路に係るもの以外の費用

2. 光信号端末回線伝送機能に係る乖離額調整の扱いについて

接続料規則第 12 条の 2 第 1 項において、接続料規則第 8 条第 2 項第 1 号に基づく将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は 0 と規定されており、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者である NTT 東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべき等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請では、令和 2 年度における費用と収入の実績値を改めて算定し、現在の接続料算定期間(令和 2 年度～ 4 年度)における光信号端末回線伝送機能に係る接続料の認可時に計算した見込額との乖離額を、令和 4 年度の接続料原価に改めて算入する方法で乖離額を調整することにより、既に認可を受けている接続料を変更することとしており、当該措置について、接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

当該接続料については、

- ・ 将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変動すること。
- ・ IP ブロードバンド通信市場は技術の変化や市場における競争環境の変化が激しいこと。

を踏まえれば、正確な原価・需要の予測は困難であり、第 14 条(接続料設定の原則)に規定される実績収入と実績原価の一致がなされなくなるおそれがあることから、実績原価と実績収入の差額を補正する仕組みが必要であることに鑑み、令和 2 年度から令和 4 年度までの期間の当該機能の接続料の乖離額調整を毎年度行うことについて、令和 2 年度の接続料改定時に既に許可されており、今回の申請においても当該措置を実施することに一定の合理性があるものと認められる。

3. 廃止機能に係る調整額の扱いについて (NTT 東日本のみ)

B フレッツのサービス廃止に伴い廃止する機能(光信号電気信号変換機能(最大 16 の光信号端末回線を集線して接続するもの)に係る令和 2 年度における実績費用及び調整額と実績収入との差額(令和 2 年度調整額相当額)を、後継となる機能(光信号電気信号変

換機能（1 G b i t / s までの符号伝送が可能なもの）の接続料原価に算入する措置がとられている。当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

当該措置を実施することについては、当該廃止機能を利用する事業者の需要がその後継となる機能に移行していることを踏まえると、適正なコストの反映を図る観点から、一定の合理性があるものと認められる。

4. 実績需要が無い機能に係る接続料の扱いについて

N T T 東日本・西日本が提供する通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもの）の6. 1 4 4 M b i t / s の符号伝送が可能なものであって、エコノミークラスのものうち、単位料金区域を跨ぐ場合の「専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路」及び「専用線ノード装置～相互接続点伝送路」に係る接続料について、令和2年度の実績需要をもとに実績原価方式によって算定されること、令和2年度の実績需要がゼロであったことから、令和3年度適用接続料金額を準用する措置がとられている。

当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

令和2年度の実績需要をもとに接続料算定を行うことができないことは明らかであり、当該措置を実施することには一定の合理性があるものと認められる。

接続料と利用者料金に関する確認の結果

1. 目的

本資料では、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第14条の2の規定を踏まえ、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東日本・西日本」という。）から申請のあった接続料の水準が、NTT 東日本・西日本の提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金（以下「利用者料金」という。）の水準との関係により、第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかについて確認した結果を示す。

2. 結果

NTT 東日本・西日本において、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成30年2月26日策定。平成31年3月5日最終改定）に従い、接続料と利用者料金の関係の検証を行った結果については、別紙1から別紙4までのとおり。両社の全ての検証対象サービスについて、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった※。

※ 検証対象サービスのうち、「その他総務省が決定するサービスメニュー」については、利用者料金収入が接続料総額を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。

接続料と利用者料金との関係の検証結果

(単位：億円)

サービス	①利用者料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収入に占める差分の比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)	
加入電話・ISDN 基本料	1,955	1,480	475	24.3%	端末回線伝送機能(メタル端末回線・光信号端末回線・メタル加算料)、回線管理運営費、回線収容装置	
フレッツADSL	66	28	38	57.6%	特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(ATMインターフェース)、端末回線伝送機能(ドライカッパ・MDF)、DSL回線故障対応機能、回線管理運営費	
フレッツ光ネクスト	4,831	1,838	2,993	62.0%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能・端末系ルータ交換機能・一般中継系ルータ交換伝送機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・IP通信網県間区間伝送機能)、回線終端装置	
フレッツ光ライト	202	84	118	58.4%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	
ひかり電話	移動体着等を含む場合	1,180	200	980	83.1%	NGN(光IP電話接続機能)、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、中継交換機回線対応部共用機能、IP通信網県間区間伝送機能、他事業者接続料
	移動体着等を除く場合	925	107	818	88.4%	
ビジネスイーサワイド	263	65	198	75.3%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	

(注1) 利用者料金収入は、2020年度の実績。

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません。)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する設備ごとの2020年度の実績需要に2022年度適用接続料を乗じて算定しています。

(加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値。)

(フレッツ光ネクスト・ライトについては、一般中継系ルータ交換伝送機能相当と関門系ルータ交換機能相当を推計トラフィック等を用いて按分。)

(注3) 加入電話・ISDN基本料の接続料相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の138億円は含みません。

(注4) 加入電話・ISDN通話料については、2019年3月5日付け総基料第31号及び総基料第34号の総務大臣通知に基づき、LRIC検証として別途報告します。

(注5) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラフィック比(通信時間比)等※を用いて除外。

※勘定科目で把握可能なものについては、個別に金額を把握した上で除外。

接続料と利用者料金との関係の検証結果

(単位：億円)

サービス		①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収入 に占める差分の 比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
加入電話・ISDN 基本料		1,931	1,473	458	23.7%	端末回線伝送機能(メタル端末回線・光信号端末回線・メタル加算料)、回線管理運営費、回線収容装置
フレッツADSL		90	47	43	47.8%	特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(ATMインターフェース)、端末回線伝送機能(ドライカッパ・MDF)、DSL回線故障対応機能、回線管理運営費
フレッツ光ネクスト		3,640	1,701	1,939	53.3%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能・端末系ルータ交換機能・一般中継系ルータ交換伝送機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能)、回線終端装置
フレッツ光ライト		117	65	52	44.4%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置
ひかり電話	移動体着等を含む場合	1,076	176	900	83.6%	NGN(光IP電話接続機能)、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、加入者交換機回線対応部共用機能、中継交換機回線対応部共用機能、IP通信網県間区間伝送機能、他事業者接続料
	移動体着等を除く場合	840	97	743	88.5%	
ビジネスイーサワイド		252	80	172	68.3%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)

(注1) 利用者料金収入は、2020年度の実績。

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません。)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する設備ごとの2020年度の実績需要に2022年度適用接続料を乗じて算定しています。

(加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値。)

(フレッツ光ネクスト・ライトについては、一般中継系ルータ交換伝送機能相当と関門系ルータ交換機能相当を推計トラフィック等を用いて按分。)

(注3) 加入電話・ISDN基本料の接続料相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の192億円は含みません。

(注4) 加入電話・ISDN通話料については、2019年3月5日付け総基料第31号及び総基料第34号の総務大臣通知に基づき、LRIC検証として別途報告します。

(注5) ひかり電話における移動体着等を除く場合については、移動体・PHS・050・国際着及びフリーアクセス・ひかりワイド着に相当する利用者料金収入と接続料相当をトラフィック比(通信時間比)等※を用いて除外。

※勘定科目で把握可能なものについては、個別に金額を把握した上で除外。

接続料と利用者料金の関係の検証結果

(総務省が決定するサービスメニュー)

品目		検証に用いた接続料等		検証結果(注)
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) ビジネスタイプ		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(4) マンションタイプ(光配線方式)	①ミニ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
(5) プライオ		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光主端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するもの)・IP通信網県間区間伝送機能(優先クラス)・一般中継系ルータ交換伝送機能(優先クラス))、回線終端装置	○	
2. フレッツ光ライト	(1) ファミリータイプ		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) マンションタイプ		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
3. ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)			NGN(一般収容局ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するもの)・一般中継系ルータ交換伝送機能(優先クラス))、IP通信網県間区間伝送機能(優先クラス)、他事業者接続料	○
4. ビジネスイーサワイド			イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○

<利用者料金収入の算定方法>

1. フレッツ光ネクスト

①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの : 代表的な割引プラン(クロススタート割引)の適用率と割引額をもとに、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金に反映。

②①以外のもの : 代表的な割引プラン(にねん割)の適用率と割引額をもとに、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金に反映。

2. フレッツ光ライト

: 基本料は約款料金。加算料は実績収入を稼働施設数で除して算定。

3. ひかり電話

: 実績収入を稼働施設数で除して算定。

4. ビジネスイーサワイド

: 収入実績と稼働回線数をもとにした割引前収入(理論値)の差額を稼働回線数で除すことで、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定。

<接続料相当の算定方法>

接続料相当は、今回申請した2022年度適用接続料を用いて算定。

・加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値。

・フレッツ光ネクスト・ライトについては、一般中継系ルータ交換伝送機能相当と関門系ルータ交換機能相当を推計トラフィックを用いて按分。

・「1. フレッツ光ネクスト (1) ファミリータイプ ①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの」の接続料相当については、以下の通り算定。

一光信号主端末回線は、2020～22年度は適用接続料、2023、24年度は2022年度適用接続料を準用した各年度接続料を、光信号主端末回線の予測需要の各年度構成比で加重平均。

一光信号伝送装置、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能)は2020～24年度適用接続料。

一上記以外は2022年度適用接続料。

(注) ○ : 利用者料金が接続料の合計を上回っているもの × : 利用者料金が接続料の合計を下回っているもの

接続料と利用者料金の関係の検証結果

(総務省が決定するサービスメニュー)

品目		検証に用いた接続料等		検証結果(注)
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) ビジネスタイプ		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(3) マンションタイプ (VDSL方式 /LAN配線方式)	①ミニ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②プラン1 ③プラン2		
	(4) マンションタイプ (光配線方式)	①ミニ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	2. フレッツ光ライト	(1) ファミリータイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
(2) マンションタイプ		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○	
3. ひかり電話(関門系ルータ交換機能を用いる場合)		NGN(一般収容局ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するもの)・一般中継系ルータ交換伝送機能(優先クラス))、IP通信網区間伝送機能(優先クラス)、他事業者接続料		○
4. ビジネスイーサワイド		イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)		○

(注) ○：利用者料金が接続料の合計を上回っているもの ×：利用者料金が接続料の合計を下回っているもの

<利用者料金収入の算定方法>

1. フレッツ光ネクスト

- ①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの：代表的な割引プラン(フレッツ 光クロスの月額利用料割引)の適用率と割引額をもとに、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金に反映。
- ②①以外のもの：収入実績と稼働回線数をもとにした割引前収入(理論値)の差額を稼働回線数で除すことで、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金に反映。

2. フレッツ光ライト

- ：基本料は収入実績と稼働回線数をもとにした割引前収入(理論値)の差額を稼働回線数で除すことで、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金に反映。

加算料は実績収入を稼働施設数で除して算定。

- 3. ひかり電話：実績収入を稼働施設数で除して算定。

- 4. ビジネスイーサワイド：収入実績と稼働回線数をもとにした割引前収入(理論値)の差額を稼働回線数で除すことで、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定。

<接続料相当の算定方法>

接続料相当は、今回申請した2022年度適用接続料を用いて算定。

- ・加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値。
- ・フレッツ光ネクスト・ライトについては、一般中継系ルータ交換伝送機能相当と関門系ルータ交換機能相当を推計トラフィックを用いて按分。
- ・「1.フレッツ光ネクスト (1) ファミリータイプ ①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの」の接続料相当については、以下の通り算定。
 - 光信号主端末回線は、2020～22年度は適用接続料、2023、24年度は2022年度適用接続料を準用した各年度接続料を、光信号主端末回線の予測需要の各年度構成比で加重平均。
 - 光信号伝送装置、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能)は2020～24年度適用接続料。
 - 上記以外は2022年度適用接続料。